

2013 年度（平成 25 年度）

博士論文

韓国の地域社会における結婚移住女性の社会適応と支援政策

—全羅南道の都市と農村における現状分析を中心にして—

立命館大学大学院

国際関係研究科国際関係学専攻

馬　兪　貞

韓国の地域社会における結婚移住女性の社会適応と支援政策
——全羅南道の都市と農村における現状分析を中心にして——

目次

序章：研究の視点-----	1
第1節 問題の所在-----	1
第2節 先行研究の検討と論文の課題-----	5
第3節 分析視点と研究方法-----	8
第4節 論文の構成-----	9
第1章：韓国における結婚移住女性の現状-----	11
第1節 韓国における国際結婚の背景-----	11
第2節 地域社会住民の結婚移住女性観-----	25
第2章：結婚移住女性に対する支援政策-----	30
第1節 中央政府の支援体制と地域社会における支援の仕組み-----	31
第2節 多文化家族支援センターの運営実情-----	38
第3節 サービス施行における支援プロセスの問題-----	48
第3章：都市と農村間の地域的差異——光州広域市と羅州を事例にして-----	50
第1節 調査対象地の概要-----	50
第2節 光州広域市と羅州における結婚移住女性の特色および支援政策-----	60
第4章：結婚移住女性に対する多文化支援サービスの地域的差異-----	69
第1節 調査の概要-----	69
第2節 結婚移住女性の社会人口学的特性-----	72
第3節 結婚過程および社会関係の関連性-----	77
第4節 現行支援サービスの限界-----	90
第5節 結婚移住女性の地域差とニーズにおける現行支援サービスの改善点-----	97
終章：まとめと展望-----	103

参考文献-----	109
付属資料 1：質問調査票-----	118
付属資料 2：単純集計一覧-----	125

韓国の地域社会における結婚移住女性の社会適応と支援政策 —全羅南道の都市と農村における現状分析を中心にして—

馬　愈　貞

要約

近年、韓国社会には結婚移住女性が増えており、彼女たちが抱える様々な問題が社会問題となっている。多文化家族の適応を目的とし、韓国政府は2008年から法律による保護および支援サービスを実施している。当初の支援サービスに比べ、現行の支援サービス内容は豊富になり、支援事業における改善も定期的になされている。しかし、多文化家族支援事業は主に全国の多文化家族支援センターが執行しており、基本的に全国一律で運営されているため、現行の支援政策は地域によって異なるニーズへの対応に弱い。すなわち、地域社会の特性、地域別支援の受益者の特性が十分考慮されなければ、受益者が必要とする支援政策を模索することは不可能である。しかしこれまで、こうした観点から現行の支援政策を捉える研究は行われていなかった。

本研究では、全羅南道における光州広域市と羅州地域を取り上げ、結婚移住女性の諸特性および諸特性間の連関が、彼女たちの居住地域のよって相違することを実証する。また、結婚移住女性が利用する支援サービスの満足度を、支援する側および支援を受ける側の双方の視点から比較分析する。この分析により、現行の支援政策の効果が低い原因として、居住地域によって支援の受け手である結婚移住女性の生活環境および諸特性の一部が相違すること、結婚移住女性間に支援情報の獲得における格差が存在すること、中央集権的構造における支援の執行体制で支援政策が実施されていることが改善すべき問題としていえる。

これら問題を改善する方向として、韓国人を対象とする多文化理解教育の拡大および義務化、地域における多文化家族支援政策の執行に関する任意決定権の拡大と資金における権限の自律、結婚移住女性のデータベースの構築、地域社会を基盤にした支援体制の構築を提示した。

こうした改善方向により、支援の内容と体制における問題が解消されれば、地域社会に居住する結婚移住女性は社会適応の段階を超え、地域社会の一員として活躍することが期待される。

Social Adaptation and Support Policy for Marriage Migrant Women in Korean Community

MA YOUJUNG

ABSTRACT

With the recent increasing number of marriage migrant women in Korean society, various problems are emerging as social problems. To allow multicultural family adapt to society, Korea has provided legal protection and support services since 2008. Compared to the previous services, the current ones are rich in content and support projects are improved regularly. However, nationwide service centers are operated in the same way, despite the multicultural family support projects implemented by multicultural family support centers. Thus, the current support policies are not enough to cope with the other support requirements by region. In other words, it is impossible to seek support policies unless the characteristics of community or applicants by region are taken into account. However, few researches have focused on support policies.

This study selected Gwangju metropolitan city and Naju, Chonnam and demonstrated that the characteristics of marriage migrant women and the correlation between such characteristics depended on the district. It also compared the group being for support services with the group receiving supports from different perspectives. As a result, the causes of ineffective support policies include different living environment or characteristics of marriage migrant women by district, different ways to acquire information, and enactment of support policies under central management. Such problems require improvement. To do so, it is necessary to expand and obligate multicultural understanding education for Koreans, expand voluntary decision right related to multicultural family support policies into local governments and liberalize the authority over support funds, build database for marriage migrant women, and establish support system in the community. If such support content and system-related problems are settled according to the directions, marriage migrant women living in the community can be expected to act as local community members going beyond social adaptation.

序章 研究の視点

第1節 問題の所在

1－1. 問題意識

国際移住機構（IOM）によれば、2012年度における国外への移住人口は全世界人口の約3.0%を占める約2億2000万人である。国際移住はグローバル化を背景に増加の趨勢にあり、国際社会および各国社会において関心が高まっている。とりわけ、アジア社会においては1980年代から女性の国際移住が急増しており、アジア諸国の中でも、韓国、日本、台湾においては国際結婚移住女性の受入国として国際結婚の増加がみられる¹。特に、この三国・地域における国際結婚の増加は、農村男性の結婚難の解消を目的としてひろまり、都市地域に居住する低所得層の男性を相手にした国際結婚へと拡大された共通点を持つ。

韓国における国際結婚の推移をみると、2000年から国際結婚が急激に増加し、2005年のピーク（韓国における総結婚件数の約13.5%）を迎えてから2006年には11.7%、2010年には約10.5%、2011年には約9.0%を占め、ゆるやかに減少傾向を見せながらも横ばい状態が続いている。

結婚移住女性は、韓国社会において、単なる労働移住者とは質的に異なる諸問題に直面した。国際結婚した夫婦が相互理解し合うことができず、離婚するケースも増加し、離婚率の増加もみられる。国際結婚した夫婦の離婚が急増した原因は、言語および文化のちがい、外国人に対する先入観や差別意識による偏見、夫婦および家族内における相互理解の不足やそれによる家庭内暴力などである。

こういった問題を解決するため、韓国政府は、結婚移住女性が抱える様々な問題の解決および韓国社会における国際結婚家族の適応を目的とし、2008年から法律による保護および支援を実施している。

また、支援の一環として、社会学、政治学、法学などの各研究分野において政府の委託

¹ 台湾は1980年代後半から外国人労働者や留学生が増えると共に国際結婚が持続的に増加し、2004年の全結婚対比国際結婚の割合は15.5%を占めたが（中国大陸の国籍者を含めると2003年の31.9%がピークである）、2010年5.9%で減少傾向を見せる（大成権真弓2013：224）。ベトナム出身女性を主とする東南アジア系出身の女性に対し、台湾政府が国際結婚を制限したことが原因である。日本においては農村の結婚難を解消するために1980年代半ばから東南アジア出身女性を相手にした結婚が増加した。全結婚対比国際結婚の割合は1985年の1.7%から増加し続け、2006年に6.1%のピークを迎えてから、2011年には3.9%まで減少した（国立社会保障・人口問題研究所2013：105）。減少の原因是フィリピン女性のエンターテインメントビザによる入国の制限、偽装結婚に対する取り締まりの強化などが挙げられる。韓国は、2005年の13.5%以降から減少傾向にある。韓国における国際結婚率の推移からみると、ベトナム、カンボジアの政府による韓国男性との国際結婚の一時禁止や制限による減少が原因であると推測できるが、明確に把握されているものはいない（韓国統計庁人口動向調査2013）。

研究も活発に行われている。委託研究は国際結婚家族に対する実態調査、他国の事例を分析した支援政策の改善策立案の二つにまとめられる。前者の実態調査は、「多文化家族支援法」に基づいて政府機関の義務とされており、実態としては各地域におかれた多文化家族支援センターが3年に一度、担当地域の調査を委託される場合が多い。

後者の支援政策の調査・研究においてはアメリカ、オーストラリア、フランス、日本などの支援制度を参考として分析した研究や、新しい支援を提示する研究が多い。しかし、日本以外の国々は、多民族国家（または移民国家）を前提として移民政策が設計されている。すなわち、これまでの研究で紹介された事例で日本を除くほとんどの国における多文化社会的対応は、韓国にみられるような国際結婚の急増に伴う諸問題には適合しない。それゆえ、それらの国々の分析結果を韓国にも同様に適用することは難しい。

特に問題なのは、結婚移住女性が必要とする支援サービスが多様に実施できる方法に注目した研究が極めて少ない点である。その理由は、受益者に必要とされる支援政策を模索するための地域社会の特性、地域別受益者の特性が十分考慮されていない上、このような要因の相互関連の分析が欠如しているからである。したがって、こうした観点から現行支援政策を捉える研究はなされていない。

多文化家族支援事業は主に全国の多文化家族支援センターが執行しており、基本的に全国一律で運営されているため、地域によって異なるニーズへの対応に弱い。

以上の問題意識を踏まえ、本論文は韓国の光州広城市と羅州地域を事例にした現地調査を通じて、結婚移住女性の特徴の地域差との関連性および彼女たちの支援ニーズを明らかにした上で、現行支援政策の改善方向を模索することを目的とする。

1－2. 用語の説明

韓国社会において結婚移住女性が増加した背景、彼女たちの適応をめぐる問題と支援政策の現状を解明する前に、いくつかの関連用語を整理しておく必要がある。ここでは、本研究における用語を類似語と使い分け、本研究における用語の選択理由を明らかにする。

（1）結婚移住女性と多文化家族

結婚移住女性は、結婚移住民女性、結婚移民女性、結婚移民者女性などといった用語と一緒に使われている。韓国で国際結婚が展開されるようになった1990年代においては、国際結婚移住女性という呼称が一般的であった。しかし政府部署が合同で2006年、「女性結婚移民者家族の社会統合支援」を発表して以来、法律および政策においては「結婚移民者女性」、「結婚移住民」という用語が主として使われるようになった。

他方、実際に国際結婚移住女性が韓国に永住移民を希望するのかについては必ずしも明確ではない。たとえば、近年では、韓国にも、物価が安く、また子供の差別問題を避ける

目的で、妻の母国または第三国への移住を考えている国際結婚夫婦もいる。こういった動向をみる限り、移住女性とその子供の居住地域は必ずしも夫の母国に限るとは言えない。韓国への結婚移住後にも途上国出身女性は出身国と受入国との関係を維持する場合が多いことから、受入国に定着した「結婚移民者女性」ではなく、「女性結婚移住者」という用語を探る見解もある（黄ジョンミ 2009：2）。

また、研究分野によって用語の使用の違いもみられる。政府機関による法律および政策の研究、法学、政治学などにおいては「結婚移民者女性」が、フェミニズム研究においては「結婚移住女性」の用語が用いられる場合が多いが、その他の学界においては両方が使われている。

本論文では、国際結婚移住女性と韓国人の夫で構成された家族を対象としており、その場合における移住女性は国際結婚により夫の国へ移住をしているが、今後母国や他国への移住の可能性からいえば、韓国に必ずしも永住するとは考えない。したがって、ここでは「結婚移住女性」を主に用いる。ただし、法律およびその他の公的文書・ステートメントからの引用や説明の場合はそのまま「結婚移民者」、「結婚移住民」の用語を、「」付けて使用する。

次に、多文化家族という言葉について、その一般的定義は、異なる国籍、人種や文化を持つ構成員からなる家族を意味する。多文化家族支援法における多文化家族の定義をみると、第一に韓国人と外国人が国際結婚して家族を形成する場合、第二に労働や留学などで入国している外国人が韓国でまたは母国で結婚して成立した家族が韓国に移住している場合、第三に北朝鮮離脱者家族が韓国に入国、または離脱者個人が韓国で韓国人または外国人と結婚した場合の三つに分類している²。法律的に多文化家族を定義する際には、異なる文化という要素より韓国人との結婚、韓国への移住という要素が強調されていることが分かる。とりわけ、国際結婚は国籍の異なる結婚そのものを意味するため、法律上の多文化家族とは実質的に国際結婚による家族を意味することになる。実際、多文化家族を論じる研究においては法律上の国際結婚により形成された家族という概念を用いる場合が多い³。加えて、韓国における「多文化社会」とは、韓国政府が推進する社会統合政策の方向を示す言葉であるが、韓国社会における「多文化」の中心には、国際結婚家族が存在することが「多文化家族」という用語の背景となっている。他方、「多文化社会」という用語は、通常「外国人労働者」について論じる場合、そして、外国人留学生や韓国に滞在する全ての外国人を統合して示す場合に用いられる。本論文では、結婚移住女性とその子供に焦点を当てている多文化家族支援政策を検討する課題に合わせ、多文化家族を、多文化家族支援法上の「韓国人と外国人が国際結婚して形成する家族」の定義に、その多文化家族は韓国

² 北朝鮮離脱住民は、北朝鮮から脱出してから韓国に亡命した住民を意味し、脱北者という表現からセトミン（新しい敷地に定着した住民という韓国語）という表現に変更された。

³ 政府の委託研究を実施する韓国女性政策研究院、韓国地方行政研究院などの研究報告書、政策研究が該当する。

人男性と外国人女性が国際結婚した場合を対象にする。

(2) 社会的支持と社会適応

社会的支持とは、人間の基本的な社会欲求に基盤を置き、ある人に関係する多様な人々との相互作用により得られる情緒的・情報的・物質的・評価的援助であり、個人の社会適応に影響を与えるものである（金ヒョンスク 2008：21）⁴。とりわけ、結婚移住女性が韓国社会に適応する際には、社会的支持を得ることにより、文化差によるストレスが減少し、社会適応もしやすくなる（金ウンシル 2007：4-5）。すなわち、他国に適応する結婚移住女性にとって、社会的支持は非常に重要な要素である。たとえば、結婚移住女性の生活満足度、適応、ストレス、精神健康における研究では、社会的支持が重要性を持つ变数であるとされている（安ウンスク 2008：17）。

本研究では、この社会的支持という概念を、結婚移住女性の社会適応に影響する社会関係の分析にあたってのキーとして位置付ける。そのうえで、結婚移住女性の社会的支持を家族・親族関係、知人・友人関係、地域社会関係の三つの側面からとらえる。

次に、「社会適応」という用語について説明しよう。従来、結婚移住女性の適応に関しては、「生活適応」と「文化（社会的）適応」という用語が使用されることが一般的であった。結婚移住女性の生活適応は生活満足度に近似しており、韓国での生活に対する満足度が高ければ生活に適応していると評価される⁵。文化適応は結婚移住女性が韓国における家族や社会構成員に接触した結果として発生した文化的・心理的变化の過程であり、文化差によるストレスの克服によって文化適応度が向上するという研究が主流である⁶。

一方で、「社会適応」という概念は、ある社会において生活していくために必要とされる環境への全般的適応を示す広義のものであるとされる。その際の環境とは自然環境、社会的環境、文化的環境がある。また、生活適応と文化適応はそこに含まれる狭義の適応である⁷。このような視点からみると、結婚移住女性が韓国社会に定着していくことの前提としての適応は、生活環境への適応だけではなく、文化的環境や社会的関係における全般的適応も必要となる。したがって、本論文における「結婚移住女性の社会適応」は韓国社会の構成員として、周囲の環境に適応・定着していくために必要な要素を習得する過程とする。

⁴ 情緒的援助は愛、面倒見、理解、励み、肯定、信頼、関心などの態度および行動を示す。情報的援助は事件の解決に関する多様な情報提供行為を含み、物質的援助は金銭、時間、生活用品、飲食などの提供である。そして、評価的援助は称賛や認定、尊重などの自分を評価してくれる態度および行為が含まれる。

⁵ 朴ジェギュ（2006）、安ウンスク（2008）、金ハンゴン（2009）、金スンギュ、李ジュジエ（2010）の研究において生活適応と生活満足度の関係、生活適応に影響する要素などについて分析されている。

⁶ ク・チャスン（2007）、ジョン・チャンソクとカン・キジョン（2008）、李ジンスク（2010）、クオン・ミヨンヒ（2011）においては、文化適応におけるストレス、文化適応に与える社会的支援サービスの影響などが研究されている。

⁷ ドゥサン百科事典インターネット版（<http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=1139220&cid=200000000&categoryId=2000000132>、閲覧日：2013年9月30日）

第2節 先行研究の検討と論文の課題

2-1. 先行研究の検討

当初の結婚移住女性における研究は、韓国社会の関心を引く課題として認識されず、国際結婚や結婚移住女性をテーマにした研究結果は、修士論文が多数を占めていた。2000年代後半になってから、結婚移住女性の適応と支援を中心に、社会的重要性が認識されつつある。ここでは、結婚移住女性の増加原因と実態を明らかにする研究、結婚移住女性の適応問題に関する研究、適応のための支援政策研究の三つの分類枠を指定し、考察する。

第一に、受入国としての韓国の背景と実態、送出国としてのアジア諸国の背景については国際結婚の初期である1992年以降から国際結婚率の高い時期である2005年前後にかけて多数の研究がなされた。例えば、韓国の伝統的な意識から男児が好まれた結果、男性の結婚難に及ぶ国際結婚の説明枠を人口学の観点から解明した金ドゥソプ（2006）の研究、ベトナムやフィリピン出身女性の立場から国際結婚を選択せざるを得なかつた背景と原因を考察した金ミンジョン（2006）とHa Minh Thanh（2005）の研究、韓国とベトナム間の国際結婚増加の原因がベトナム側の社会背景にあるとし、ベトナム農村側の生活環境の類似という視点から結婚移住女性の増加について分析した金ヒョンジェ（2007）の研究などが挙げられる。このような研究は韓国が国際結婚受入国となった背景、結婚移住女性の出身国における社会的背景や個人的要因が国際結婚につながる過程を明らかにした。加えて、保健福祉部とソル・ドンフン（2005）の結婚移住女性実態調査に続き、保健福祉部（2006）は結婚移住女性とその家族を対象にした支援政策の方案を提示するための全国多文化家族実態調査を実施した。これは全国における結婚移住女性の基本事情を総合的に捉えた初めての全数調査として評価できる⁸。

第二に、結婚移住女性の生活適応や文化適応に関する問題の研究は、結婚移住女性の家族内における不適応が彼女たちの適応に影響を与える要素とし、夫婦関係や家族生活に慣れるための支援が重要であるとしている⁹。

2005年以降からは、結婚移住女性の適応に影響を与える要因を解明しようとする研究が増加した。その多くは社会福祉学の観点の研究であり、例えば結婚移住女性の文化適応によるストレスを要因とする視角、結婚移住女性の社会的支持という社会関係と生活適応に必要な要素が適応に影響する要因であるという視角に基づいた分析が主流である¹⁰。特に、

⁸ 全国多文化家族実態調査は政策樹立のための基礎資料を確保する目的で韓国保健社会研究院と韓国移民学会が共同研究を実施した。実質的には全国多文化支援センターの訪問教育指導士などで構成された調査員によって該当地域における調査が行われた。

⁹ ヤン・チョロ（2003）、ヤン・スンミ（2006）、李テオク（2006）、ハン・ゴンス（2006）が代表研究者である。

¹⁰ 金ウンシル（2007）、クォン・ミョンヒ（2011）、ヤン・オクキョンと金ヨンスと李バンヒョン（2007）は結婚移住女性の生活適応には文化適応が最も重要な要因であると主張し、文化適応と生活満足度との関

都市地域に居住する結婚移住女性の社会的支持と社会活動への参与が、女性の生活満足度に有意な影響を与えることを解明した研究（金ナヨン 2007）や、特に農村の主婦として移住してきたフィリピン女性の葛藤について分析し、適応の可能性を提示したウン・ヒョンスク（2004a）の研究、社会的支持が結婚移住女性の文化適応ストレスを減少させ、社会適応に役立つことを明らかにした研究（金ウンシル、2007）は結婚移住女性の適応に影響を与える要因を明らかにし、支援政策の必要性を主張した。

第三に、結婚移住女性の適応のための支援政策研究では、中央政府の多文化家族支援法に基づいた現行支援政策を、社会統合という観点から分析する政府機関の委託研究が多角的に実施された。まず、韓国女性政策研究院の研究員である李ソンジュ、ミン・ムスク、シン・ヒョンオク、李テジョン（2009）は、多文化社会の構成員としての多文化家族、地域社会、政府がそれぞれの役割を果たすことで多文化社会の統合が可能になると述べ、多文化家族支援政策のパラダイムを構築するための協力体系を提示した。金賢美（2008）は、結婚移住女性の社会統合政策において、政府のビジョンや指向が明確にされないまま支援サービスが実施されている点を指摘し、社会統合政策を進める段階ではないことを強調した。金ヘスン（2011）も韓国の多文化家族対象の社会統合政策を批判的に分析し、政策の方向と目標設定の際には韓国の普遍性と特異性に留意することの重要性を指摘した。このように多文化支援政策の分析研究は、中央政府という上からの支援ではなく、地域社会という下からの支援を求める点が共通している。

地域社会の役割の重要性が指摘されて以降は、特定地域の事例研究と都市一農村の比較研究が増加した。まず特定地域の事例研究としては、全羅北道の農村地域を事例にして結婚移住女性が定着するための支援プログラムの開発を提案した朴チェギュ（2005）の研究、慶尚北道を事例にして農村に居住する結婚移住女性の生活適応に影響する要因を解明した金ハンゴン（2009）の研究などが挙げられる。

次に都市と農村地域間の比較研究の例として、地理学的観点から結婚移住女性の社会ネットワークについて都市と農村における問題点を解明した李ヨンギュン（2007）の研究、全羅南道地域を対象に、結婚移住女性の家族葛藤と生活満足度の関係に着目し、都市より農村に不適応の要因が多いことを示した金ジンヒ、朴オクイム（2008）の研究などが挙げられる。

このような事例研究は、該当地域における結婚移住女性の特徴と適応の関連性を把握し、現行支援政策の実態を明らかにした上、支援における問題点を指摘した点が共通している。

しかし、本論文の問題関心にひきつけてみると、これまでの研究は、居住地域が結婚移住女性の適応に影響することを強調するあまり、影響を与える他の要因との相互関連を分

係、文化適応と心理的安定感との関係などについて解明した。また、朴ジェギュ（2006）、李ヨンギュン（2007）、金スンギュ、李ジュジエ（2010）は社会的支持が結婚移住女性の適応を支える要因であることを基づいて、夫婦葛藤問題、移住女性のネットワークの不在について指摘した。

析する視角を軽視し、それぞれの地域の結婚移住女性に必要な支援を具体的に提示できていない点に問題がある。したがって、調査地域における結婚移住女性の特徴を居住地域によって分析し、地域特性を含めて適応に影響する諸要因間の連関を明らかにする。

2－2. 研究の課題

第一の研究課題は、韓国における結婚移住女性の現状と支援政策の実情について検討することである。これまでの研究は結婚移住女性をめぐる問題は生活・文化適応に関するものが中心となっており、支援政策の内容も適応のためのものが主であった。しかし、生活・文化適応に影響する要因として結婚移住女性の一般的特性についての議論はみられるが、結婚移住女性が居住する地域社会の特性や同地域における支援の内容および施行プロセスに関する研究は少数でしかない¹¹。韓国政府は中央集権的支援政策を実施しており、各地域社会における支援政策の内容および施行体制は画一的となる傾向がある。このような現行支援政策の実施結果と改善点を分析するためには、地域社会における現行支援の運用の仕方や支援の実施体制の詳細を検討する必要がある。本論文では、まず、結婚移住女性の背景および現状を概観し、現行支援政策の内容と支援体制を検討する。その際には韓国社会に国際結婚が増加した背景を、産業化による人口移動と儒家文化に由来する古い意識の継続、女性の意識の変化を中心に考察し、結婚移住女性の現状と彼女たちが抱える問題について検討する。

第二の研究課題は、都市と農村における地域社会の特性、および結婚移住女性の諸特徴の地域差と、両者の間の関連を検証することである。社会適応の程度や社会適応における諸問題が地域によって異なることは、結婚移住女性の特性が地域によって異なり、したがって支援ニーズの内容も変わるものではないかという疑問が浮かぶ。この問い合わせるために答えるため、まず、事例として都市と農村地域における結婚移住女性の特性の差を実証する。また、両地域において支援対策の直接の受益者である結婚移住女性の特性だけでなく、地域社会の特性、そして両方の特性の相互関連性を比較検討する。さらに、結婚移住女性にとって必要な支援事業が実施されているのかを検討するため、彼女たちの支援に対するニーズと現行の支援とのギャップを解明していく。その際、支援を受ける側からの支援に対する評価を分析するため、現行支援に対する満足度を調査・分析する。

これらの考察を通じて、地域の特性に合わせた施行方法で結婚移住女性のニーズに応える支援を実現することが可能になると考えられる。そこから、現行支援の改善方向を地域別に検討することが期待できる。

¹¹ 結婚移住女性が居住する地域社会の特性や同地域における支援の内容の研究は主に社会学、人類学、社会福祉学などにおいて、支援の内容および施行プロセスに関する研究は政治学および法学、行政学などにおいて多く存在するが、これらを総括して研究する場合は極めて少ない。

第3節 分析視点と研究方法

3-1. 論文の分析視点

韓国における結婚移住女性の事例研究は、対象地域に居住する結婚移住女性に対するインタビュー調査を通じて、彼女たちの適応における問題を分析する研究が少なくない。しかし、これらの研究において、政策的支援の方向性については対象地域個別の事情には言及されておらず、収集された結婚移住女性に関するデータ全体から、その基本的特徴を一般化して議論されている。他方、統計調査を用いて結婚移住女性の適応に影響する要因を解明した研究も多く見られるが、これらの研究は、統計結果から支援方向を提示する際に、要因間の相互連関とその背景にある調査地域の特徴や、彼女たちの適応に影響する他の要因との関連を見過す傾向がみられる。

したがって、本論文では、全羅南道における二地域を取り上げて、地域社会の特徴と結婚移住女性の特徴ならびに双方の関連性に着目しながら、地域研究の視点から都市一農村の分析を行う。

また、従来の研究は結婚移住女性への支援政策を支援する側の視点から分析するものが多く、結婚移住女性はただ支援を受ける受動的な存在として位置付けられてきた。支援実行者のみならず、支援の受け手である結婚移住女性を積極的な存在として捉え、現行の支援を評価しなければ、調査地域に居住する結婚移住女性に必要な支援を適切に設計することはできない。本論文では、結婚移住女性が抱える問題と、彼女たちが利用する支援サービスの満足度などにおける地域差を、支援する側および支援を受ける側の双方の視点から比較分析する。

3-2. 研究方法と対象

上記の分析視点に立って本研究を進めるための研究方法は次の通りである。まず、結婚移住女性に関する現行の支援を検討するため、文献資料を通じて支援法および中央政府の関連機関による支援政策の現況を概観する。また、首都圏以外の地域社会における現行の支援について現地の支援センターの資料を利用し、支援条例と支援の施行体制における問題を指摘する。これらの考察においては、支援実行機関である多文化家族支援センターの役割と支援プログラムの内容を分析することで、地域における支援状況および支援プロセスの評価を行う。

次に、事例として都市と農村地域それぞれを選定し、地域の特徴および結婚移住女性の実態と支援状況を比較考察する。その際には地域における新聞記事と韓国統計庁および事例地域の統計年報などの統計資料に加え、支援センターおよび民間団体が刊行した報告書

などを資料として用いる。

さらに本論では、設問紙調査およびインタビューをもとに、対象地域の地域特性要因を軸として実証分析を行う。調査地域の結婚移住女性が持つ諸特徴および調査地域の地域特性との関連、彼女たちが利用する支援サービスの満足度を比較分析することで、結婚移住女性が経験する問題の地域差と支援ニーズの差異を実証する。現地調査の方法は結婚移住女性を対象にしたアンケート調査、多文化家族支援センターにおける結婚移住女性の職員と韓国人の職員を対象にしたインタビュー調査、多文化支援センターと民間支援センターおよび結婚移住女性のためのイベントなどにおける参与観察の三つで構成されている。これら三つの調査を通じて、支援受益者の特徴およびニーズと、居住する地域社会の特性とともにふまえた支援の方向を提起し、実現可能な支援を模索したい。

ここで、調査対象地となる都市と農村の選定および調査対象となる結婚移住女性の選定について述べておく。

まず、調査対象地は韓国の全羅南道における光州広域市（都市部）と羅州市（農村部）であるが、選定の理由は次の通りである。一般的に韓国における国際結婚件数は人口密度が高い都市の方が多いが、結婚全体に対する国際結婚率は都市より農村の方が高い。全羅南道は穀倉地帯として、農業を中心の地域であり、2004年には全国で国際結婚率が最も高い地域であった。全羅南道に位置する光州広域市は、全羅南道における唯一の広域市であり、2005年まで全羅南道庁が所在していた大都市であるが、他の広域市に比べて国際結婚率は高い地域である。羅州は代表的な農業地域であり、国際結婚率も高い。この二地域は地域的な特性は異なるが、国際結婚率が高いという共通点を持つ。それぞれの地域的特徴と、そこに居住する結婚移住女性の特徴を比較検討することが可能である。

調査対象者は、それぞれの調査地域に居住し、韓国人男性と結婚している、もしくは、韓国人男性と結婚経験がある外国人結婚移住女性（主に東アジアの女性）で、支援センターが実施する教育プログラムの支援を受けている者と受けたことがある者が対象である。調査対象者の収集においては、両地域の多文化家族支援センターおよび光州広域市の民間支援センターの紹介を受け、センターに通っている女性のうち、国際結婚により移住した外国人女性に焦点を絞った。また、知人が運営している海外の食料品店やレストランに来る結婚移住女性や、結婚移住女性の知人の紹介も受けた。

また、調査期間は2010年3月の1ヶ月間の予備調査と、2010年9月11日～25日、2011年3月4日～29日の41日間の本調査期間を合わせた72日間であり、調査対象者の人数は光州広域市が111人、羅州市が102人である。

第4節 論文の構成

本研究の構成は以下の通りである。

第1章では、韓国の社会構造の変化により生じた結婚難の解決策として外国人女性と韓国人男性との国際結婚が増加した原因を検討し、結婚移住女性の現状について明らかにする。ここでは、韓国農村における長男の結婚難から都市地域における低所得層男性の結婚難の対策としての国際結婚とその実態を考察した上で、結婚移住女性の現況と社会適応における問題および原因を検討する。

第2章では、多文化家族支援における関連法と政府の関連機関による支援政策および地域における支援関連施策の取り組みについて考察する。特に支援法に基づいた現行の支援が地域社会においてどのように適用されているのかに焦点を当てる。加えて、政府の支援委託機関である多文化家族支援センターの運営現況と中央機関からセンターまでの政策実行体系について分析しながら、支援のシステム上の問題について議論する。

続く第3章では、結婚移住女性を都市－農村という居住地域に分けて比較考察を行なう。ここでは、韓国において国際結婚率が高い都市部の光州広域市と農村部の羅州市を選び、両地域の地域的特徴を比較考察した上で、両地域に居住する結婚移住女性を対象にした国際結婚の状況と支援政策の構造に対する地域間の比較を行う。

第4章では、対象地における結婚移住女性の地域的特徴および地域における現行の多文化支援サービスに焦点を当てる。具体的には、光州広域市と羅州における結婚移住女性の様々な特徴と地域特性とのあいだの連関を実証する。また、それぞれの調査対象地における現行の支援サービスについて、サービスの受け手である結婚移住女性の側での満足度の評価、実施側の支援センターの職員に対するインタビュー、両地域の支援現場における参与観察を通じてその問題点を具体的に検討する。

以上の実証的分析をふまえ、終章において総括を行う。現行の支援サービスの内容と支援体制における問題を改善するための今後の支援の方向について提言を行う。

第1章 韓国における結婚移住女性の現状

本章では、韓国社会における結婚移住女性の増加と彼女たちをめぐる問題に焦点を当てる。まず第1節では、高度経済成長による離農がもたらした農村の結婚難、都市の低所得層労働者の結婚難という社会的背景に注目しながら、韓国に国際結婚が増加した原因を探った後、結婚移住女性の現況と結婚前から結婚後までにおいて彼女たちがいかなる問題を抱えているのかについて明らかにする。第2節では、韓国社会に居住する結婚移住女性に対し、そうした女性を受け入れた個々の地域社会は彼女たちをどのように意識しているのかについて考察する。

第1節 韓国における国際結婚の背景

1980年代後半から増加した外国人労働者、1990年代半ばから増加した結婚移住女性の影響により、2006年に韓国政府は「多文化・多民族社会への転換」というスローガンを打ち出し、国内の外国人に対する政策に本腰を入れて取り組み始めた¹²。外国人滞在者は、2010年の6月に120万人を記録し、2011年の3月には130万人、2011年9月の集計では141万人を越えており、韓国総人口の約3.0%以上を外国人が占めている状況である（法務部2012、出入国・外国人政策本部統計2012）¹³。

在韓外国人のうち外国人労働者は約5割を占めているのに対し、結婚移住者は約2割と相対的には少数であるが、韓国社会においてより注目されているのはこの結婚移住女性の問題である。政府の支援サービスも結婚移住女性とその子供を主対象としている。血統主義・単一民族意識が強い韓国社会における国際結婚の急増に直面して、政府は結婚移住女性を潜在的な韓国の国民と見なし、彼女たちの社会適応を優先課題としたのである。以下では、韓国社会における国際結婚の急増の原因と結婚移住女性の適応における問題を明らかにするため、結婚移住女性の受け入れが増加せざるを得なかった社会背景を考察した上で、結婚移住女性の社会適応における問題を分析する。

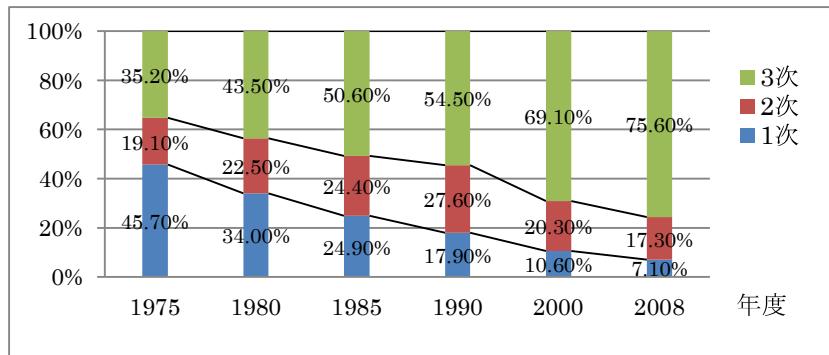
1-1. 産業化による都市と農村の変化

1962年～1986年における「経済開発五ヶ年計画」により、都市には人口の過剰が、農村には人口の過疎が進んだ。各産業における人口構成の変化は、それぞれの地域における人口移動を映し出している。

¹² 女性家族部（当時の保健福祉部）によって2006年6月に発表された『女性結婚移民者家族の社会統合支援対策』がその始まりである（保健福祉部、2006）。

¹³ 「多文化社会」は国際結婚移住した外国人女性のみならず、韓国に滞在する全ての外国人を多文化社会の構成員として統合していくこうという政府の推進計画および目標を示している。

<図 1-1> 各産業別人口の構成比の推移



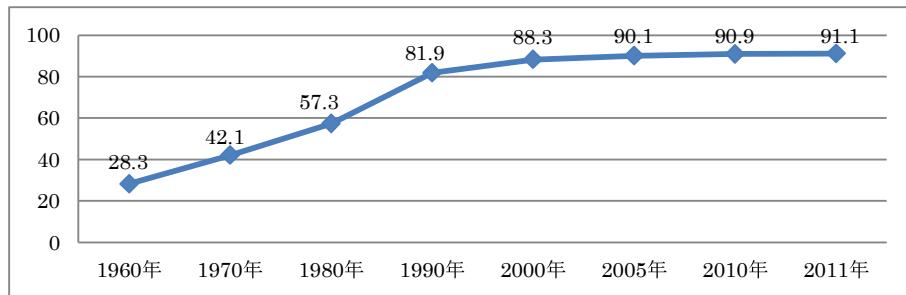
出所：韓国統計庁人口動態統計年報（2009）より引用。

<図 1-1>は韓国における各産業別人口の構成比の推移である¹⁴。1975 年に産業全体の 45.7%を占めていた第一次産業の人口構成比が、持続的に減少し、2008 年には 7.1%と 1 割を切っている。

一方、第二次産業は 1975 年以降 19.1%から 27.6%まで増加するが、1990 年を境に減少に転じ、2009 年には 17.3%になっている。都市地域を中心に急増した第二次産業において、不足する労働力を政府の誘導によって企業が農林漁村地域から募集を行った。1960 年代～1970 年代に地方の若年層が首都ソウルを中心に都会に集まり、特に女性労働者が紡織・麺工場などの繊維産業に従事した。1980 年代には重化学工業の発達によって男性労働者も増加した。1990 年から第二次産業従事者が減少した原因は次の通りである。経済成長計画は加工貿易の第二次産業を中心であったが、輸出の不振から回復せず、第二次産業における企業も 2000 年まで減少傾向であった。少数の大手企業を優先したこの開発計画により、1980 年代末を境にして第二次産業に従事する多数の中小企業が倒産または他の事業に移動した。特に、韓国社会の経済構造は短期間の経済開発政策により高度成長を達成したが、1997 年半ば以降アジア通貨危機によって第二次産業が崩れはじめた。このような理由により、第一次および第二次産業から第三次産業へ移動する従事者が増加した。特に、紡織・麺工場の減少は、繊維産業に従事していた女性労働者の第三次サービス産業への移動をもたらし、この移動は第三次産業を成長させる一因となった。

¹⁴ 各産業別に区別して職業の中身を見ると、農林漁業が第一次産業、そして、鉱業、建設業、製造業などが第二次産業に該当する。また、流通業、運輸通信業、金融業などのサービス業が第三次産業に該当する。

<図 1-2>韓国の都市化率¹⁵の推移



出所：国土交通部（2012）『国土地理院統計年報』および韓国統計庁（2012）より引用。

<図 1-2>をみると、経済開発計画による産業化政策が始まる直前の 1960 年には、全人口 2500 万人の内、28.3%の約 700 万人が都市地域に居住していた。産業化が始まった直後の 1970 年における都市化率は 42.1%であったのが、1990 年には 1970 年の約 2 倍の 81.9%、2000 年には 87.7%、2005 年には 90.1%を占めるまで増加した。その結果、農村地域には高齢者と跡継ぎの長男だけが残されることになった。そこには労働力としての移動のみならず、学歴社会という韓国の特殊性も反映されており、地域における長男以外の子供たちにおいては都市の学校に就学移動する場合が多くなった。

このように、経済発展と都市化による離農を背景にし、跡継ぎとして農村に残された青年たちはのちに述べる女性の行動様式の変化ともあいまって配偶者としては魅力を欠く存在とされ、結婚難に陥った。

次に、<表 1-1>と<表 1-2>を見てみよう。

<表 1-1> 韓国人の初婚年齢の推移

区分	1990 年		2000 年		2005 年		2010 年		2011 年	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
年齢(歳)	27.8	24.8	29.3	26.5	30.9	27.7	31.8	28.9	32.1	29.4

出所：韓国統計庁人口動態統計（2011）より引用。

まず、<表 1-1>の韓国社会における初婚年齢の推移をみると、2011 年には夫が 32.1 歳、妻が 29.4 歳で、1990 年に比べてそれぞれ 4.3 年、4.6 年と初婚年齢が高くなっている。初婚年齢が上がると共に、出生率が減少する中、妻は確実に男児を産む責任感によって妊娠中に胎児の性別診断を受け、女児と判定された場合は中絶手術を選択するケースが頻繁に

¹⁵ 都市化率とは総人口に対する都市人口の割合を示す言葉であり、都市化進行の推移が把握できる指標である。

あった¹⁶。1960年代の経済開発と共に実施された政府の家族計画事業、すなわち、人口抑制政策がこのようなケースの増加をもたらしたと考えられる¹⁷。

<表 1-2> 出生性比の推移

年度	1960	1970	1985	1990	1994	2000	2005	2010
男性	116.87	109.5	109.5	116.5	115.2	110.2	107.7	106.9
女性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：韓国統計庁人口動態調査課（2011）より引用。

<表 1-2>をみると、経済開発計画が策定された 1960 年代までは男女の出生比率は 116.87 : 100 と、正常な範囲より男性が大幅に上回っている。1970 年代には出生率の減少と共に、男児選好思想という古い観念もなくなるように見えた。しかし、1980 年代末から再び男児の方が圧倒的に多く生まれ、1990 年代から 2000 年までは女性に対する男性の出生比率は非常に高い。男児選好思想が特に強い地域においては、男女の出生構成比が 130 ~140 : 100 程度を記録し、著しく増加した時期には 180~190 : 100 (1990 年～1995 年) まで差が付いており、正常な範囲から大きく離れている（韓国統計庁人口動態調査課 2011）。2005 年以降からは男女の構成比が正常な範囲内に近づく傾向を見せており、それは晩婚化、少子化などの社会的変化において、男児選好思想は古い考え方という若い女性の意識変化によるものであると考えられる¹⁸。

<表 1-3>出生順位別出生性比

年度	一人目	二人目	三人目以上
1981	106.3	106.7	107.1
1990	108.5	117.2	189.0
2000	106.2	107.4	143.9
2005	104.8	106.4	127.7
2010	106.4	105.8	110.9

出所：韓国統計庁人口動態調査課（2011）より引用。

しかし、<表 1-3>の出生順位別出生比をみると、三人目以上は 1981 年に、107.1 の

¹⁶ ハンギョレ新聞、1989.11.5、4 版、p.11、京郷新聞、1990 年 2 月 8 日、p.12、東亜日報、1990.11.4、p.4。

¹⁷ 1960 年代以降経済成長計画と共に実施され始めた計画である。例としては、1970 年代の「娘・息子区別せず、二人生んで上手に育てよう」、1980 年代の「二人も多い」、「上手に育てた一人娘、10 人息子なんて羨ましくない」などの標語を使った宣伝用のポスターが提示されていた。1970 年代には二人、1980 年代には一人っ子の家族計画事業が実施されていた。

¹⁸ 豚（金錢運）、龍（出世運）など、子供の出産に良い干支の年は例外になる。韓国の干支で豚は猪を指す。

正常な範囲であったのが、1990年には189.0と急増している。この増加は、1987年、胎児の性別診断のための医療行為を禁止する医療法が制定されたからである。医療法の制定、男女出生時構成比の不均衡に対するマスコミのキャンペーンなどにより、1990年以降は女児に対する男児の出生構成比は徐々に減少し、2010年時点においては正常な範囲を少し上回る110.9まで減少しているが、一人目より出生比が高く維持されている点からまだ男児選好思想が韓国社会で完全に消えたとはいきれない。合計特殊出生率からみると、国際結婚が本格的に始まった2000年代に35～40歳であった男性たちは、男女出生比の高い1960年代に生まれた人たちである（表1-2）。加えて、男女出生比の高い1990年代に生まれた男性たちの結婚相手の不足は2020年から2030年の間に国際結婚の急増をもたらすことが推測される。

韓国の社会変動による韓国女性の意識変化も、韓国男性の国際結婚を増加させた一因である。1960年代初期に起こった軽工業中心の産業化およびその後のサービス産業の発達は、女性の就労の契機となり、都市への移動は男性より女性の方が多かった。この時期は、家父長制度が強く、跡継ぎは長男の役割であることが当然であったため、都市部への移動および定着のチャンスは女性に多かったと考えられる。

こうして、都市の女性たちは自ら経済力を持つようになり、都市の便利な生活や余暇時間を自由に過ごすことに慣れ始めた。都市部の女性は生活水準の低い農村での生活や経済的地位の低い農村男性を結婚相手として忌避するようになった¹⁹。農村男性に比べ、都市の男性はホワイトカラーの高賃金者であり、教育水準も高いというイメージが存在した。

さらに、農村特有の保守的で閉鎖的な考え方、女性の農村男性との結婚を忌避する原因として加わった。韓国は儒教の影響を強く受けており、特に農村社会においてはその名残が未だに影響を与えていた。たとえば、男尊女卑の思想により、家族内における女性の地位は非常に低い。また、男児選好思想により、男児の出産は昔から妻の最も重要な役割とされていた。男児を生む責任を一身に負う妻にかかるストレスはきわめて高い。農村においては結婚してから夫の両親と暮らす場合が多く、姑と嫁の関係維持の難しさやそこから生じる家族関係の問題は、韓国女性が農村男性との結婚を回避する理由となった。これに比べ、都市では夫の親と一緒に生活する必要がなく、農業に従事する必要がないという点が都市の男性との結婚を望む理由であった。

このように、当時の韓国女性が結婚相手として農村男性を選択しない理由は、都市生活の便利さ以外にも、農村男性の低い経済力と農村の古い考え方に対する嫌悪が挙げられる。

¹⁹ 韓国の経済開発計画は低賃金に基盤を置く輸出工業化政策が中心となっており、必然的に農産物低価格政策をともなったため、農家所得が停滞し、農家所得と都市住民の所得の格差が拡大した。食料自給率が年々低下し、食料不足が深刻化すると、政府は安い外国農産物を輸入し、不足した食料を埋め合わせた。その結果、農産物価格が下落する悪循環が繰り返された。農民は資産の切り売りを繰り返して没落し、毎年50万以上が都市に流入した。この離農現象は都市の過剰労働を作り出し、低賃金の構造的原因となる（金容權 2006：458-459）。

一方、輸出中心の工業化により、没落した農民が労働者として都市に移動すると、1970年代以降における都市労働力の過剰現象が労働者の絶対的貧困と劣悪な労働条件をもたらし、都市の低賃金労働者も女性の結婚相手候補から外れることになった（同上：457）。この都市における低賃金労働者を中心とした低所得層における結婚難は、農村で始まった国際結婚を都市に拡大させる要因であると考えられる。

1－2. 国際結婚の経緯

1980年代までは韓国人女性が海外に結婚移住することが多かったが、その経緯は「戦争花嫁」としての移住と出稼ぎのための結婚であった。

当時、国際結婚や結婚移住女性に関する問題が表面化されることは少数にすぎなかつた。1980年代半ばまで、結婚移住女性に関する研究といえば主に米軍人の妻である韓国女性を対象にするものであった。また、彼女たちはほとんどが夫の母国であるアメリカに移住したため、国内よりアメリカにおける彼女たちの適応に関するケーススタディーなどが主流であった（ソン・ソンジャ 1974、朴宗三 1982、ユ・チョリン 1994）。これらの研究には、彼女たちは下流層または基地村出身で、言語および文化の差により、アメリカでの生活に適応しにくかったことが明らかになっている。こうした花嫁たちは経済的または政治的移住ではなく、家族の再結合のために夫について行く者（同伴者）として見なされ、送出国においても彼女たちは基地村の売春女性と思われがちであった（保健福祉部、ソル・ドンフン 2005）。ヨ・ジョン（2007）は、米軍人の妻であるアメリカ在住の韓国人女性の多数が売春と直接関連がなく一般の在米同胞と異なる点がほぼないにも関わらず、売春と関連付けられた否定的イメージによってアメリカ社会および同胞（在米韓国人）社会においても差別されることを指摘した。

韓国人女性の日本への結婚移住については、日本へ結婚移住する女性に、再婚や婚期を逃したケースが多い²⁰。笹川は日本に結婚移住した韓国女性の背景について、大都市における未婚女性人口の相対的な過剰、女性の経済基盤の弱さ、家族法上の女性の地位の低さ、結婚適齢期意識への強い負担感の4点をあげて説明している（笹川孝一 1989:233）。このような状況下、日本への結婚移住を希望する韓国の女性と日本の農村男性が結ばれたのは、日本側の仲介業者と韓国側の結婚斡旋業者の存在があったためである（同上：218-219；武田 2011:71 より再引用）²¹。

²⁰ 韓国からの女性は再婚が少なくなかったが、当時、女性の離婚は韓国社会ではタブー視されるものであったことを理由として挙げられる。したがって、国内での再婚は困難であった。

²¹ 特に韓国においては都市部を中心に、韓国女性に日本などの海外への結婚を斡旋する「マダム・ツー」が存在し、彼女たちには結婚をまとめるために学歴や職業などに関して正確な情報を伝えず、離婚の原因になっていることで社会問題化された。このマダム・ツーという女性たちは一時期取り締まりによってその姿を消していたが、2000年代に入ってから韓国男性と東南アジア出身女性との国際結婚において活動を再開したと考えられる。

1960年代に始まった政府の経済成長政策によって韓国は第二次、第三次産業を中心に著しい経済発展を達成したが、離農による農村の過疎化を引き起こした²²。

こうして1980年代後半になると、農村男性の結婚相手不足が社会問題として出現する。1985年の人口および住宅センサスによると、婚姻適齢期（20～34歳）の男女の構成比は全国的には女性が3%不足しているが、邑単位においては8%不足、面単位以下の地域においては27%不足していた²³。また同時期の男女未婚率は全国的にそれぞれ56%、34%であるのに対し、邑面単位以下においてはそれぞれ60%、28%であり、農村における未婚男性の配偶者選択が深刻であった。1982から1988年の間に少なくとも30人の男性が結婚難を苦に自殺した²⁴。このように、農村青年の結婚難が深刻化すると、最初はその対策として支援団体などによる都市女性との見合いが行われたが、大きな成果に上がらなかった²⁵。地域社会の道庁および市庁などの各担当部署が、女性勤労者が多い工業団地や女性連合などの団体に協力を得て集団お見合いを推進していたが、農村忌避志向の強い女性が多かつたため、この事業も上手く行かなかった。また、農村に残っていた女性たちも、営農者との結婚は避けたいと考えるのが普通であった。

このような経緯で、農村男性の結婚相手は国内では見つけにくくなつたため、1980年代末頃は海外で花嫁を探そうという動きがあらわれ、1990年代初、中国東北部の延辺地域の朝鮮族を含む中国出身の女性との韓国農村地域の男性との集団お見合いが行われ、注目を浴びるようになった。これが本格的な国際結婚の始まりであり、本研究で取り上げる中国出身の女性との国際結婚の端緒である。

しかし、同じ言語を使う同じ民族であっても、アイデンティティや育ってきた文化圏が全く異なつたため、当初は気づいていなかつた風習の違いや文化差による生活上の問題が多発した。その他にも、中国人女性が出稼ぎ目的で滞在資格を得るために韓国男性と国際結婚するケースが増え、その際には斡旋業者の違法行為が多かつた。斡旋業者は国際結婚斡旋自体が不法か合法かを問わず、結婚当事者に対する結婚相手の情報の提供不履行、虚偽情報の伝達、成婚後のアフターケアなしの契約の終了などが横行した。自治体は国際結婚に対し、資金を援助するだけで、全てを斡旋業者に任せていたため、このような実情について認識していなかつた。仲介業者に被害を受けた韓国男性が増加すると、中国出身

²² 国民経済発展を目的とし、五年単位で推進された経済計画は、外国資本の積極的導入を通じた工業化が「自立経済」と「祖国近代化」に帰結されるという欧米の近代化論に基づき、政府主導で外資導入および輸出、低賃金・低米価政策に依存して推進された。この計画が推進されることによって「漢江の軌跡」という言葉ができるほど韓国は高度経済成長をしたが、経済の対外依存の深刻化や貧富の格差など、社会矛盾が激化する副作用を生んだ（金容權 2006：454-456）。

²³ 韓国における行政区分は、「洞」を都市地域、「邑」と「面」、「理」などを都市以外の地域とする。

²⁴ 「農村青年の結婚がますます深刻に」ハンギョレ新聞、1988年8月7日、2版、p.6。

²⁵ 1988年から各地域における1,600ヶ所余りの農協に設置された結婚相談所には農村男性の申請が多く集まっていた（「農協お見合い窓口に農村男性の求婚が集まる」、東亜日報、1988年8月19日、p.7）。農協は全国的イベントとして結婚仲介を行っていたが、各地域においても様々なお見合いイベントが行われていた。

女性との結婚を希望する韓国男性は減少した。

2000年に入ってからは、結婚難の男性に対し、地方自治体が国際結婚業者を通じて東南アジアの途上国女性とお見合いを勧める事業が始まり、特にベトナム女性が好まれた²⁶。若くておとなしい女性が多く、男尊女卑の韓国社会に適合すると思われたためである。ここから、東南アジア女性との国際結婚が本格化した。

<表1-4> 韓国の全結婚および国際結婚の推移

年 件数	1992	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
全体結婚	399,312	304,877	302,503	308,598	314,304	330,634	343,559	327,715	309,759	326,104	329,087
国際結婚	5,534	15,202	24,776	34,640	42,356	38,759	37,560	36,204	33,300	34,235	29,762
外国人妻の 人数(%)	2,057 (45.3)	10,688 (70.3)	18,751 (75.7)	25,105 (72.5)	30,719 (72.5)	29,665 (76.5)	28,580 (76.1)	28,163 (77.8)	25,142 (75.5)	26,274 (76.8)	22,265 (74.8)
国際結婚割合(%)	1.4	5.0	8.2	11.2	13.5	11.7	10.9	11.0	10.8	10.5	9.0

出所：韓国統計庁人口動態統計年報（2012）より引用。

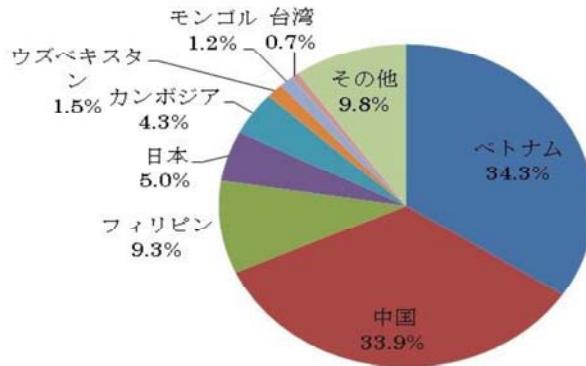
<表1-4>は韓国における国際結婚の割合の推移である。1992年には男女を合わせた国際結婚移住の割合が結婚全体の1.4%であった。しかし、その直後から国際結婚は2004年に韓国における全結婚の11.2%まで増加し、国際結婚のピークとも言われている2005年には全結婚の13.5%にまで達している。

国際結婚のうち、外国人妻と韓国人夫で構成された割合の推移をみてみると、1992年度は国際結婚の内、外国人妻の割合が45.3%を占めており、外国人夫の割合が韓国における国際結婚の過半数以上を占めていることが分かる。しかし、その約10年後には国際結婚における外国人妻の割合は約70.3%を占めており、その後も2010年度の統計まで国際結婚全体の約75%を維持している。

このように、国際結婚の割合は2005年以降やや減少傾向をみせ、2011年には9.0%と1割を切っているが、外国人妻の割合は74.8%と依然高率である。

²⁶ 農村青年を結婚させるために各地域の自治体が援助を始め、行政と手を組んだ国際結婚仲介業者に半分の費用を払い、韓国より経済的に貧困な国の女性を連れてくる形の結婚が急増した。

<図 1-3>結婚移住女性の出身国別割合（2011 年）



出所：韓国統計庁人口動態統計年報（2012）より加筆作成。

次に、韓国に結婚移住した女性の出身国についてみると<図 1-3>のように結婚移住女性のうち、ベトナム出身女性は最も多い 34.3%を占めており、その次が 33.9%の中国である。ベトナムと中国の割合は大きい差はないが、ベトナムにフィリピンとカンボジアなど東南アジアを合わせると 47.9%となり、全体の約 5 割を占めることになる。このように東南アジア出身女性の割合が高い理由は次の通りである。当初、製造業や建設業を中心とする外国人女性労働者に対し、政府は滞在期間および人権保護に関して消極的な対応しかとらなかった。女性の労働移住における入国条件の厳しさ、勤労環境の悪さは、労働移住を希望する多くの東南アジア女性を、農村の長男と都市の低所得層および再婚希望の男性を相手にした国際結婚という選択へと向かわせた。

<図 1-3>をみると、中国出身結婚移住女性の割合は、33.9%と、34.3%のベトナムとほとんど変わらない。しかし、この中国出身結婚移住女性は、朝鮮族女性を多数包含しており、朝鮮族女性は在外同胞と捉えられ、在外同胞の労働移住法によって労働移住の条件が緩和されたため、国際結婚が減少してきた。つまり、2002 年に制定された条件付の特例雇用許可制の実施を境に、朝鮮族女性は出稼ぎや居住のための労働移住という選択肢ができたため、結婚移住は減少傾向にある。さらに、2007 年には、特例雇用許可制が海外国籍を持つ同胞にも全面的に入国を開放する訪問就業制に改善され、朝鮮族女性は外国人移住労働者として入国することが容易になった²⁷。

²⁷ 韓国政府は 2002 年に中国と旧ソ連に居住する在外同胞を対象にし、特例雇用許可制という政策を実施した。しかし、「韓国に 8 親等以内の血族、または、4 親等以内の姻族がいる、または、大韓民国の戸籍に記載されているものおよびその者の直系尊属・卑属であり、40 歳以上の外国国籍の同胞」にその対象が限定されている点、訪問同居滞留資格で入国し、国内の労働部にある雇用労働安定センターを通じて契約を締結してから、就業活動の許可をもらうという手続きが必要とされる点（就業活動の許可がなくても韓国における滞在は可能であり、不法労働者として働く人が多かったのは問題点として指摘できる。）によって効果を得られなかった。2007 年からは「国内に縁故がない外国国籍の同胞」でも 25 歳以上であれば母国で訪問就業ビザを取得してから韓国への入国が可能となった。

韓国における結婚移住女性は国際結婚の成立後、夫婦は期待と相違する現実に直面し家庭内に問題を抱えることが多い。また、経済的に豊かな生活を期待していた移住女性は、国家の経済レベルと夫の属する階層とが必ずしも一致するものではなく、後者が平均より低いといった現実に直面し、家を逃げ出す例が多い。また、入国後、夫が失業者であることが判明し、移住女性が家庭の生計を負わなければならぬケースも少なくない。

一方、男性は高い費用を支払っているため、結婚移住女性に対価を期待する。その対価とは嫁の役割を果たすことである。韓国における嫁は家族内において最も低い地位におかれ、無償のサービス労働者と変わらない存在として待遇される。さらに、斡旋業者を挟んだ国際結婚であった場合は嫁を商品と同様な扱いをし、外出もさせず自由を与えないことが多く、場合によっては家庭内暴力にまでつながる可能性が高い。このように、韓国人夫や夫の家族が外国人妻に対する意識は、結婚移住女性の生活適応における様々な問題を深刻化させている。

1－3. 結婚移住女性をめぐる諸問題

韓国社会において結婚できない男性の国際結婚希望が増えることにより、多数の国内結婚仲介業者は国際結婚仲介業に転向した。このような斡旋業者による国際結婚の過程において、結婚移住女性は当初から買ってきただ商品として認識されるなど、不当な扱いをされやすい。斡旋業者による国際結婚の過程において夫に認識された外国人妻の低い立場は固定観念となり、結婚後も生活適応や社会関係、就労などの社会適応における多様な問題を引き起こす一因になると考えられる。

斡旋業者による国際結婚の経緯、結婚移住女性の社会適応における問題の検討は、結婚移住女性のための支援策、多文化家族に対する社会的取り組みを推進する方向を決定するために欠かせないものである。ここでは、斡旋業者による国際結婚における多様な問題と、結婚後において結婚移住女性が経験する諸問題を考察する。

（1）結婚経緯と結婚後の社会適応における諸問題

韓国における外国人女性の韓国への結婚移住は一般的に次の2つの経緯がある。1つは、結婚業者の斡旋、または韓国に居住している母国出身者の紹介により結婚移住するものである。もう一つは、韓国人男性が海外で外国人女性と出会い、結婚後は韓国に居住する場合や、韓国に既に居住している外国人女性が韓国男性と出会う場合もあるが、本研究で議論する結婚移住女性とは異なる範疇に入るため、ここでは議論しない²⁸。

結婚斡旋業者の歴史は、自治体の国際結婚支援の一環である「農村チョンガー（未婚の

²⁸ 本稿で述べる結婚移住女性は前者の場合であり、後者は結婚による移住ではなく、労働移住や留学などといった目的を持って移住した可能性が高い。

男性) を結婚させる事業」から始まった。最初は 1990 年代に農漁村地域を中心に始まった国際結婚支援条例が、現在は都市地域においても「農村チョンガー」を「未婚者」に変更して、一般市民を対象にした国際結婚支援条例が制定および施行されている。国際結婚相談所や国際結婚の際の結婚式場を支援する条例が制定された地域もある。当時、このような事業は憲法と「国連女性差別撤廃協約」に違反しているという指摘がある（ソ・ラミ 2009 : 43-74）²⁹。しかし、自治体と提携した斡旋業者は利益を追求し、違法行為をも躊躇しなかったため、国際結婚による被害者が続出した。成婚させるために、韓国男性のアルコール中毒や障害、年齢などの通知を意図的に怠ったり、諸々の条件を誇張したりといった行為は珍しくなかった。また、「障害者や再婚希望者歓迎」、「逃げない！ベトナム処女！」などの差別的な広告が出されることも多かった。この事態により、韓国政府は国際的に批判され、解決策を探っていた。「結婚仲介業者実態調査および管理方案研究」では国際結婚仲介業の管理法の制定、仲介業の登録制への変更が提案された（ハン・コンス、ソル・ドンファン 2006 : 132-135）。これに基づき、2007 年 9 月、結婚仲介業の管理に関する法律案が国会保健福祉委員会常任委を通過し、2008 年 6 月から結婚仲介業の管理に関する法律（以下、結婚仲介業法）が施行されているが、依然として人権問題は続いている³⁰。これによる被害も結婚仲介業管理法（2008）により減少したが、未だに続いている状況である。2003 年と 2004 年にはカンボジアが韓国男性との国際結婚を一時禁止していたが、現在は再開している³¹。また、斡旋業者の仲介により国際結婚した妻に対する DV が増加し、夫がベトナム人妻を殺した事件をきっかけに、2007 年にベトナムの女性同盟団体が「韓国政府は韓国における結婚斡旋業者の違法行為についてさらに厳しく規制しなければならない」と発表し、2010 年には韓国とベトナム間で MOU が締結された³²。しかし、最近の斡旋業者は既存の個人仲介業者ではなく、体系的な組織と巧妙な手口を用いて結婚当事者の両国において 2~3 ヶ所以上の業者が手を組むことが多いため、取締りが非常に困難であ

²⁹ 具体的には、事業目的の不当性、人身売買的国際結婚あっせん行為の帮助および助長、韓国男性の不法行為を助長、予算編成の不当性を挙げている。

³⁰ 結婚仲介業法の内容には、虚偽・誇張された表示や性・人種差別的広告の禁止、個人情報流出の禁止、契約書作成義務などの規定がある。無分別な国際結婚により結婚仲介業者を利用する消費者を保護し、結婚後発生する各種家族問題、離婚などを予防することを目的としている。

³¹ 2008 年 3 月、IOM ではプローカーを通じて韓国男性とカンボジア女性の仲介結婚事例の一部が人身売買の性格を持つ可能性があるという内容の報告書を発表した。これにより、再びカンボジア政府は国際結婚を 8 ヶ月間禁止した。その後、2011 年 3 月 1 日からはカンボジア女性と外国人男性との国際結婚において、男性は 50 歳以下であること、男性の月給は 2,550 ドル以上（約 20 万円以上）であることなどの条件を付けた（ただし、外国においては適用されない）。これに続いて、2012 年 4 月からベトナム政府当局は 50 歳以上の韓国男性と 16 歳以上の差があるベトナム女性との国際結婚を禁止する措置がとられた。

³² MOU とは、韓国とベトナムが健全な国際結婚を誘導し、女性発展を促進するための了解覚書を意味し、2010 年 10 月 21 日に韓国女性家族部長官がベトナムハノイでベトナム女性連盟主席と提結した。この締結により、両国は結婚移民予定者を対象にし、入国後の生活における韓国語の基礎教育および韓国文化教育を支援する「入国前の事前情報提供プログラム」を共同運営し、不法仲介業者に対する取り締まりを強化することを合意した（<2010 多文化>不幸な事件の渦中にも大きい変化、連合ニュース、2010 年 12 月 20 日、<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=100&oid=001&aid=0004827002>、閲覧日：2013.9.24、16:30）。

る。

斡旋業者による国際結婚の経緯は、結婚移住女性の結婚後の韓国社会への適応にどのような影響を与えるのか。その詳細をみるために、斡旋業者による国際結婚の手順を見ておく必要がある。韓国男性が相手の国を訪問し、女性とお見合いをするのが一般的である。たとえばベトナムの場合、まず、男性ひとりが女性 25~50 人の中で約 20 分以内に気に入った人を選択すると、選ばれた女性はその場で「Yes」と「No」の選択をしなければならない。しかし、地方から国際結婚を希望して都市に移動してきた女性たちには、結婚相手を選ぶ選択権がほとんど存在しないといつても過言ではない³³。

ここで注目すべきは、斡旋業者を通じた国際結婚が結婚後の移住女性にどのような影響を与えるかという点である³⁴。男性側は結婚移住女性に対し、家庭における妻および母親の役割などの伝統的に女性が韓国社会で果たしてきた役割を果たしてもらうことを重要視する。女性側は海外での豊かな生活を夢見るなどといった理由で結婚移住した後、期待と異なる現実に適応しなければならない状況におかれるのである。また、国際結婚にかかる費用を男性側が全て支払うことにより、男性は最初から家庭内の女性の地位が夫より低いものと認識するため、弱い立場から夫婦関係をスタートさせることになる。

また、斡旋業者が提供する結婚相手についての虚偽の情報により、男性の経済的状況や韓国における生活が女性の入国前の期待と異なることが頻繁にある³⁵。これは、結婚移住女性の結婚生活の継続を困難にし、離婚にまでつながるケースも少なくない。

<表 1-5>は国際結婚した夫婦の離婚の推移である。2004 年から 2011 年まで約 4 倍以上増加しており、2011 年における韓国人男性と結婚した移住女性の離婚件数は 2004 年の 5 倍を超えている。結婚移住女性の国籍別にみると、離婚全体においては中国出身女性が最も多いが、ベトナム出身女性の離婚が増加している。加えて、ベトナム女性の離婚年齢は 15~19 歳、19~24 歳と若年層が多く、中国女性は 35~44 歳の離婚が多数を占めている³⁶。

³³ 送出国における国際結婚斡旋業者はほとんどが大都市に密集している。業者たちは遠くの中小都市や農漁村から来た国際結婚希望者の女性たちに寮を提供し、お見合いおよび成婚するまでに韓国語と韓国文化教育、料理教室などを実施する。これらは全てが有料であり、結婚が成立すれば夫が費用を清算する形式である。すなわち、長期間に渡って国際結婚が上手く行かない場合、借金になるのである。女性側にとって平等な立場においてお見合いを行ない、理想の男性を選択したいのだが、現実は時間をかけて考える余裕がないため、お見合い過程が不平等であっても受動的な立場を取らざるを得ない。

³⁴ 本研究では結婚した移住女性の社会生活における適応と支援の側面を中心に論じるため、斡旋業者の調査などは言及しない。

³⁵ たとえば、期待していたより田舎であった場合や、夫の年齢が高かった場合などがあり、これらは斡旋業者の虚偽・誇張情報の提供による被害である。

³⁶ 韓国統計庁人口動態統計年報、2004 年~2012 年における外国人妻の国籍別、年齢別離婚推移によるものである。

＜表1-5＞国際結婚した夫婦の離婚推移

年度			2004	2008		2011		
全体離婚件数			138,932	116,535		114,284		
国際結婚した夫婦の離婚件数 (全体離婚対比国際結婚夫婦の離婚の%)			3,300 (2.4%)	10,980 (9.4%)		11,495 (10.1%)		
の内、結婚移住女性の離婚件数			1,567	7,901		8,349		
外国人妻の国籍	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
中国	835	1,425	2,538	3,654	5,398	5,562	4,705	4,783
ベトナム	147	289	610	895	1,078	1,292	1,552	1,931
フィリピン	108	140	165	213	268	285	299	328
カンボジア	4	6	19	99	178	109	167	192
日本	114	116	147	157	205	227	259	292
ウズベキスタン	67	75	105	112	160	174	174	133
タイ	42	36	33	59	85	113	128	137
モンゴル	83	116	132	173	213	176	154	157
その他の国	167	179	184	247	316	308	414	396
合計	1,567	2,382	3,933	5,609	7,901	8,246	7,852	8,349
								7,878

出所：韓国統計庁人口動態統計（2012）より加筆作成。

結婚移住女性の離婚が急増したのは生活適応および社会適応における様々な問題が大きく関わっていると考えられる。例えば、滞在資格の不安定、経済的不安定、出産と育児に伴う負担、家族間の親密感未形成、夫の飲酒と家庭内暴力、強制離婚、友人関係、宗教および文化差による葛藤、国際結婚に対する韓国社会の偏見と無理解などが原因とされている³⁷。また、外国人妻のストレス要因に焦点を当てた研究では、夫の社会的地位と経済的に貧困な環境、家父長的社會文化、夫の家族との葛藤などの家族関係と家庭内環境が外国人女性の生活を難しくさせ、そうした問題が妻の不安とストレスを増加させることが指摘されている（ク・チャスン 2008 : 72）。

夫の経済力と結婚移住女性の適応については、国際結婚家族の多くが極貧層であるため、結婚移住女性が経済的貧困に陥っているという調査結果を示し、韓国人夫の低い経済水準が結婚生活において配偶者に直接影響を与えることを明らかにした研究（チェ・ウンソン 2007 : 175）が、極貧層の家庭は夫が無職の場合が多く、妻は社会適応をする前から大黒柱とならざるを得ない実態を指摘している。他方で、夫の職業が非農業で所得が高い場合や、妻の母国の家族に送金ができる場合には、結婚移住女性の韓国社会への適応度が高いことを実証した研究（金ハンゴン 2009 : 107-109）もある。

結婚移住女性が経験する文化差には価値観の相違も含まれており、文化差による葛藤は彼女たちの不適応に影響を与えるとみられる。代表的な研究として、文化適応における結

³⁷ 李グムヨン（2003）と韓クギョム（2004）は結婚移住女性の人権保護という観点から、結婚後における問題点を述べている。

婚移住女性のストレス関連要因について分析し、結婚生活や育児における妻の固有の文化的背景や家族価値などに対して夫の理解がなく、一方的に韓国的价值を強要することによって葛藤が生じ、これによって妻のストレスが高くなることを指摘したものがある（李ジョンスク 2010：928）。

このように、結婚移住女性の適応に影響を与える要因は結婚の経緯における斡旋業者問題、夫の価値観、文化差によるストレスやDVなどがあげられる。しかし、結婚移住女性の居住地域によってこれらの要因はどのような差があるのか、その差によって結婚移住女性が持つ問題はどのように変わらるのかについてはさらに分析が必要である。

（2）社会関係における支援と問題

結婚移住女性が家族関係や知人関係、地域社会の構成員としての関係を築くことは、結婚に伴って必然的に生じる関係を結婚移住女性が受け入れざるを得ない場合や、韓国社会での適応において結婚移住女性の必要により関係が形成される場合がある。前者の場合は家族・親族関係が多いが、後者の場合は、結婚移住女性が社会適応における物理的・心理的支援を得るために社会的関係を持つことが多いと考えられる。

以下では結婚移住女性の社会的関係を、家族・親族関係、知人・友人関係、地域社会関係に分けて考察する。

第一に、斡旋業者を通じて結婚した韓国人夫は、結婚移住女性が結婚して最初に人間関係を築く相手であり、他国で暮らす上で最も頼るべき存在である。しかし、夫が結婚移住女性を配偶者としてではなく、買ってきた所有物のように捉えがちなため、家庭内における妻の地位は夫に対して弱い場合が多い（韓クギョム 2005：107、朴チェギュ 2006：73）³⁸。さらに、結婚移住女性の偽装結婚に対する家族の懸念は、移住女性を外部での活動に参加しにくくさせ、韓国語教育や韓国文化理解教育に接触するチャンスを減少させると同時に、外部支援ネットワークの形成を妨害している（朴チェギュ 2006：73）³⁹。そして、韓国社会の移住女性に対する偏見は、結婚移住女性の社会適応に否定的な影響を与えていく。特に、東南アジア諸国および第三世界からの女性に対する差別意識により、国際結婚家族の構成員は移住女性を世間の目にさらさせたがらず、外部世界との断絶を招いている⁴⁰。

³⁸ 韓国男性は国際結婚に必要な結婚費用、プレゼント代、そして新婦の家族に対する財政的支援などの費用を多く負担しているため、女性の配偶者を平等関係として認識するよりは、所有物として認識する。これは人権の抑圧などにつながり、結婚生活が困難になる。結婚移住女性の相談記録にも表れている例として、「僕が支払って買ってきたから、僕があなたを勝手にできるよ」や、気に入らない場合は「出でていけ」、「売ってやる」などの脅迫をする場合が少なくないようである。

³⁹ たとえば、偽装結婚の場合は韓国への入国が目的であるため、夫の家族は外国人妻が結婚して入国後に逃げ出すという不安を持つ。

⁴⁰ 斡旋業者による国際結婚が始まった当初から妻を買ってきたという売買婚の意識が存在し、この意識は妻の出身国の経済力が低いほど、外見が韓国人と異なるほど強かった。

また、夫婦間の葛藤においては経済的要因が最も多く、出産および育児の問題、配偶者の父母、兄弟との関係、夫の考え方や習慣、家事分担、文化差、コミュニケーション不全、性格の不一致などがあり、特に夫の家父長的態度や嫁に対する姑のコントロールによる結婚移住女性との葛藤が目立つ（金ヘシン 2011：43-44）。このような社会的偏見や差別を恐れる家族の行為は、結婚移住女性の社会適応を困難にさせている。

第二に、結婚移住女性が助けを必要とする緊急の事態が生じた場合、配偶者や配偶者の兄弟および親族や配偶者の友人に頼るのが一般的であるが、彼女たちにとって助力を求めるべき相手が不足していることも指摘されている（同上：48）。つまり、友人・知人との交流によって、結婚移住女性が困難な事態に直面した場合、配偶者と家族以外に支持が得られるネットワークが形成される。母国出身の知人を通じて、結婚移住女性の支援や適応などに関する情報取得ができ、韓国人の隣人は結婚移住女性が緊急を要する場合に手助けできる存在となる。

最後に、地域社会の支援には、その地域における一般市民との関係や支援サービスの利用などがあげられる。社会的支援は結婚移住女性の心理的安定に影響し、社会活動と生活満足度にも影響力を持つ（同上：48-49）。つまり、地域住民が肯定的態度で結婚移住女性と接することによって彼女たちの社会活動への参与が活発になると予想される。しかし、現実的には、結婚移住女性に対する偏見や先入観などによって、彼女たちが韓国社会の構成員として社会活動に参加する機会が不足している可能性が存在する。

第2節 地域社会住民の結婚移住女性観

2-1. 都市と農村の多文化意識

国際結婚移住女性は、農村部より都市部の方に圧倒的に多く居住しており、全体の 75% が都市部に集中している。しかし、全結婚に対する国際結婚の割合は農村部の方が都市部より高い。都市部における国際結婚率は 10% 前後を維持している一方で、農村部における国際結婚率は 2005 年のピーク時における 35~40% から徐々に下がる傾向にあるが、現在も 25~35% の水準にある。韓国における結婚移住女性はすでに家族および社会の重要な構成員となっているが、実際のところ、家族内における立場の弱さ、カルチャーギャップ、差別や偏見などを経験することが多い。結婚移住女性に対する夫や夫の家族の意識、多文化家族に対する住民の意識は結婚移住女性の社会適応と密接な関係にある。

従来の国際結婚研究においては、居住地域の違いによる多文化意識差について明確に述べているものは極めて少ない。以下では、都市と農村において、韓国人の家族や地域住民が結婚移住女性の存在をどのように受け入れており、彼女たちとどのような関係を形成しているのかに焦点を当て、地域社会における多文化意識を解明する。

都市より農村に居住する結婚移住女性の方が差別感、韓国人に対する敵対感、ホームシックが強く表れることは、すでに既存の研究が指摘している。こうした差別感や敵対感は結婚移住女性の文化適応に否定的な影響を与える（ナム・インスク、安スクヒ 2011：102-107）。国際結婚の初期において、結婚移住女性が最も信頼し、頼れる身近な存在は夫や夫の家族である。しかし、実質的には多くの結婚移住女性が夫や夫の家族との関係における難しさを経験している。都市地域に居住する結婚移住女性より、農村に居住する結婚移住女性の方が夫の両親との関係や老人扶養の難しさを多く感じている（金ハンゴン 2009：94）。同様に、文化的背景の違いによる意見衝突の発生は、都市においては主に外国人妻と韓国人夫の間における問題として現れるが、農村においては姑など夫の家族や親族とのあいだの問題も深刻であり、農村に居住する結婚移住女性の生活適応における困難を大きくしている（同上：95）。さらに、国際結婚した多くの男性は家父長制的価値観を維持しており、これは結婚移住女性が最も混乱を感じる文化差の一つである（ク・チャスン 2007：355）。こうした状況において、韓国人の家族が結婚移住女性の言語および文化や慣習の違いを受け入れるために時間と努力が必要である。つまり、韓国に同化させず、文化的差を多様性として認める意識の転換が求められる。多文化家族が理解し合うことを支援するため、多文化家族支援政策の中に多文化理解教育が存在するが、その効果はまだ検証されていない。

結婚移住女性は入国直後においては母国出身者との関係を形成する。母国のコミュニティを通じて初期適応に必要な情報の交流や心理的安定などの強力な社会ネットワークとしての役割を果たすが、韓国人ネットワークとの統合の妨害要因となる危険性を含む（金キョンオク 2010：49）。初期適応後は社会的資源としての母国人ネットワークの価値が低下する傾向が見られるとともに、子女教育のために結婚移住女性の韓国人との関係に対する欲求が大きくなる（金イソン 2011：388-389）。しかし、韓国人との交流では、子供の一時預けや経済的問題などの相談における難しさを感じたという結婚移住女性が、近所の付き合いがある女性の 2/3 以上である（金キョンオク 2010：50）。これは、結婚移住女性と直接関係を持つ韓国人に対して彼女たちの存在が多文化家族の構成員として受け入れられたのちも、韓国社会に定着した地域社会の住民として受け入れられるためには更なるハードルがあることを示唆している。

また、就労は結婚移住女性にとって韓国人との社会ネットワークを形成する一つの方法であり、夫が失業者、または低所得層である場合には結婚移住女性が直面する課題にもなる。また、子供が大きくなり、子育てから解放された結婚移住女性の中にも、就労を希望する場合がある。

これまでの結婚移住女性の就労については、結婚移住女性を対象にする求人の募集は公開的に行われず、多文化家族支援センターに関わっている個人の推薦によるものが全てであり、センターの通訳・翻訳士、多文化講師のみならず、公共勤労者（政府が給料を支給

する）もセンターの紹介や斡旋による（ユ・ウンジュ 2011：120-121）。こうして得られた仕事に従事しながら、結婚移住女性は新たな差別を経験する。具体的には、紹介されたほとんどの仕事が非正規雇用であること、給料の未支給、作業場での不適応によるいじめなどの差別問題があげられる（同上：122）。企業や雇用する側での多文化社会への適応がなんら図られていないことの問題も大きい。このような状況では、能力のある結婚移住女性が増えても、社会的偏見によって彼女たちの就労が阻まれがちとなる。

2-2. 住民意識における変化の兆し

国際結婚当初、单一民族主義・血統主義を続けていた韓国社会では彼女たちを外国人として認識している人々は少なくなかった。しかし、結婚移住女性は単なる外国人ではなく、多文化家族の構成員であり、地域社会に居住する社会構成員であるといった「社会統合」への政策と市民団体の活動により、地域社会における多文化が注目されている。国際結婚の増加により、結婚移住女性に対する夫や夫の家族の意識変化、地域住民の多文化意識の変化を把握することは、今後の多文化家族支援政策の方向を考えていく上できわめて重要である。

増してきた国際結婚移住女性の適応問題に対してようやく研究や支援は緒につきだした⁴¹。中央政府レベルでの多文化政策から始まり、地域社会においても移住者に多様なサービスの提供が期待されている。しかし、地域社会における移住者の適応には地域住民との関係が影響することに対する中央政府側の認識が足りないため、地域住民と結婚移住者との相互関係を把握した支援政策にまではふみこめていない。

では、地域住民の多文化意識はどう変化したのか。またそこには、どのような問題が残されているのか。

結婚移住女性を含む多文化家族、留学生、観光客、労働者など、外国人が増加した都市地域では、多様な文化への理解や外国人との関係への関心が高まった。これは、「差別」であった外見および言語、文化や慣習の多様性が、「差異」であるとの認識が増加したことである。同様に、多文化家族を「他者」としてではなく、社会構成員として受け入れることを意識し始めた（李美淑 2010：192）。その一例として、学校教育における多文化教育が小学校を中心にしてすでに始まっている。

他方、農村地域においては、都市のような条件は存在しない。多文化家族以外は、留学生、観光客、労働者などの外国人と出会う機会は極めて少ない。また、結婚移住女性を対

⁴¹ 農村の長男以外にも、都市の低所得層男性、離婚して再婚を希望する男性の結婚相手が国内で見つからず、国際結婚率が急増した。結婚移住女性が韓国に入国してからの社会変化や国際結婚当事者および周りの親族をめぐる諸問題に対する対策は事前に設定されていなかった。需要に合わせて供給する際に資金を援助することだけが政府の支援であるとされていた。その結果、結婚移住女性たちは言語の違いや文化差などという障壁を越えられず、韓国社会における不適応から離婚にまでつながっている。

象にした教育支援に比べ、受け入れ側である地域社会の住民を対象にした多文化理解教育への参加機会がほとんどないことも問題として指摘される（金ハンゴン 2009 : 107）⁴²。そのため、国際結婚の割合が増加しても、農村地域は依然として多文化受容能力が低く、結婚移住女性の文化に対する韓国人の家族や地域住民の理解が不足している（李ヨンギュン 2007 : 49）。このような状況において最も必要なのは、結婚移住女性と夫や夫の家族との相互理解を通じた結婚移住女性の適応と定着である。しかし、閉鎖的で保守的な農村社会においては、夫や姑は結婚移住女性が韓国生活に慣れるまで一人で外出させないため、支援センターに通うことは困難である。外出を禁じる理由の一つは、結婚移住女性が韓国入国初期に適応できず、逃げることを防ぐためであり、結婚移住女性に対する家族の先入観が依然として存在する（金キョンオク 2010 : 120-121）。

農村社会における多文化家族の夫および姑などの同居家族には結婚移住女性が韓国文化に同化することが当然である。そのため、自分たちも多文化理解教育の対象になるという自覚を持たず、この韓国人にセンターの支援教育は等閑視されがちである。また、多文化家族支援センターの多文化理解教育においても、結婚移住女性のみが参加する支援プログラムが多い。

都市地域に比べ、農村地域では直系家族の割合が高い。これは多文化家族にも適用されると考えられる。農村社会における夫の両親との同居が結婚移住女性の文化および主婦生活の適応に役立つという研究結果は、結婚移住女性の夫や夫の両親が多文化家族支援教育の重要な対象である点のみならず、この家族構成員を対象にした支援教育内容の重要性を示唆している（金ジンヒ、朴オクイム 2008 : 107）。

地域社会の住民にとって結婚移住女性が社会の構成員として受け入れられることは簡単ではない。多文化家族と地域住民との関係のための地域住民対象の教育支援を通じて、多様な文化的背景を持つ構成員が共生できる地域社会を構築することが課題となる（金ハンゴン 2009 : 108）。そのため、地域社会の多文化意識を向上させることが求められ、政府と一部の自治体は多文化家族に対する地域住民の多文化意識の向上を図るために、マスコミを利用して多文化家族や結婚移住女性の広告を実施している。これにより、韓国人の地域住民と円満な関係が形成され、結婚移住女性が韓国文化に適応しやすくなることが期待される。しかし、このマスコミを利用した多文化意識の向上には、多文化家族を特別な存在として扱っているといった新たな偏見がみられる（チョ・ソクジュ、朴チヨン 2012 : 104-105）。また、マスコミという間接的要素ではなく、地域社会活動を通じて外国人に付き合うなどの経験といった直接的要素による地域社会の多文化意識の向上に焦点を当てることが望ましい（金キョンオク 2010 : 120）。

結婚移住女性を含む移住者の数は今後も増加し続けると予想される。したがって、中央

⁴² 結婚移住女性の居住期間が長くなることによって夫の両親との関係が良くなるというインタビュー結果が存在する（ハン・コンンス 2006 : 235）。

政府と地方自治体、そして市民社会団体を含む地域住民各自の移住民に対する支援政策および役割が非常に重要である（同上：107）。今後の多文化支援政策の方向を考えるために、これまでの多文化家族に対する政策の詳細についてその特徴を明らかにする必要がある。現行の支援政策の策定・実施において、結婚移住女性がいかに韓国社会に適応できるか、多文化社会の一員として地域住民と共生できるかが十分考慮されてきたかを検証することは、非常に重要である。次章ではこれら点について詳しく検討していきたい。

第2章 結婚移住女性に対する支援政策

韓国において国際結婚が増えはじめた 1990 年代、結婚移住女性の人権問題、生活上の不適応問題、DV 問題などはすでに生じていた。しかし、社会問題として表面化しておらず、結婚移住女性に対する法的保護や支援政策も存在しなかった。2000 年代半ばに入って、結婚移住女性を巻き込んだ殺人事件や自殺などが報道されるようになり、2006 年には「国際結婚をよそおった人身売買である」と国際的な非難を受けるに至った⁴³。これにより、国際結婚と結婚移住女性に関する問題は、韓国国内のみならず、国際的な注目を浴びるようになった。こうして、韓国政府はようやく結婚移住女性の保護と支援のための法的整備に腰を上げることになった。

政府の法令および政策としては、2005 年の全国多文化家族実態調査を踏まえて 2006 年に『女性結婚移民者』家族の社会統合支援対策⁴⁴、「外国人政策基本方向および推進体系」が、2007 年には「在韓外国人待遇基本法⁴⁵」、2008 年には「多文化家族支援法」が制定された。これらは全て結婚移住者とその子女を主な対象としており、この政府の法令と関連機関における政策は主に多文化家族に向けられた福祉サービス政策である⁴⁶。韓国における国際結婚家族以外の多文化家族と受け入れ側である韓国人の共生までを含む包括的な多文化政策は存在しない（金ヘスン 2011 : 180）。また、この問題をめぐる既存の研究は、「女性結婚移民者」をターゲットとする「多文化家族支援政策」を、外国人全てを対象にする移民政策、多文化社会政策、社会統合政策、移民福祉および移民福祉サービスのなかで分析・評価するものが多いため、その政策対象および政策の改善点の焦点が明確さを欠くこ

⁴³ 夫の暴力から逃げようとしたベトナム出身の妻が、マンションの 9 階から転落（2007 年 3 月、慶北テグ、妻は妊娠中で、監禁されていた）、ベトナム出身の妻を夫が殺害（2007 年 6 月 26 日、忠南天安、当時妻は 19 歳で、入国してから 2 週間しか経っていないかった）などの事件が相次いでいた。さらに、斡旋業者が女性を商品化する表現を使ったり、海外のプローカーが結婚仲介過程における女性の人権を侵害したりする行為に対し、2006 年国連が韓国の国際結婚は売買婚の性向を持っていると懸念を示した。2008 年、2010 年にも国際結婚の相手国であるベトナム、カンボジア、フィリピンにおいて、人身売買の国際結婚に対する法律を制定し、取り締まりを強化している。

⁴⁴ 韓国の法律・政策における国際結婚移住者は「結婚移民者」としており、韓国法務部では、「結婚移民者」は韓国国民と結婚したことがある、または婚姻関係にある在韓外国人であり、出入国管理法施行令上滞在資格 F-1-3（訪問同居）と F-2-1（韓国人との婚姻による居住）を所有する者であると明記されている。この滞在資格の用語である「結婚移民者」は「多文化家族支援法」においても同様に適用される。

⁴⁵ 在韓外国人に対する待遇について基本事項を決めた法令である。大韓民国社会に適応し、個人の能力を十分発揮できるようにする一方、大韓民国国民とお互いに理解し、尊重する社会環境を作り、大韓民国の発展と社会統合を目的とする（「第 1 条」）。ここにおける在韓外国人とは、大韓民国の国籍ではなく、大韓民国に居住する目的を持って合法的に滞在している者を示す（「在韓外国人待遇基本法」、第 2 条第 1 項）。「結婚移民者」とは、在韓外国人のうち、韓国国籍を有する者と婚姻関係にある者を指す（第 2 条第 3 項）。国家法令情報センターの「在韓外国人待遇基本法」（法律第 11298 号、2013 年 7 月 1 日施行）。

⁴⁶ 金賢美 2008「結婚移住女性の社会統合：家父長制と多文化主義の間から」秋季移民学会発表文、pp.31-45、金ヒヨンス 2008「韓国多文化政策共同体の連携方案に関する研究」『韓国東北亞論総』46、pp.127-151、李シチョル、金ヘスン 2009「地方国際化議論と多文化談論：議題化、政策、測定」『韓国行政研究』18(2)、pp.109-139、チェ・ヨンシル 2009「流行か？ 実行か？ 家族研究における多文化家族談論分析と省察」『韓国家庭管理学会誌』27(6)、pp.171-186。

とが多い（同上：180）。

さらに、多文化家族政策は法学、行政学分野に研究が集中しており、多文化家族支援の「現場の実践プロジェクト」については散発的な報告がおこなわれるに留まっているのが実情である（同上：181）。

本章では多文化家族支援における関連法と政府の関連機関別支援政策の内容を検討する。次に、地域における多文化家族を対象にした地方自治団体の取り組みについて考察しながら、地域社会での支援政策の運用状況を明らかにする。最後に、多文化家族支援政策の委託実行機関である全国多文化家族支援センターの現況と諸問題、支援事業の推進体系の問題について議論する。

第1節 中央政府の支援体制と地域社会における支援の仕組み

2008年「多文化家族支援法」の制定に伴い、多文化家族関連政策の主務部署である女性家族部以外にも中央政府の関連機関（以下部署と称する）が多文化家族支援に関連する業務を実施している。業務の中には重複する内容も多く、この重複を防ぐために調整が求められ、業務調整の役割を総理室の外国人政策委員会が担っていた。その後、多文化家族支援政策は外国人の支援政策と異なるアプローチが必要とされ、部署間の業務調整は2009年に国務総理室が設置した多文化家族政策委員会が主管することとなった。しかし、多文化家族政策委員会以外にも、法務部の「外国人政策委員会」、雇用労働部の「外国人力政策委員会⁴⁷」が依然として多文化家族事業の調整に関わっており、委員会および部署間の業務内容における範囲が重複している。また、上記の3つの委員会は全て国務総理室の所属であり、上級機関の影響が及ばない独立機関は存在しない。

一方、地域社会においては中央政府の「多文化家族支援法」の標準条例案に基づいて「多文化家族支援条例」が制定されているが、地域によって既に制定されている「居住外国人支援条例」や「外国人住民の人権増進に関する条例」などと支援対象が重複するものも多い。また、支援条例の内容は中央政府の条例案と同様なものであり、各地域の特性が反映されていない。

以下では、中央政府の「多文化家族支援法」と関連部署による「多文化家族支援政策」、地域社会の支援条例と民間支援団体のサービス活動の現況を分析し、特にその支援内容の画一性と支援政策の効果について論ずる。

1－1. 「多文化家族支援法」

⁴⁷ 「外国人力政策委員会」は、外国人勤労者の雇用管理および保護のため、2003年に設置され、国務総理室に所属されている審議・議決委員会である（雇用労働部、2013、<http://www.moel.go.kr/>）。

2007 年に「在韓外国人処遇基本法」が制定され（同年 7 月施行）、この法と「国籍法」を根拠に 2008 年に制定された「多文化家族支援法」が施行されている。外国人労働者などの短期移住者とは異なり、結婚移住女性は永住者や帰化者が多く、長期的には韓国国民になる可能性が高い存在と認識されたためである。

韓国社会に急増してきた国際結婚移住女性および国際結婚家族に対し、韓国政府は移住女性の韓国社会への適応教育を試みた。従来「単一民族国家」を前提としてきた韓国政府が 2008 年に「多文化家族支援法」を定めたことは、非常に大きな変化であった。国会人権政策研究の代表者であるチャン・ヒヤンスク議員は、「多文化家族支援法」案の検討報告において「多文化家族支援法」案を制定した理由を次のように記述している。

单一民族意識は多人種・多文化家族の生活全般において多様な偏見および差別を固定化させていく。さらに、多文化家族は言語問題および文化差、貧困、家族葛藤、子女教育問題など、韓国社会の構成員として統合されることが非常に難しい状況であるが、これらに対する積極的な対策が現時点では存在しないのが実情である（女性家族部 2006 : 1-2）。

また、「女性発展基本法⁴⁸」の第 7 条に基づいて、2007 年 12 月に「第三次女性基本政策」が確定された⁴⁹。この政策における結婚移住女性は、五大課題の一つである「多様性尊重と社会的統合」に支援の対象として含まれており、結婚移住女性に関する「国際結婚仲介業者の管理方案」および「多文化家族支援法」の制定の必要性もここに示されている⁵⁰。ここでの結婚移住女性は、外国人の社会統合部門における適応教育の対象として認識されている。

以下、「多文化家族支援法」の内容をみていいく⁵¹。

第 1 条 同法は多文化家族構成員が安定した家族生活を営むことを可能にさせるため、構成員の生活の質を向上させ、社会統合に貢献することを目的とする（白井京 2008b : 158）。

⁴⁸ 1995 年 12 月に制定された「女性発展基本法」は「大韓民国憲法」の男女平等理念を実現するため、国家と地方自治団体の責務などに関する基本事項を規定することで、経済・社会・文化の領域における男女平等を促進させ、女性の発展を図ることが目的であり（第 1 条）、同法の第 7 条に女性家族長官は「女性政策に関する基本計画」を 5 年毎に樹立すると明示されている（国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=113885&efYd=20111208#0000>）。

⁴⁹ 2008 年から 2012 年まで持続可能な性平等社会をビジョンにし、戦略目標五大政策課題を推進している。その五大政策課題は、国家運営への主導的参与、女性の健康・福祉・権益強化、女性の経済的力量強化、世話の社会的分担拡大、多様性尊重および平等文化の定着である。これが修正・補完され、「女性の力量強化」と「多様性と差異尊重」を戦略目標とし、政策課題は「女性の能力強化」、「女性の権益保護」、「性平等政策推進強化」に縮小された（女性家族部、<http://www.mogef.go.kr/>）。

⁵⁰ この政策が 2008 年度末に修正され、移住女性の定着支援に関する内容が「女性の権益保護」の課題に提示されている。

⁵¹ 国家法令情報センター（<http://www.law.go.kr>）の「多文化家族支援法」（法律第 11690 号、施行 2013 年 3 月 23 日）および白井京「韓国の『多文化家族支援法』—外国人統合政策の一環として」『外国の立法』No.238、2008 年、pp.153-161 において訳された「多文化家族支援法」の全文を引用または参照している。

第2条 同法において、支援の対象となる「多文化家族」は、在韓外国人待遇基本法上の結婚移住者、または「国籍法」第3条および第4条により韓国国籍を取得した者と、「国籍法」上の韓国国民である者との結婚による家族を示す⁵²。

(第2条の2) この法における結婚移住者には、国籍法の第4条により帰化が許可された者も包含される。

第3条 国および地方自治体は、多文化家族の構成員が安定した家庭生活を営むことができるよう、必要な制度および条件を整備し、このための施策を施行することが義務である。

第3章の義務に関して、2011年より多文化家族の生活の質向上と社会統合に関する重要事項を審議・調整するために、国務総理所属で多文化家族政策委員会が設置された（第3条の4、2011年4月4日新設）。また、特別市・広域市・道・特別自治道および市・郡・区に多文化家族支援を担当する機構と公務員をおくという義務が新しく加わった（第3条、2012年2月1日新設）。

第4条 女性家族部長官は、多文化家族の実態を把握して政策策定に活用するために、3年毎の実態調査を実施し、その結果を公表する。

第5条 国及び地方自治体は、多文化家族に対する差別および偏見を予防し、社会構成員が文化的多様性を認めて尊重することができるよう、多文化理解教育を実施し、広報等の必要な措置をとる。

第6条 国及び地方自治体は多文化家族に対し、生活情報提供及び教育を支援することができる。

第7条 国及び地方自治体は家族相談や夫婦教育等の平等な家族関係のための措置に努力する。

第8条 国及び地方自治体はDV（家庭内暴力）の被害者に対する保護及び支援に努力する。

第9条 国及び地方自治体は医療および健康管理に対する支援することができる。

第10条 国及び地方自治体は児童の保育及び教育への支援ができる。

第11条 第5条から第10条における支援政策を実施する際に、国及び地方自治体は多言語によるサービスを提供する努力規定がある。

第12条 国及び地方自治体は、多文化家族支援センターを設置・運営することができる。

第13条 国及び地方自治体は、関連業務に従事する公務員に対し、理解の増進と専門性向上のための教育を実施することができる。

第14条 大韓民国国民との事実婚関係で出生した子を養育している多文化家族構成員に対してのみ、第5条から第12条までの規定を準用する（事実婚配偶者および子女の待遇）。

第15条 女性家族部長官は権限の一部を市・道知事、または、市長・郡守・区長に委任できる。国家と地方自治団体は業務の一部を非営利法人や団体に委託できる。

⁵² 国籍法上、出生による国籍取得（第2条）、認知による国籍取得（第3条）、帰化による国籍取得（第4条）によって韓国国民の資格が付与される。

第16条 支援事業を行う団体や個人に対して必要とされる費用の全部または一部を支援することができる。

このように、「多文化家族支援法」は、多文化家族に対する支援サービスを提供するための具体的な項目を提示している。結婚移住女性の適応の支援と社会統合のため、地方自治体の多文化家族支援センターの設置根拠が明確にされており、地方自治体による多文化家族の支援専門機関と公務員の配置が義務化されている（尹靖水、朴志先 2013 : 203-204）。しかし、社会統合の意味が明示されていない点、支援法の範囲が結婚移住女性とその子供の適応支援に限られている点は問題であるといえる。

1－2. 多文化家族支援における中央部署の推進体系

多文化家族支援の主務部署である女性家族部および支援に関わる各部署の事業は、多文化家族支援政策の設置根拠が法律ではなく、国務総理訓令であるため、「在韓外国人処遇基本法」に基づいて 5 年ごとに立てられる「外国人政策支援基本計画⁵³」によって推進されており、第一次多文化家族政策基本計画は 2008 年から 2012 年まで、第二次政策は 2013 年から 2017 年までが第二次計画期間である。

第一次多文化家族支援政策における基本計画は、五大領域の 61 点の詳細課題に対し、女性家族部、教育部、法務部、安全行政部、文化体育観光部、保健福祉部、農林畜産食品部、雇用労働部、公正取引委員会、警察庁、国務総理室の 11 ヶ所の中央行政機関および地方自治団体が推進していた。2013 年からの第二次基本計画には、六大領域における 86 点の詳細課題が計画されており、公正取引委員会が放送通信委員会に代わり、国防部、外交部が加わった 13 ヶ所の中央行政機関と裁判所および地方自治団体が推進機関となっている。

各担当部署は相互に連携する関係にあるが、業務における多数の重複が問題となっている。各部署間の業務調整は、2009 年に新設された多文化家族政策委員会の主管である。しかし、国務総理室における法務部は「外国人政策委員会」を通して外国人政策全般の次元での考慮が必要であると主張したが、雇用労働部は外国人労働力の確保・支援から部署間の業務を審議・調整する必要性を主張し、「外国人力政策委員会」を維持させた。結局、国務総理室の下にこの三つの委員会が業務の調整を行っており、独立した総括委員会が存在しないため、部署間の業務の調整・審議における委員会の機能および業務範囲にも重複や葛藤が生じることが予想される（金ヘスン 2011 : 196）。

⁵³ 「外国人政策基本計画」は、積極的な開放、質の高い社会統合、秩序のある移民行政、外国人の人権擁護の 4 つの政策分野に分かれる。

＜表 2-1＞第 1 次多文化家族政策の基本計画における事業の重複現況

事業内容	担当部署
多文化教育における専門家の養成	法務部、教育科学技術部
多文化に対する理解増進	安全行政部、文化観光部、法務部、教育科学技術部
社会参与および疎通強化	文化観光部、教育科学技術部
「結婚移民者」の社会適応支援	女性家族部、安全行政部、法務部
人権増進および救済、人権侵害の防止	法務部、女性家族部、雇用労働部
被害外国人の救済強化	法務部、雇用労働部
多文化知識情報のポータルサイトの構築	文化観光部、女性家族部

出所：「第 1 次外国人基本計画」女性家族部 (<http://www.mogef.go.kr/>) により作成。

＜表 2-1＞をみると、支援事業における主務部署および関連部署の事業が実際に重複していることがわかる。特に、多文化に対する理解の増進においては四つ以上の部署が類似事業を行っている。

また、外国人現況調査、多文化祝祭などの行事、外国人コールセンターにおいても安全行政部と法務部、女性家族部の業務が重複している。他にも「結婚移民者」の経済的自立のための就職関連支援事業は労働部と女性家族部が重複している⁵⁴。

さらに、2012 年 12 月には 2013 年から施行される第二次多文化家族政策の基本計画が公表されたが、業務の調整を総括する独立機関は確立しておらず、推進機関と各業務は大きく変わっていない。今後も業務の重複を避けざるを得ないことが明らかである。

こうした現象は、関連事業の領域における中央部署間の拡大競争に起因する。業務対象および内容における推進機関の管轄が異なるという理由づけによる支援の重複は、支援効果を下げ、予算の浪費をもたらしている⁵⁵。

1-3. 地域社会における支援条例の実態

各自治体は多文化家族に関する支援条例を制定している。外国人のための支援条例には、「居住外国人支援条例」、「多文化家族支援条例」、「外国人住民人権および待遇増進に関する条例」などが存在する（張ミョンソン 2011：367）⁵⁶。「居住外国人支援条例」は 2007

⁵⁴ 「政府多文化事業、部署別重複が沢山」、明日新聞、2013 年 8 月 13 日、p.4。

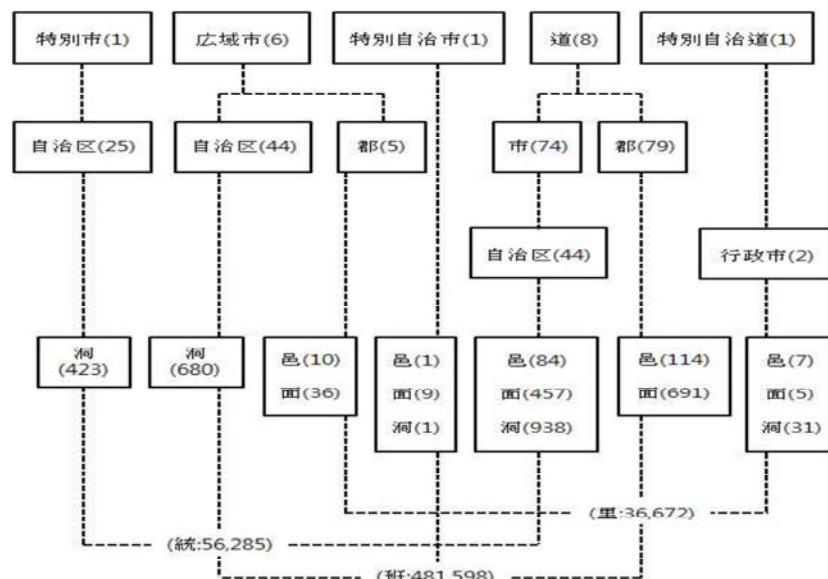
⁵⁵ 「多文化社会の現住所」、E-today、2012 年 6 月 28 日 (<http://www.etoday.co.kr/news/section/newsview.php?TM=news&SM=2203&idxno=602181>)、MK ニュース、2013 年 6 月 16 日 (<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2013&no=471731>)、中央日報、2013 年 7 月 15 日 (http://article.joins.com/news/article/article.asp?total_id=12067768&cloc=olink|article|default)

⁵⁶ 各条例の詳細はインターネット自治法規情報システム www.elis.go.kr を参照されたい。

年に安全行政部が発表した「居住外国人支援標準条例案⁵⁷」に基づいて地方自治体が制定したものである。「多文化家族支援条例」は「多文化家族支援法」に基づいて地方自治体が制定したもので、主な内容は「多文化家族支援法」の内容と類似している。「外国人住民人権および処遇増進に関する条例」は2009年3月に初めて外国人労働者の密集地域であるアンサン市で制定された。外国人の人権を保護するために市、企業、市民社会団体および地域住民がすべきことが明示され、外国人住民の人権増進施策に関する基本事項を規定している（張ミョンソン2011：368－369）⁵⁸。ここでは、多文化家族の構成員である結婚移住女性に関わる「多文化家族支援条例」を中心に考察する。

まず、地方自治体が制定する多文化家族支援条例を検討する前に、韓国における行政組織のあり方をみておく必要がある。

<図2-1>現行の地方自治体における組織単位



出所：安全行政部『2013 安全行政統計年報』、安全行政部情報統計担当官室、p.263より転載。

<図2-1>は韓国の行政組織を表したものである。韓国的地方自治体は基礎自治団体と広域自治団体に分けられる。基礎自治体は、住民の生活に直接関わる行政サービスの提供主体としての自治単位であり、市・郡・自治区がこれに該当する。基礎自治体は、自治権の及ばない地域組織（区一邑・面・洞一統・里一班）をもち、広域自治体は、基礎自治体では処理できない事務や複数の基礎自治体にわたる広域事務を補完的に処理するとともに、

⁵⁷ 標準条例案では、入国して90日以上居住している外国人を住民とし、移住民にも人間の基本的権利の付与を認めた措置である。

⁵⁸ アンサン市以外にも、光州広域市に二ヶ所、全羅南道に二ヶ所、ソウル市に一ヶ所において制定されている（2010年現在）。

国と基礎自治体との間の連絡調整を行う自治体である（佐藤満、清水直樹、麻植淳、水田敦士 2004 : 196）。ソウル特別市・道・広域市・世宗（セジョン）特別自治市・濟州（チエジュ）特別自治道がこれに該当する。

ここで注目すべき点は、基礎自治体と広域自治体の行政区域が重複していることである。ソウル特別市や広域市の内部には郡・自治区が、道の内部には市・郡が置かれており、出先機関を含め三階層または四階層の行政機関が全国に設置されている（同上 : 196）。多文化家族の支援政策は中央政府が推進しており、地方自治体に予算を策定し、政策の実行における管理・維持の役割を与えている。多文化家族が地域社会に定着し、地域社会と統合されるためには、地方自治体を中心に支援事業が推進・施行されることが必要とされる。しかし、地方自治体の行政区域重複は地方自治体の支援予算および権限における競争、支援対象の重複をもたらす原因となりうる。

地方自治体では、「多文化家族関連条例」が制定され、その目的は、多文化家族に対する安定した家族生活と社会適応など、韓国社会で共に生活していく環境を助成する際に必要な事項を定めることである。2010年には全国の 79ヶ所で「多文化家族支援条例」が制定された。その内、全羅南道は最も多い 14 自治体（1 道、5 市、8 郡）、次いで慶尚北道では 10 自治体（1 道、5 市、4 郡）において支援条例が存在する（張ミョンソン 2011:370-371）。

各自治体における支援条例の内容をみると、目的、多文化に対する理解増進および新聞・放送または通信関連事業者に対する勧告、「結婚移民者」などの基本教養教育、生活情報提供、平等な家族関係維持のための相談など、自活支援、家庭暴力被害者に対する保護・支援、児童の保育支援、生活・法律相談の提供などが規定されている（同上 : 372）。

問題は、このような自治体の条例が、各地域の特性、各地域に居住する多文化家族の特性を考慮せず、政府の標準条例案の内容をそのまま用いた点である。地域社会の実状を考慮していない政府の条例案と同一の内容である支援条例は、支援サービスの実施機関が直面する現場の実情に必ずしも適合しない。しかし、自治体と支援サービスの実施機関は上下関係にあるため、実施機関は条例と実情との矛盾をかかえつつ、支援サービスを実施せざるを得ない。つまり、多文化家族政策は地域社会において実質的・効率的に施行され難い状況にある（同上 : 368-369）。

このような問題を認識した中央政府により、各自治体において 2012 年新設された多文化支援の担当部署は各地域における各種支援機関の統括を行っている。しかし、同部署の名称が統一されていないこと、地域の多文化家族支援センターに全ての業務が委託され、部署が独自の事業を推進するケースは非常に少ないことが指摘されている（チョ・ソクジュ、朴チヨン 2012 : 82-89）。

また、1990 年代から多くの自治体が農漁村の未婚男性を結婚させるために「国際結婚支援条例」、「農村チヨンガーを結婚させる条例」を制定し、農村男性が国際結婚すると、一人当たり約 500 万ウォン～1,000 万ウォンの結婚費用を援助し始めた。2000 年代半ばには

全国 60ヶ所の自治体が支援条例を制定するに至ったが、市民団体からは、外国人女性の人権侵害と結婚仲介業者の暴利などの問題が指摘され、こういった条例の廃止が求められた。さらに、国際結婚仲介業者の不法な結婚斡旋行為および多文化家庭における暴力・殺人などの事件の多発により、国際結婚自体も減少した。そのため、同条例に基づく予算について、実績が低い自治体は国際結婚の費用援助を中断した。2010年には全国 24 の道・市・群に存在した同条例は、2011年には全国 10 自治体にまで減少した(ソウル新聞 2011)。他方、条例が存在しない地域において、男性が結婚する場合、自治体が結婚費用を支援する事業を実施していることも問題である(張ミョンソン 2011 : 369-371)⁵⁹。いずれにせよこうした費用補助の携帯の「支援」は、費用を支払って連れてきた商品であるという結婚移住女性への先入観を招くだけではなく、結婚仲介業者の不法行為による韓国男性と外国女性双方に被害を引き起こす原因となっている。

第2節 多文化家族支援センターの運営実情

各地域における中央の政策事業は、基本的には自治体が実施する。その際には、関連機関に委託するか、随意契約や公募を通じて選定された機関または民間団体が施行する(金ヘスン 2011 : 192)。本節では主な支援実行機関である全国の多文化家族支援センターに焦点を当てて、部署における支援事業と、多文化家族支援センターの支援サービス内容および支援実施体制を検討する。

2-1. センター事業の概要

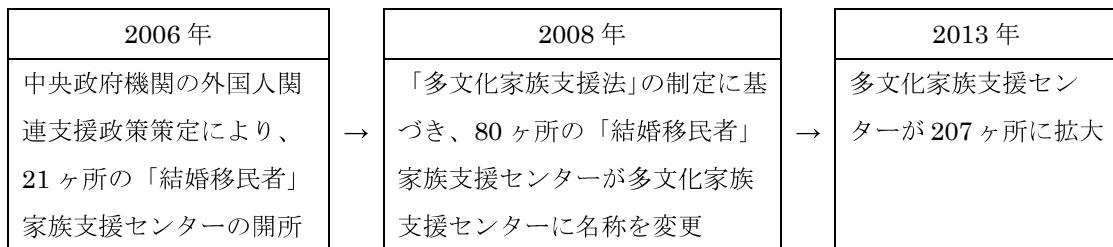
多文化家族支援センターの事業目的は、多文化家族の定着と安定した家族生活を支援するため、韓国語教育、家族および子女の教育相談、通訳・翻訳および情報提供、多文化家族としての役割強化の支援など、総合サービスを提供することにより、多文化家族の韓国社会での早期適応および社会・経済的自立への支援を図ることである(女性家族部 2013 : 13)。2006 年の『女性結婚移民者』家族の社会統合支援方案に基づいて、女性家族部は健康家庭支援センター(現在の韓国健康家庭振興院)に「結婚移民者」家族支援センター(現在の多文化家族支援センター)の運営を委託した⁶⁰。当初、「結婚移民者」家族支援

⁵⁹ 主に農漁村の未婚男性の国際結婚支援に関する条例であり、婚者国際結婚支援条例とも言う名も使用されている。全羅北道の 5 自治体(全て郡)、慶尚南道の 5 自治体(1 道、4 市)、江原道の 4 自治体(1 市、3 郡)などである。

⁶⁰ 健康家族支援センター(Healthy Family Support Center)は、家族に必要とされる多様な福祉サービスを提供するため、健康家庭支援法に基づき 2004 年制定および 2005 年から施行されている韓国の福祉機関である。女性家族部傘下の機関であり、2011 年には全国の 138ヶ所の中央・市・道・市郡区で健康家庭支援センターが運営されている。各センターは健康家庭支援センターの運営指針を基に、共通必修事業と選択事業を実施している。

センターの主要な業務は国際結婚家庭の児童養育訪問教育と結婚移住女性の韓国語訪問教育であった。

＜図 2-2＞多文化家族支援センターの変遷



出所：財団法人韓国健康家庭振興院（<http://www.liveinkorea.kr/center/default.asp?pzt=ct&cc=mfsc>、2013）より作成。

＜図 2-2＞のように、2008 年に「多文化家族支援法」の制定と同時に、「結婚移民者」家族支援センターが多文化家族支援センターに名称を変更し、2009 年からは多文化家族の子供の言語発達の支援事業および「結婚移民者」通訳・翻訳サービスの実施を支援内容に加えている。2011 年の「多文化家族支援法」の改正により、多文化家族の対象においては、帰化による韓国人、認知による韓国の国籍取得者を韓国人とすることにより、国際結婚による多文化家族の範囲が拡大された⁶¹。2012 年の「多文化家族支援法」の改正により、多文化家族支援センターの設置および委託運営の法的根拠がととのえられることにより、多文化家族支援センターはその数を急速に増やし、2013 年には全国で 207ヶ所が運営されている⁶²。また、市・郡・区別「結婚移民者」数、地域特徴（都農比率）を考慮し、多文化家族支援センターを指定する業務が女性家族部から市道および市・郡・区に変更された⁶³。

多文化家族支援センターの運営類型は直営センターと委託センターに分けられる。直営センターは地方自治体が直接運営するセンターであり、委託センターは国家または地方自治体がセンターを設置し、運営を専門機関（法人・団体など）に委託する形態である（女性家族部 2013：16）⁶⁴。

委託運営機関の資格基準は、社会福祉法人、非営利法人、共益法人、非営利団体、学校、女性部長官が認定する法人・団体がある。センターの基本運営費は国費+地方費になっており、翌年度の各センターの運営費を決定する基準は、今年度のセンターの事業実績（決定基準の 7割）、センターの管轄区域における「結婚移民者」および子女の数（決定基準の

⁶¹ 「多文化家族支援法」第 2 条、2011. 4. 4. 改正。

⁶² 「多文化家族支援法」第 12 条、2012. 2. 1. 改正。この改正により、多文化家族支援センターは女性家族部の指定から市・郡・区が委託または指定するように変更された。

⁶³ 韓国の行政区分については、＜図 2-1＞における説明を参照されたい。

⁶⁴ 自治体がセンターの設置空間を提供しないで、委託された機関が提供した場合を含む。

3割)である(同上:16)⁶⁵。

多文化家族支援センターにおける支援業務の総括は、韓国健康家庭支援センターが行つてきたが、2009年に保健福祉家族部によって新設された財団法人韓国健康家庭振興院(=全国多文化家族支援団)に変更された。現在は韓国健康家庭振興院が女性家族部における中央管理機関として支援事業を統括している。

<表2-2>全国の多文化家族支援センター数と拠点センター(2013年1月)

市・道	拠点センター	センター数	支援額
ソウル	永登浦区多文化家族支援センター	23ヶ所	29~45 百万ウォン ⁶⁶
釜山	南区多文化家族支援センター	8ヶ所	
大邱	東区多文化家族支援センター	7ヶ所	
仁川	富平区多文化家族支援センター	9ヶ所	
光州	北区多文化家族支援センター	4ヶ所	
大田	大田広域市多文化家族支援センター	4ヶ所	
蔚山	南区多文化家族支援センター	4ヶ所	
京畿	安山市多文化家族支援センター	29ヶ所	
江原	春州市多文化家族支援センター	14ヶ所	
忠北	槐山郡多文化家族支援センター	12ヶ所	
忠南	天安市多文化家族支援センター	15ヶ所	
全北	益山市多文化家族支援センター	14ヶ所	
全南	順天市多文化家族支援センター	20ヶ所	
慶北	龜尾市多文化家族支援センター	23ヶ所	
慶南	慶尚南道多文化家族支援センター	19ヶ所	
濟州	濟州市多文化家族支援センター	2ヶ所	

出所:女性家族部(2013)『2013年多文化家族支援事業案内』女性家族部多文化家族政策課、p.74より
転載。

<表2-3>は、各市・道の広域自治団体における多文化家族支援センターの数と、各支援センターを支援・管理するために設置・運営されている韓国内の拠点センター(16ヶ所)を表したものである。

地域における拠点センターは2008年に新設され、当初全国に5ヶ所であったのが、多文化家族支援センターの急増によるセンター管理の必要に応じて16か所に拡大された(女

⁶⁵ 多文化家族施行令第12条の2に基づくものである。

⁶⁶ 1センターあたりの額を表している。

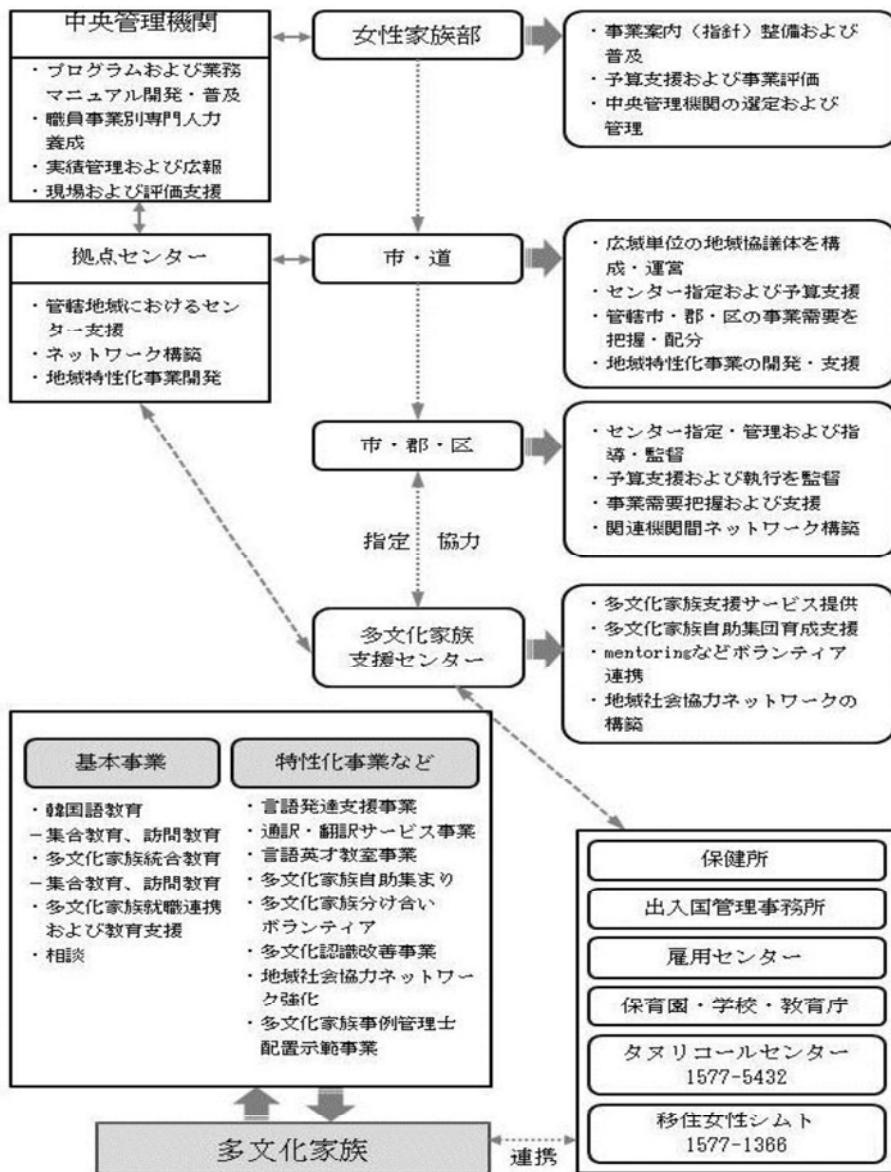
性家族部 2013：74）⁶⁷。国際結婚件数が多く、結婚移住女性の居住が集中しているソウルおよび京畿地域に多文化家族支援センターが多数所在していることが分かる。その次に、慶尚北道、全羅南道、慶尚南道地域は国際結婚率が高い地域であり、この地域における多文化家族は今後地域の主な構成員としての役割が重視されていることが分かる。

2－2. 支援事業の推進体系

2012 年まで女性家族部の業務であった支援センター設置の指定が、2013 年からは市・道および市・郡・区により実施されるとともに、支援センターが必要とする予算と運営における支援も市・道および市・郡・区の業務となった。

⁶⁷ 指定要件は①センターの実績が優秀で、事業力量が認められるセンター、②管理地域内の接近性が優秀なセンターがある。拠点センターの業務は、①市・道別の特性に合わせた多文化家族支援プログラムを開発する、②圏域内の多文化家族支援センターの支援および管理、③中央管理機関と圏域内のセンターとの連携、④圏域内のセンターと関連機関間におけるネットワークの構築および運営、⑤多文化家族支援事業と関連し、女性家族部が要請する事項に対応することである。拠点センターの予算（運営費）構成は国家・自治体の補助金、法人転入金、その他の収入によるものである。そして、その予算は人件費、機関運営費（業務推進費、会議費、教育費など）、一般運営費（旅費）、施設費（資産取得費）、事業費（自治体プログラム開発費、職員教育、相談事例発表会、ネットワーク事業など）で支出される。

<図 2-3>多文化家族支援事業の推進体系



出所：女性家族部（2013）『2013 年多文化家族支援事業案内』女性家族部多文化家族政策課、p.8 より
転載。

<図 2-3>は全国における多文化家族支援事業の推進体系であり、中央担当機関から多文化家族支援センターまでの連携の構成と各機関の役割を表したものである。

拠点センターの役割は多文化家族支援センターの事業の支援・管理であり、多文化家族

支援センターは基本事業と特性化事業⁶⁸を実施する以外にも、多文化家族と地域における保健所、学校、雇用支援センターなどの社会福祉サービスの関連機関を連携させる業務が含まれている。

そして、多文化家族に支援サービスを提供する執行機関として、多文化家族支援センターが存在する。支援プログラムは教育事業、相談事業、文化事業、広報および情報提供に区分されているが、各事業の詳細内容については後述する。

地域社会では、保健所、出入国管理事務所、雇用センター、学校などの地域機関や施設と多文化家族支援センターが連携し、多文化家族構成員が必要とする支援を提供している。そのなかでも、タヌリコールセンターは全国規模で実施されているものであり、結婚移住女性の悩みや支援情報などについて対応する電話相談機関である⁶⁹。移住女性シムトは家庭内暴力などの被害を受けた女性を一時的に保護するところである⁷⁰。

最も重要とされる業務は、サービス対象者を発掘、選定することである。特に、新規入国の「結婚移民者」に対し、多文化家族サービスのアクセスを再考する目的で、部署間の協力を通じて提供された新規入国の「結婚移民者」情報を多文化家族センターなどに連携し、サービス情報の案内などに活用することが実施されている。外国人妻が入国する際に、出入国管理事務所によるハッピースタートプログラム⁷¹を申請することで、法務部側は個人情報を収集する。その情報は女性家族部に通知され、多文化家族サービス総合案内書を発送する。また、個人情報は中央管理機関、地域の多文化家族支援センターにも通知され、電話および訪問などを通じて韓国語教育、訪問教育サービスの案内を進める（女性家族部

⁶⁸ 基本事業は、<図2-3>のように、韓国語教育、訪問教育、就職支援、相談支援などの基本的な支援サービスを指し、特性化事業には、翻・通訳サービス、多文化家族集まりにおける支援、多文化認識の改善事業、地域社会のネットワーク強化などの支援が存在するが、これらに対する具体的な事業内容は提示されていない、詳細が明らかでない。

⁶⁹ タヌリとは、多文化を象徴する「多」とホームページを指す韓国語である「ヌリジブ（ヌリ家）」のうちの「ヌリ」を組み立てた単語であり、「多文化家族みんなが味わい楽しむ」ことを意味する。政府機関である女性家族部と（株）ボスコの民・官が協力し、韓国生活になれていない結婚移住者および多文化家族を対象に情報提供と情緒支援、生活通訳サービスを提供する事業である。2011年6月に開所され、開所1周年間の利用者数が二万余人を越えている。このサービスの利用対象は、結婚移民者とその配偶者などの多文化家族が全体の61.3%（1万2,280人）で過半数を占めるが、一般国民、関連機関、企業の関係者も利用している。また、出身国別にみると、ベトナム（67.0%、5,764人）が最も多く、その次が中国（14.2%、1,241人）、モンゴル（4.8%、412人）、カンボジアを含むその他の国（14%、1,186人）の順をみせた。サービス提供内容については、多文化関連機関に対する情報提供（50.0%）が1位であり、生活および法律情報提供（30.7%）、生活通訳（12.6%）、機関連携（3.2%）、心理情緒支援（3.5%）の順位であった（タヌリホームページ（<http://www.liveinkorea.kr/intro.asp>）より引用、2013）。

⁷⁰ 本来は「休むところ」という意味であるが、家庭内暴力の被害者である結婚移住女性を保護し、家族関係が回復できない場合は彼女たちが自立できるまで一時に寝食を提供しながら相談に応じる場所を示す。全国18ヶ所（2012年）。日本ではシェルターやアジール（=Asyl）とその意味が類似している。

⁷¹ 2011年7月以降国際結婚により韓国に入国した新規「結婚移民者」を対象に外国人登録の際に韓国社会適応に必要な基礎の生活情報を案内するプログラムである。入国90日以内に申請すると、該当地域で2時間の教育を受ける。その後の外国人登録証を申請する際に同プログラムの履修証と一緒に受け付けると、滞在期間が2年になる。プログラム内容には基礎の生活情報および「結婚移民者」支援政策の案内、先輩「結婚移民者」との交流会、滞在・国籍などの出入国関連業務がある（外国人のための電子政府Hi Korea、<http://www.hikorea.go.kr>）。

2013 : 141-144)。同趣旨で、多文化家族が転入届をする際には自治体が該当事項を地域センターに通知しており、地域センターはこの情報を基に支援業務を開始している(宋ウンヨン 2010 : 101)。

しかし、ハッピースタートプログラムの申請は強制ではないため、情報を提供しない場合も存在する。また、多文化家族が引っ越しした後、住所地変更の申告をしない場合は法の保護や支援の対象から漏れるという問題がある。

2-3. 支援サービスプログラムの特徴

次に、センターの行う支援サービスの内容をみてみよう。支援サービスの内容は教育事業、相談事業、文化事業、広報および情報提供の4つに分かれている。

(1) 教育事業

教育事業は韓国語教育と多文化家族統合教育、多文化家族の就職連携および教育支援の3つに分かれている。まず韓国語教育は、教育対象が生活言語を身につけ、文化が理解できるように体系的に段階別の韓国教育を実施するものである。その内容をみると、「結婚移民者」と中途入国子女を対象にセンターで行うグループ教育、個別またはグループに訪問講師⁷²が多文化家庭に赴く訪問教育を実施している。グループ教育の場合は1~4段階の教育課程があり、1~2段階までが必修で、各段階は100時間を履修するようになっている。訪問教育は入国5年以下の「結婚移民者」、19歳未満の中途入国子女が対象となり、週二回、一回に二時間のサービスを提供している。また、訪問教育は条件を満たす家庭が申請にもとづく審査に合格した場合のみがその対象になり、10ヶ月間サービスが提供されるが、同一サービスの重複受給はできない。韓国語教育は結婚移住者が韓国社会に適応し、定着していくための最も必要とされるサービスであるが、クラスの構成は4人以上という最低人数しか明示されておらず、上限の人数は明確でない。実際、結婚移住者が多数居住する都市地域においてはクラスの人数が20人以上である場合が多く、必ずしも効果的な教育が提供されてはいない。結婚移住者の出身国や言語レベルの違いを考慮した少人数の言語クラス分けが必要であろう。また、グループ教育の対象に、中途入国子女も含まれているが、言語以外の教育におけるグループ教育の対象には結婚移住者の子女は入っていない。実際、支援センターにおけるグループ教育に参加することにより、さらに差別や偏見を感じるという中途入国子女たちは多い。そのため、言語教育を受けにセンターに通う子女は少なく、訪問サービスの方を受けている場合が多い。

⁷² 訪問講師の条件は次の通りである。①韓国語教員3級以上の資格所持者、②韓国語教員養成課程（必修履修時間は120時間）の履修者が政府機関および市民団体などにおいて移民者を対象にした韓国語教育を120時間以上実施したことが確認できる者（女性家族部 2013 : 22-36）。

次に、多文化家族統合教育は、多文化家族構成員の家族内役割および家族文化についての理解向上教育である。ここでは、家族、配偶者、子女など、対象は細分化され、適切な家族関係を増進するための教育を提供している。特に、言語、文化差などにより、子女養育が困難である結婚移住者に父母教育サービスを提供する。学業成績が低く、自我(エゴ)・情緒・社会性の発達に困難を経験している多文化家族子女には子女生活サービスを行っている。集合教育は、家族教育、配偶者・夫婦教育、父母子女教育、多文化理解教育で構成されている(女性家族部 2013: 23)。しかし、父母子女教育における父親教育は4時間、相互文化の理解および認識教育は2時間に過ぎない。訪問教育は父母教育サービスと子女生活サービスが提供されている。訪問父母教育は、その対象に韓国人の夫を含めておらず、外国人妻を対象にした三回(最大15ヶ月)の支援⁷³を実施するのみである。訪問子女生活サービスは10カ月が原則であり、延長要件は言語訪問サービスと同様である(同上: 23)⁷⁴。

最後に多文化家族就職連携および教育支援は、多文化家族の経済活動における参加促進のために、地域特性および「結婚移民者」の需要などを考慮し、就職連携準備プログラムを運営することを示す。「結婚移民者」と20歳以上の多文化家族子女がサービスの対象となっており、パソコン教育、職場におけるマナーや礼儀、イメージメーキングなどの就職基礎教育と、ワークネット登録および連携が義務化されている。女性家族部の役割調整により、2011年からセンターでは就職連携を中心に運営し、セイルセンターで結婚移住女性の体系的職業訓練を支援している(同上: 25)⁷⁵。

(2) 相談事業

相談サービスは、多文化家族夫婦・父母・子女関係の改善および家族葛藤などの関連相談を通じて、多文化家族内部のストレスの緩和および家族の健康を増進させる内容である。詳細内容は、夫婦問題、子女問題、夫の親族との問題、社会問題、性問題、経済問題、就職相談、法律相談、中毒相談、障害相談、その他の個人問題について相談を実施する。また、個人または家族の社会的機能を向上させるように、直接および間接サービスを提供、調整し、そのための地域社会との連携、管理を進めるケースマネジメントが提供される。これについては、2013年からコーディネーターと呼ばれる「多文化家族事例管理士」の配

⁷³ この三回の訪問教育は、①妊娠・新生児期、②乳児期、③児童期において各一回支援を提供するもので、一回あたり5ヶ月を原則としている。条件は言語訪問教育と同様である。

⁷⁴ 認知領域では読書コーチ、宿題指導、発表・討論指導があり、自我・情緒・社会領域ではそれぞれの発達のための指導、文化力量強化領域では、文化認識、正体性確立、共同体認識指導、市民教育領域では基本生活習慣、健康および安全、家庭生活、進路指導の内容が明示されている。

⁷⁵ 外部の就職連携機関であるセイル(新しい仕事という意味)センター、女性能力開発センター、雇用支援センター、就業支援機関など就業専門機関に対象者が連携される。

置センターがモデル事業として運営されている（同上：7）⁷⁶。これにより、現場において相談が必要とされる場合はいつでも可能になることが期待できる。しかし、韓国ではこうした多面的な諸問題に十分に対応する資格を有する人材は大都市圏に集中する傾向があるため、中小都市や農村地域において多文化家族事例管理士の配置を徹底することは難しいのが現状である。

（3）文化事業

文化事業には「多文化家族助け合いボランティア」と「多文化家族の集い」がある。「多文化家族助け合いボランティア」は、多文化家族と非多文化家族が一緒にボランティア活動することにより、多文化家族に自ら誇りを持たせ、地域社会の人的資源として活用する目的で提供される。「多文化家族の集い」は、定着した多文化家族が早期に韓国社会に適応することを支援し、情緒的紐帯感と早期定着の支援を強化する目的で実施されている。うち「結婚移民者」を対象としているのは、「結婚移民者」の集い、「結婚移民者」の出身国別集いなどがあり、さらに、多文化家族を対象にしている統合家族の集い、国際結婚した夫婦の集い、韓国人配偶者の集いなどがある（同上：28）。しかし、文化事業は「結婚移民者」の出身国別自助集まり以外は非常に少なく、短期的またはイベント中心であることが多い。

（4）広報および情報提供

「結婚移民者」と地域社会の構成員が多様な文化を体験するチャンスを通じて、相互理解および多文化感受性を増進させる活動や多国語版生活・政策情報誌の普及活動、地域別多文化家族支援センターホームページ（タヌリ）の運営などで、多文化社会に対する認識の改善と地域社会の広報を図っている。同時に、多文化家族の社会適応力を高め、間違った情報による不利益を防止するため、就職、法律、医療および福祉相談サービスを提供している。また、地域社会内の多文化家族支援事業が統合的、体系的、効率的に推進できるように、サービス伝達体系の構築およびサービス提供機関の連携が図られている。市・郡・区の多文化家族支援担当部署が総括・調整を行い、サービス伝達体系はセンターが中心となり、関連機関・民間団体・企業間の協力ネットワークを構成することが明記されている（同上：29-30）。

⁷⁶ 多文化家族事例管理士は「結婚移民者」の韓国語能力、家族関係、子女の有無、経済的条件などを考慮した上で、対象者別特徴に合わせた個人支援のための専門家を示す。50人の事例管理士がモデル事業を実施するセンター毎にひとりずつ配置され、活動している。資格条件は関連学科修士学位所持者、関連学科学士学位以上所持者で関連事業の二年以上実務経験があるものになっており、一般職より相対的に高い条件である。しかし、給料などの勤務条件が良いほうではなく、事例管理士の年収は約200万～240万円程度で、一年の契約職である。

2-4. 多文化家族支援センターの事業における諸問題

ここまで概観したように、多文化家族支援センターでは、結婚移住者が韓国社会に上手く適応し、定着できるような支援サービスが多数提供されていることがわかる。しかし、問題がないわけではない。ここでは以下4つの点を指摘しておこう。

第一は、予算による職員の雇用問題と業務の過重についてである。支援する際の予算は地域によって異なるが、支援サービスの内容における各項目および詳細内容は全国共通となっている。しかし各センターにおいては、センター長を含む教育担当（1-2人）、相談担当（一人）、文化担当（一人）を雇用できる補助金が援助され、それ以上の追加人数はセンターの自己負担および外部の支援によって雇用しなければならない（同上：34）。そうすると、予算の配分が少ない地域のセンターの場合は、少数の職員が過重な業務を実行しなければならなくなる。また、地域の事情によって共通支援プログラムの一部における参加者がいない場合や、プログラム自体が必要でない場合も存在するはずである。すなわち、全国における支援センターにおける多文化家族支援プログラムの全ての事業が活性化されているとは言い難い。

第二は、支援プログラムの対象についてである。多文化家族全般に向けられた支援プログラムとはいえ、実質的には結婚移住女性が支援プログラムの主対象となっている。多文化家族支援事業は、移住女性の社会統合という目的で実施されるものであり、多文化家族構成員である夫や夫の両親に対する教育においては、支援の種類もプログラム時間も格段に少ないことが問題である。

第三は、支援プログラムの内容についてである。就職事業においては、パソコン教育が必須項目となっているが、事務職に就職を希望するような学歴を持つ結婚移住女性は少ない。中国出身女性は飲食店などのサービス業に、ベトナム出身女性は美容師などを希望することが多いが、その場合はネットワークに登録する必要はない。一方で、事務職や専門職を希望する場合なら、セイルセンターの役割が重要となる⁷⁷。しかし、セイルセンターにおいて結婚移住女性のための特別のプログラムが存在せず、一般人と同様に扱われる点は問題として指摘できる。多文化家族統合教育、相談事業、広報および情報提供において相談業務が重複している。このような業務重複による事業の効率低下も問題である。

第四は、事業の推進体系にかかるものである。多文化支援センターの事業における実績は毎年女性家族部の評価対象となっている。多文化支援センターが引き続き同事業を遂行する資格は、評価の結果によって継続が決定される。現場で結婚移住女性の支援を実施する支援センターの職員は、結婚移住女性の問題と支援について最も実情をよく知る立場にある。しかし、現在の推進体系は、現行支援が「現実的に移住女性が必要としている内容な

⁷⁷ セイルとは、新しい職という韓国語であり、セイルセンターでは結婚移住女性に体系的な職業訓練を行なう。

のか」については問われず、「韓国居住の結婚移住女性に（ただし、支援情報を持つ女性のみが複数の支援を受けることが可能）より多くの支援ができたのか」という点が中心になされており、移住女性およびその家族のニーズに適合した支援のフィードバックはおこりにくい。

第3節 サービス施行における支援プロセスの問題

現在、韓国における多文化家族の支援は、中央政府が支援政策を統括しており、その政策に沿って各地域の多文化家族支援センターが支援を行っている。地域社会における非営利支援団体や民間の支援センターも多数である。民間支援団体は各地域における結婚移住者、外国人労働者などの外国人住民を支援するための民間支援機関であり、その名称も外国人住民福祉支援センター、外国人人権支援センター、外国人労働者センターなど多様であるが、それらの機関が提供する言語教育などの基礎的な支援事業は支援の主な対象を結婚移住女性とする点において全国の多文化家族支援センターの事業と共通する。また、これらの民間支援団体は地方自治体の担当部署が募集する公募事業に申請し、登録することによって認可され、実施する事業に対する自治体の補助金を受ける仕組みとなっている。

民間支援団体も条件を満たしている場合、全国の多文化家族支援センター募集に応募することが可能なため、その場合、業務内容や補助金の受給の仕組みは、全国多文化家族支援センターと同様である⁷⁸。したがって、事業の計画およびその成果によって異なる補助金の交付を受けることになるため、補助金のために短期的でイベント中心の支援事業を施行することが少なくない。それゆえ、同地域における民間支援団体が自治体の補助金をめぐって競争することになり、同地域に所在する支援団体間および多文化家族支援センターとのネットワーク構築に否定的な影響を与えていている。

この点に関連して第2節の＜図2-3＞において、多文化家族支援事業の推進体系における自治体と民間支援センターとの関係は明らかにされていなかった。

2012年より各地方自治体に多文化家族の支援に関する業務を総括する担当機構が設置され、女性家族部から自治体への一部の権限の移転により、2013年には、多文化家族支援センターを指定する権限が全国の各市・道・区の代表に移転された。これは、多文化家族支援における自治体の役割分担が大きくなることを意味し、地方地域における多文化家族支援を強化する動きを表していると考えられる。現在は、地方自治体の多文化支援担当部署が管轄地域の多文化家族支援センターと民営支援機関を統括する業務も行っている。

一方、民間支援機関の支援を受けている（結婚）移住者は、居住地域に所在する多文化

⁷⁸ その委託運営機関の資格基準は、社会福祉法人、非営利法人、共益法人、非営利団体、学校、女性家族部長官が多文化家族支援のための施設および専門能力を備えていると認める法人・団体である。委託契約機関は最大三年である（女性家族部、前掲書、p.16）。

家族支援センターや他の民間支援センターにおいても重複支援を受けることが可能である。居住地域における多文化家族支援センターおよび民間支援センターのネットワーク網が形成されておらず、センターの支援を受ける際に登録制ではないところが多いためである。つまり、支援を受ける対象は、支援センターを訪問できる者に限定され、逆に訪問さえできれば複数の民間支援機関からの支援を受けることができる点が問題である。受益者は支援機関に通える者、または、支援機関の情報へのアクセスがある者のみとなり、真に支援を必要とする者に支援が届く体制にはなっていないのが現状である。

問題は、多文化家族支援センターやその他の民間支援センターに対する指定・管理・監督における全ての権限を自治体が有することにある⁷⁹。このため民間支援センターは多文化家族支援センター契約の更新および補助金の確保のために、支援事業の内容ではなく、事業数の拡大による自治体の評価の方を目標として活動することになる。また、自治体の援助をめぐる委託機関間の競争構造が形成され、支援対象の結婚移住女性のニーズが十分顧慮されていないケースも観察されている。地域社会における多文化支援の効果を高めるためには、地方自治体は地域の支援センターを効果的に連携させるネットワーク網を構築し、支援センターを上から一方的に統括するのではなく、現場からのフィードバックを取り込んだ体制を構築することが求められる。このような協力体制は、地域の支援における予算執行などの権限を中央政府から地方自治体に付与する前提として地方自治体において確保されなければならない。

⁷⁹ 支援センターの募集をかけて応募者の中から一つのセンターを指定する権限、指定されたセンターに対する契約更新の権限、支援センターの事業計画と評価を報告される権限、それにより支援資金を編成する権限などを自治体が有している。

第3章 都市と農村の地域的差異——光州広域市と羅州を事例にして

本章では、まず、本研究の調査対象地として光州広域市と羅州を選定する根拠を論じ、それぞれの地域の特徴について、産業構造に焦点を当てて比較考察する。そして光州広域市と羅州における第一次産業の労働力形態の違いと結婚移住女性の増加の関係について具体的にみていく。次に、光州広域市と羅州における結婚移住女性の現況と多文化家族支援政策の実態について検討する。地域社会の経済発展の中で、家の継承を目的として受け入れられた結婚移住女性に期待される役割および現行支援の現状について分析することにより、社会的背景の地域差を明らかにすることが本章の狙いである。

第1節 調査対象地の概要

本節では、光州広域市と羅州の地理的および産業的に位置づけを比較考察し、両地域のどのような背景において国際結婚が進むようになったのかを明らかにする。特に、光州広域市は他の大都市と比べてどのような違いを持つのか、また、羅州は農村地域としてどのような特性がみられるのかに焦点を当てて検討する。

1－1. 韓国における光州広域市と羅州の位置づけ

韓国はソウル特別市と済州特別自治道、6大広域市と8大道に構成されている。韓国における大都市は、ソウル（Seoul）特別市と済州特別自治道を除外し、仁川、大邱、蔚山、釜山、光州、大田の6大広域市で構成される。

<図3-1>韓国における6大広域市と光州広域市

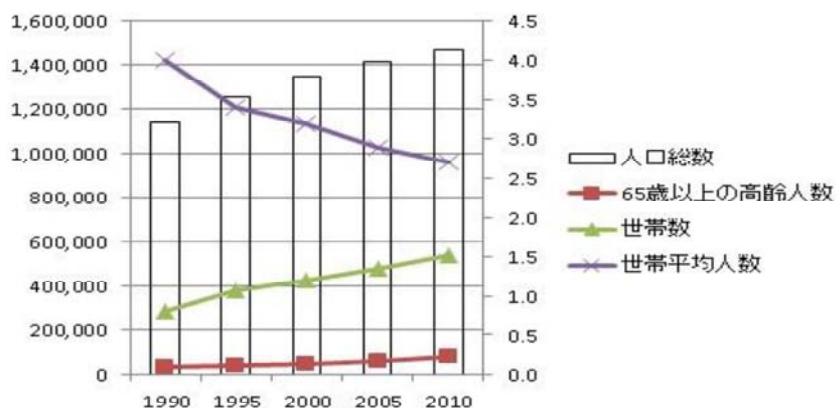


出所：光州広域市庁ホームページより転載。

<図3-1>をみると、全国的に仁川（Inchon）と大田（Daejeon）はソウル特別市に近いため、ソウルの影響圏内に位置している。また、慶尚道の釜山（Pusan）を中心にして、大邱（Daegu）、蔚山（Ulsan）には大規模な工業地帯が形成されている。しかし、これらの広域市に比べ、光州は全羅南北道における唯一の広域市であり、また全羅南北道における光州広域市の周辺に衛星都市が存在しない。

光州広域市は全羅南道の北部に位置しており、5自治区と94（行政）洞で構成されている（2010年末現在）。東区、西区、北区の3区に、1988年、光山区が加えられ、1995年には西区から南区が分離された。現在、光州広域市庁は西区に所在しており、全羅南道庁は2005年まで東区に所在していたのが、全羅南道務安郡（Muan-gun）に移転している。

<図3-2>光州広域市における人口と世帯の推移

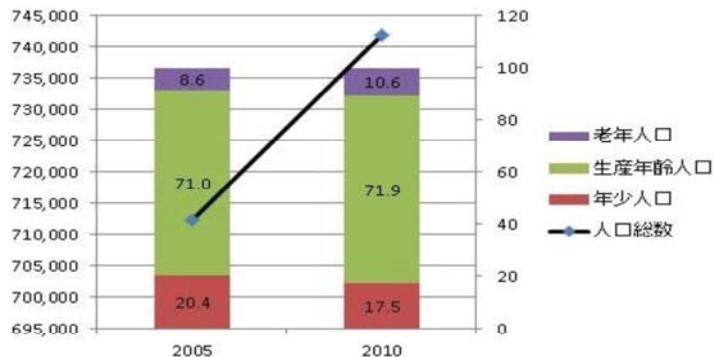


注) 65歳以上の高齢人数は2005年から集計される。外国人を含まない。

出所：光州広域市庁ホームページより作成。

現在、光州広域市の面積は501.2km²、韓国全体の面積99,392km²の0.5%を占め、人口は韓国全体の人口約5千万人の約3%である約146万3千人である（安全行政部地方行政局自治行政課2013）。<図3-2>は光州広域市の人口と世帯の推移を表したものである。光州広域市全体の人口は1990年の約114万人から2010年の約147万5千人まで持続的に増加しており、世帯数も1990年の287,980世帯から2010年には540,875世帯まで増加している。しかし、世帯の平均人数は1990年の4人から2010年には2.7人まで減少しており、世帯規模の縮小を示している。この変化には、都市地域の特性である核家族化および少子化が影響を与えていることがうかがえる。また、65歳以上の高齢者は持続的に増加し、特に2005年から2010年まで1万5千人以上増加した。同期間における光州広域市全体の人口増加は約5万2千人である。

<図 3-3>光州広域市における年齢別人口



注：年少人口は 0 - 14 歳、生産年齢人口は 15 - 65 歳未満、老人人口は 65 歳以上

出所：光州広域市府統計年報（2013）より作成。

光州広域市における年齢別人口構成をみたのが<図 3-3>である。2005 年から 2010 年まで約 3 万人が増加しており、割合からみると生産年齢人口と老人人口が増加したのがわかる。しかし、人数を見ると、老人人口は 5 年間 2%で、生産年齢人口は約 0.9%ポイントが増加したが、年少人口はその割合が 5 年間で 3%ポイントも減少しており、都市地域に共通する少子化の傾向が明らかである。

<図 3-4>全羅南道と羅州



出所：全羅南道府および羅州市府ホームページより転載。

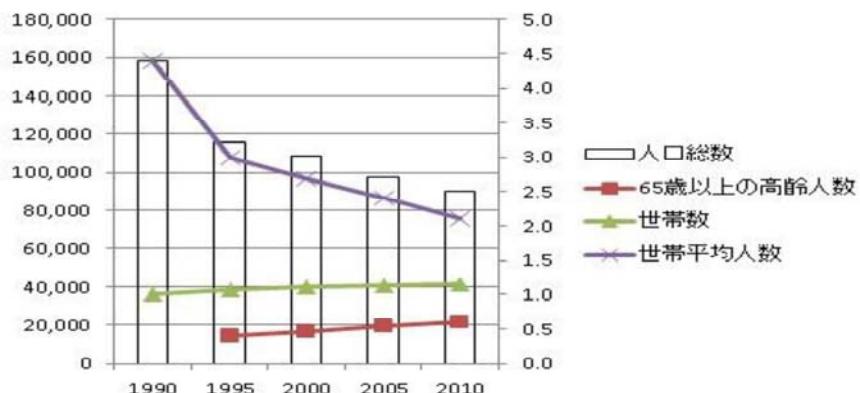
一方、羅州は、<図 3-4>のように、全羅南道の 5 市 17 郡における一つの市であり、光州広域市の南に位置する。羅州は厳密にいって、羅州市であるが、本研究では羅州を農村地域として分析する。その理由は次の 3 つである。

第一に、韓国において、一般的に洞は都市地域、邑と面は非都市地域とみなす。羅州の

行政区画をみると、6洞12面1邑で構成されており、洞より面と邑が2倍以上多いことから、都市的性格は弱い。第二に、地誌的な理由があげられる。羅州市は韓国における四大河川の一つである榮山江の流域位置する羅州平野にあり、同平野は大規模な穀倉地帯を形成している。そのため第三に、第一次産業である農業が盛んな地域であり、農業従事者が多いことが挙げられる。

2013年現在、羅州の面積は608.15km²で、韓国全体面積の0.6%を占めている。羅州の人口は現在約8万8千人で、韓国全体人口の約1.8%に過ぎない。離農によって1990年代には約16万人であった人口が、2000年代に入ってから10万人、2005年には約9万人と減少が続いている（羅州市庁2013）。羅州における人口減少の最も大きい原因は教育熱である。ソウルをはじめとする大都市地域に子供を就学させようとする、親の教育熱が高まった結果として、特に、就職口が少ない農林漁村地域からの上京が増加し、羅州の人口は激減した。

<図3-5>羅州における人口と世帯の推移



注) 65歳以上の高齢人口は1995年から集計される。外国人を含まない。

出所：羅州市庁ホームページより作成。

上京して教育を受けた若者は、ソウルや光州広域市などの都市地域に定着する傾向がある。他方<図3-5>をみると、全体の人口は大幅に減少しているのに対し、65歳以上の高齢人口の増加が見てとれる。2000年に約14,300人（羅州全体人口対比約12.3%）であった高齢人口は、2010年には約21,300人（羅州全体人口対比約23.6%）まで増加した。この高齢人口の増加とともに、世帯数も1990年の28万8千世帯から2010年の54万世帯まで増加している。このように、羅州を含む多くの農村地域において、人口減少および高齢人口の増加は続く傾向にある。

1－2. 産業構造的特徴

光州広域市は他の広域市より工業やサービス業の発展が遅れてきた。産業別就業の割合をみると、光州広域市における第一次産業の割合は全国平均よりは低いが、他の広域市よりは相対的に高い割合を占めている（表3-1）。

＜表3-1＞各広域市における産業別就業の割合（2012年）

広域市別	第一次産業	第二次産業	第三次産業
全国	6.2	16.7	77.1
釜山(Pusan)	1.0	17.9	81.1
大邱(Daegu)	2.4	21.3	76.3
仁川(Inchon)	1.8	23.1	75.1
光州(Gwangju)	2.9	14.3	82.8
大田(Daejeon)	1.1	12.3	86.6
蔚山(Ulsan)	1.3	31.8	66.9

出所：韓国統計庁の産業別従事者（2013）より作成。

1990年代までの政権対立により、第二次産業は、釜山、大邱、蔚山を中心とする慶尚道を中心に著しく発達した⁸⁰。一方、大田広域市を中心とする忠清道と、光州広域市を中心とする全羅道は、第二次産業の基盤が弱いため、その割合は相対的に低いが、第三次産業に関しては労働力が集中しているため、現在は典型的消費中心の都市であるといえる。しかし、光州広域市における産業構成は相対的に雇用の少ない産業が多いため、雇用面において不安定な構造にある。

しかし、2000年代後半以降、慶尚道は第二次産業の飽和状態に陥り、資源が豊富である全羅道に企業の関心が集まつた。また、経済格差を解消するため、光州広域市は光電子産業⁸¹、グリーンエネルギー産業⁸²、自動車産業、家電産業、金型産業の五大主力産業の育成に力を入れており、現在8ヶ所の産業団地が市の助成を受けている（光州広域市庁 2013）。

光州地域は1986年直轄市に昇格したことによって全羅南道から分離され、1995年には文化の発展と人口150万人以上の達成によって広域市に昇格した。光州広域市は都市地域として、第二次、第三次産業による経済的発展に力を入れている。しかし、他の広域市に比べて農業の割合が高いことは事実である。その理由には、1988年に穀倉地帯の大半を

⁸⁰ 朴正熙政権（1961年～1979年）における高度成長期（1962年～）には、地域差別の産業発展（経済開発計画の下で政権を握る者の出身地域を中心に経済が発展すること）が進み、慶尚道地域における第2次産業が急成長した一方で、全羅道・忠清道などの地域においてはこの地域差別の産業発展による工業の発展が少なかった。この地域的経済格差により、地域感情が生じた。

⁸¹ 光学および電子工学の記述を用いた製品産業を総称する表現であり、光ディスク、センサなどの分野がある。

⁸² 風力、太陽光、水力、地熱、バイオマスなど、自然の力を利用したものがグリーンエネルギーと呼ばれている（経済産業省資源エネルギー庁 <http://www.green-energynet.jp/guide/> より引用）。

占める全羅南道の松汀市と光山郡一帯が、光州広域市に編入されたことが挙げられる。現在、光山区に属しているこの地域は、光州広域市全体における農業の割合を高めている。

<表 3-2> 耕地面積（2010 年）

広域市別	農家（戸）	耕地面積（ha）	田の面積（ha）	畑の面積（ha）
釜山(Pusan)	8,457	6,760	3,914	2,845
大邱(Daegu)	16,974	10,382	4,955	5,427
仁川(Inchon)	13,835	17,486	13,133	4,353
光州(Gwangju)	13,079	11,566	6,816	4,751
大田(Daejeon)	8,914	5,768	2,519	3,249
蔚山(Ulsan)	12,124	8,730	5,552	3,178

出所：韓国統計庁農林漁業総調査（2013）より作成。

次に、<表 3-2>のように、光州広域市は耕地面積の広さに比べ、農家が多い。光州広域市と農家戸数が同数に近い仁川広域市は、耕地面積が光州広域市より広い。つまり、光州広域市は単に農業比率の高い都市地域であるだけでなく、小規模農業を多数抱える都市地域でもあるということである。他方、耕地面積に比べ、農家戸数が最も多い大邱広域市では、畑の面積が田の面積より広く、これは都市型の兼業農家の割合が高いことを示唆している。その一方、光州広域市では、畑より田の面積が広い点から、稲作を中心とした農業が高い割合で持続している都市地域であるとされる。

そこで、光州広域市と羅州における第一次産業の特徴についてみていいく。

<表 3-3> 農家の推移と専・兼業別農家の割合（単位：戸、%）

行政区域	2000 年				2005 年				2010 年			
	合計	専農	1種兼	2種兼	合計	専農	1種兼	2種兼	合計	専農	1種兼	2種兼
全国	1,383,468	65.2%	16.2%	18.6%	1,272,908	62.6%	13.0%	24.5%	1,177,318	53.3%	16.4%	30.3%
光州	11,960	60.7%	17.0%	22.3%	14,050	51.7%	9.9%	38.4%	13,079	43.0%	12.5%	44.5%
羅州	17,070	78.5%	12.2%	9.3%	14,732	77.1%	11.6%	11.3%	11,790	61.3%	22.2%	16.5%

注) 専業農家は農業を専業としている場合、兼業農家は農業以外の副業を持っている場合であり、1種兼（第1週兼業農家）は農業収入が主である場合、2種兼（第2週兼業農家）は農外収入が主な収入となる場合を示す。

出所：統計庁調査管理局人口総調査（2010）より作成。

まず、<表 3-3>は光州と羅州における農家数の推移と専・兼業別農家の割合をしたものである。2000 年に比べると 2010 年には全般的に専農は減少し、2種兼は増加している。特に、光州における 2種兼の割合は 2000 年から 2010 年にかけて倍増したが、羅州は依然として農家全体の約 6 割が専農であり、2種兼の割合より 1種兼の割合が高い。つまり、農村部の羅州は兼業先が少ないとため、農業に重点をおく専農が維持されている一方

で、光州広域市における第三次産業の発達によって農業以外にサービス業などの兼業先が増えたため、農外収入の方が農業収入を上回る第2種兼業農家が拡大したことが判明する。

<表3-4> 営農類型別農家数（単位：%）

行政区域	営農類型別	2000年	2005年	2010年
全国	稲作	56.9	50.9	44.4
	果樹	10.4	11.4	14.5
	特用作物	2.7	2.2	3.0
	野菜	17.2	18.1	19.0
	花き	0.6	0.8	1.6
	畑作	6.6	9.9	9.9
	畜産	5.2	6.5	6.9
	養蚕およびその他	0.3	0.3	0.8
光州広域市	稲作	66.6	59.5	53.0
	果樹	5.3	8.2	11.2
	特用作物	0.6	1.0	1.4
	野菜	20.2	20.1	19.6
	花き	0.6	1.1	4.7
	畑作	3.6	6.3	6.3
	畜産	2.1	2.6	2.8
	養蚕およびその他	1.0	1.3	1.1
羅州市	稲作	64.0	59.0	54.2
	果樹	14.4	16.5	18.4
	特用作物	0.9	1.1	0.6
	野菜	12.6	13.5	13.8
	花き	0.3	0.3	0.6
	畑作	2.4	3.1	2.9
	畜産	5.2	6.4	8.9
	養蚕およびその他	0.2	0.1	0.7

注) 畑作の例：イモ類、とうもろこし、キャベツ、白菜、高菜、にんじん、たまねぎ、大根

特用作物：きのこ類、薬用作物類

出所：統計庁調査管理局人口総調査（2010）より作成。

次に、<表3-4>は2地域における営農類型についてみたものである。まず、稲作は全体的に減少傾向にあるが、全国平均に比べ、両地域ともに稲作の割合が高い地域であるという特徴がみられる。特に、光州広域市は大都市であるにもかかわらず、稲作の割合が全国平均より高い53.0%を占めている。光州において稲作が農業の5割以上を占める理由には、羅州平野と榮山（ヨンサン）河に光州広域市が近接している点が大きく影響していると考えられる。しかし、10年の間に約8倍も増加した花きを中心に、果樹、畑作などの割合が各2倍以上増加しているのは、収益性が高い営農への転換が進んでいるからであろう。

一方、羅州においては2000年から2010年にかけて稲作は約20%ポイント減少した反面、果樹と畜産がそれぞれ4.0%、3.7%と増えた。2010年には稲作が54.2%、果樹が18.4%、畜産が8.9%を占め、全国平均を上回っている。

両地域共に増加している果樹の種別特徴をみたものが＜表3-5＞である。

＜表3-5＞果樹の種類別農家数（単位：戸）

行政区域	果樹類別	2000年	2005年	2010年
全国	果樹農家：計	143,362	145,236	170,237
	りんご	25,392	25,989	29,233
	ナシ	19,045	18,815	14,029
	もも	13,962	15,864	14,826
	ぶどう	31,222	27,849	26,561
	みかん	22,836	20,272	21,290
	柿	*	*	12,557
	渋柿	*	*	16,952
	その他の果樹	30,905	36,447	34,789
	果樹農家：計	633	1,151	1,469
光州広域市	りんご	3	16	17
	ナシ	116	209	211
	もも	14	37	56
	ぶどう	162	137	76
	みかん	0	2	4
	柿	*	*	490
	渋柿	*	*	306
	その他の果樹	338	750	309
	果樹農家：計	2,458	2,438	2,172
羅州市	りんご	2	*	2
	ナシ	2,152	2,176	1,820
	もも	43	36	27
	ぶどう	83	59	35
	みかん	1	0	19
	柿	*	*	43
	渋柿	*	*	190
	その他の果樹	177	167	36

注) *はその他の果樹に含まれ、個別には提示されていないものである。

出所：統計庁調査管理局人口総調査（2010）より作成。

＜表3-5＞をみると、全国における果樹農家のうち、2000年にはぶどうの栽培農家が31,222戸(21.8%)で最も多かったのが、2010年には26,561戸(15.6%)まで減少した。また、りんごの栽培農家は若干の増加がみられる。光州広域市には10年間に果樹農家が3倍以上増えており、その中でもりんごやももの栽培農家が増加している。

注目されるのは、2005年までには集計されなかった柿栽培の農家が、2010年の集計では全国において高い割合を占めている点である。特に、光州広域市における2010年の柿・渋柿の栽培農家は果樹農家全体の約5割を占める。

羅州においては若干減少してはいるが、ナシの栽培農家が果樹農家全体の8割以上を占めている。ナシは代表的な労働集約型の果樹である。しかし、ぶどうや柿は労働集約型に属する果樹ではなく、比較的簡単に栽培ができるため、兼農としての営農が容易である。このように、光州広域市の果樹農家では労働集約的ではない作物の栽培農家が多く、個人

の営農、あるいは、副業としての農業が多数であることが推定される。その一方、羅州では果樹農家の多数が専農で多くみられる労働集約型作物を栽培する割合が高い点から家族営農の形態が多いことがうかがえる。

<表 3-6>家畜の飼養戸数と飼養頭羽数（単位：戸）

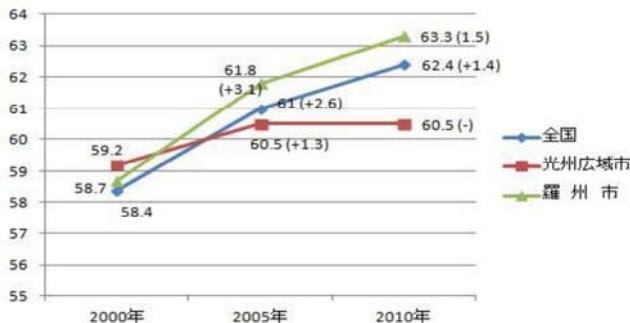
行政区域		2000 年	2005 年	2010 年
全国	畜産農家：計	72,173	82,283	81,155
	韓、肉牛	25,270	45,127	56,523
	搾乳牛（農家）	10,717	7,535	4,953
	豚	9,621	6,962	5,098
	肉鶏	6,110	3,530	2,736
	採卵鶏	(7,587*)	2,594	2,179
	その他の家畜	20,455(12,868*)	16,535	9,666
光州広域市	畜産農家：計	250	365	361
	韓、肉牛	65	144	186
	搾乳牛（農家）	32	14	10
	豚	18	22	29
	肉鶏	28	35	20
	採卵鶏	(30*)	13	10
	その他の家畜	107(77*)	137	106
羅州市	畜産農家：計	889	946	1,048
	韓、肉牛	226	423	692
	搾乳牛（農家）	132	119	83
	豚	233	136	95
	肉鶏	86	59	30
	採卵鶏	全羅南道に含まれる	36	27
	その他の家畜	212	173	121

注) * = 誤差あり。

出所：統計庁調査管理局人口総調査（2010）より作成。

<表 3-4>でみたように、過去 10 年間で、全農家に占める畜産農家の割合は全体的に少し増加している。増加幅は全国平均 1.7% ポイント、光州広域市 0.7% ポイント、羅州は 3.7% ポイントと高くなっている。<表 3-6>で具体的にみると、肉牛の経営農家については全体的に増加がみられるが、なかでも羅州は 2000 年の 226 戸が 2010 年には 692 戸まで 3 倍以上増加している。肉牛の飼育には、毎日エサを与える作業や小屋の清潔な管理といった集約的な労働が要求される。こうした変化は、特に羅州の人口減少の傾向による農業労働力の不足と結婚移住女性の増加と結び付けて考える必要がある。

<図 3-6>経営主の平均年齢（単位：歳）



出所：統計庁調査管理局人口総調査（2010）より作成。

<図 3-6>は農業における経営主の平均年齢の推移を表したものである。全体的に 10 年前に比べ経営主の平均年齢が高くなっていることが分かる。しかし、全国の平均年齢に比べ、光州広域市は -2.7 歳、羅州は +0.6 歳である。光州広域市における経営主の平均年齢が全国平均および羅州の平均年齢より低い点は、花きの割合が高い（<表 3-4>）ことおよび 2 種兼の割合が高い（<表 3-3>）ことに鑑みると、都市近郊の商品作物の栽培が、若い人によってなされるケースの増加が考えられる。

<表 3-7>多文化農家世帯と農家人口の推移（単位：戸、人、%）

農家世帯	農家人口	2011 年		行政区分	2012 年			
		多文化農家世帯	多文化家族農家人口		農家世帯	農家人口	多文化農家世帯	多文化家族農家人口
1,163,209	2,962,113	14,384	63,356	全国	1,151,116 (-1.0%)	2,911,540 (-1.7%)	14,794 (+2.9%)	66,081 (+4.3%)
12,481	35,232	131	683	光州	11,852 (-5.0%)	32,903 (-6.6%)	129 (-1.5%)	658 (-3.7%)
167,086	379,767	2,294	9,992	全羅南道	164,248 (-1.7%)	370,614 (-2.4%)	2,387 (+4.1%)	10,449 (+4.6%)

注) 羅州は全羅南道に含まれる。

出所：統計庁調査管理局人口総調査（2010）より作成。

<表 3-7>をみると、全国における農家世帯と農家人口の減少にも関わらず、多文化家族農家世帯とその人口の増加がみられる。光州広域市は<表 3-3>以降の農家の減少傾向が維持していて、多文化農家世帯もその例にもれない。しかし、羅州が属する全羅南道地域においても農家世帯および農家人口は減少しているが、多文化農家は 1 年間で 4.1% ポイント増加し、多文化家族農家人口も 4.6% ポイント増加した。この推移から外国人と結婚した農業従事者が増加してきたことが推測できる。

このように、営農における労働力の形態を結婚移住女性の増加と結び付けてみると、次のような地域的特徴がみられる。羅州では離農による農村人口の減少が、農業における労働力の不足といった結果をもたらした。また、羅州ではナシを中心とした果樹の栽培、畜

産など労働集約型の農家が増加している。このような背景から、農村全体における多文化家族農家の増加は、国際結婚を通して不足する労働力を補おうとしていることを示しているといえる。

他方、光州における農業は副業としての営農の傾向が大きく、営農者の年齢が相対的に若い上、少人数での営農が可能な種類の果樹や野菜を中心である。また、都市全体における多文化家族農家の減少傾向に鑑みると、光州広域市は営農における労働力を補うための国際結婚が多いとは言い難い。

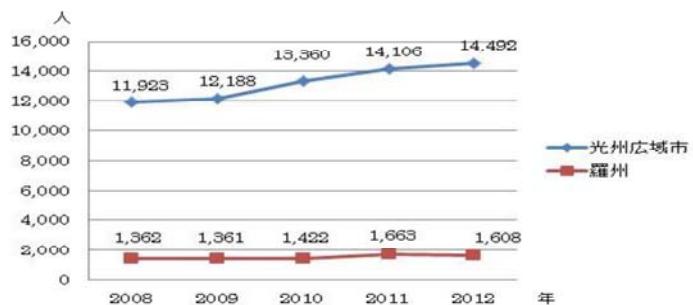
第2節 光州広域市と羅州における結婚移住女性の特色および支援政策

本節では、光州広域市と羅州における結婚移住女性と、女性たちを居住地域に適応させるための多文化家族支援政策の実態について検討する。光州広域市と羅州における外国人のうち、結婚移住女性の割合と推移をまず検討する。そして、この結婚移住女性の現状が韓国における光州広域市と羅州においてどのような意味を持つのかに焦点を当てた分析を行う。最後に、この結婚移住女性の推移に伴う両地域における支援政策の動きを検討する。

2-1. 光州と羅州における結婚移住女性の現況

光州広域市の外国人住民は光州広域市人口の約1.0%である14,492人で、羅州の外国人住民の比率は羅州人口の1.9%を占める1,608人である（光州広域市5区における統計年報2012、羅州市統計年報2012）。

<図3-7>外国人登録人口の推移（単位：人）



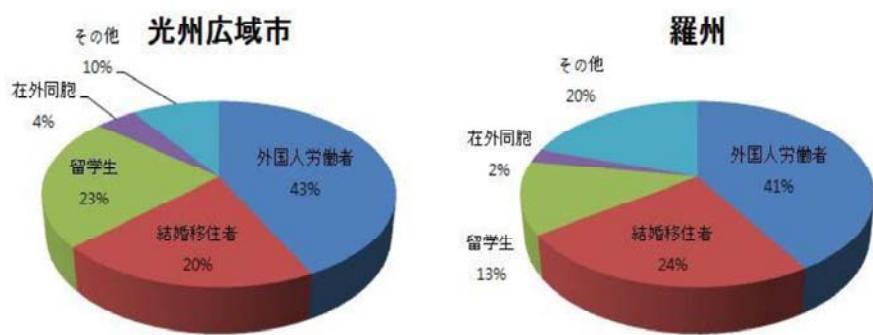
出所：法務部（2013）、安全行政部（2013）より作成。

<図3-7>をみると、光州広域市の外国人登録人口は増加傾向にあり、4年間に2,569人（約21.5%ポイント増加）増加した。羅州は横ばい状態で、2008年に比べて2012年には246人が増え、約18.0%ポイント増加がみられるが、前年度の2011年よりは若干減少

している。

光州広域市は工業基盤を拡充するため、光山区を中心に工業団地を建設する際に、外国人専用の坪洞工業団地を1996年に完成し、2001年に拡大させた（光州広域市庁2013）。この工業団地における外資企業専用の工団の増加のほかに、先端の光電子産業団地、素村（ソチョン）工業団地、河南（ハナム）産業団地などにおける外国人の雇用増加が、光州広域市における外国人住民増加の原因としてあげられる。

<図3-8>外国人登録者の在留資格別構成（2012年）



注) 外国人登録者総計は光州14,492人、羅州1,608人。外国人登録人口については2008年より、各市・道から法務部外国人政策本部の担当になった。

出所：光州広域市庁および羅州市庁ホームページより作成。

次に、<図3-8>をみると、両地域共に外国人登録者に占める在留資格別構成としては外国人労働者が最も多いが、光州広域市においては留学生が2位であり、その割合は羅州より10%高い23%を占めている。光州広域市には大学などの教育・研究機関が密集しており、それらの大学における外国人留学生の登録が多いことが分かる。羅州における外国人登録者の割合をみると、光州広域市よりその他の外国人の割合が10%ポイント、結婚移住者の割合が4%高くなっている。その他には脱北者、中途入国子女などが含まれる⁸³。

韓国における留学生と労働者の在留年限は、原則として6か月から最大5年間であり、定住的な移住者として分類することは難しい。つまり、一定の資格を得て、永住や帰化による定着を考えられるのは、在韓外国人同胞および結婚移住女性と中途入国子女である。これらの対象のうち、最も高い割合を見せる結婚移住者が、定住外国人の中心を構成する。

⁸³ 中途入国子女は、海外で生まれて父母の国際結婚などによって韓国に入国した子女を示す。

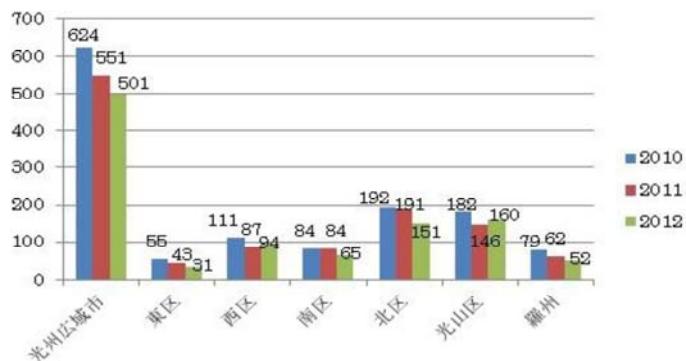
<表 3-8>光州広域市の 5 区と羅州市における居住外国人現況（2011 年、単位：人）

行政区分	居住外国人	男性	女性
光州広域市 東区	1,064	496	568
西区	1,394	561	833
南区	1,061	357	705
北区	3,715	1,682	2,033
光山区	6,871	4,392	2,879
羅州市	1,663	890	773

出所：光州広域市東区庁『統計年報』(2012) p.49、光州広域市西区庁『統計年報』(2012) p.55、光州広域市南区庁『統計年報』(2012) p.57、光州広域市北区庁『統計年報』(2012) p.59、光州広域市光山区庁『統計年報』(2012) p.54、羅州市庁行政資料室「統計年報人口推移」(2012)の表をもとに作成。

光州広域市において外国人が最も多く居住している光山区では男性 4,392 人、女性 2,879 人と、男性が女性より明らかに多いことがわかる。これは先述したように、光山区に工業団地が多いことが主な要因であるとされ、男性は労働移住者が多数であることが分かる。その次に外国人が多いのは、大学所在地およびビジネス街である北区である。外国人専門技術者や留学生が多く居住しており、男性 1,682 人、女性 2,033 人と、男性より女性の人数が若干多くなっている。

<図 3-9>結婚移住女性の推移（単位：人）



出所：統計庁人口動態統計年報（2013）より作成。

光州広域市の 5 区と羅州における結婚移住女性の推移が<図 3-9>に表示されている。まず、5 区を具体的にみると、北区と光山区に居住する結婚移住女性が最も多く、2012 年には北区は光州広域市全体の 30.1% である 151 人、光山区は 160 人（31.9%）を占めている。光山区以外の地域における結婚移住女性は減少傾向にあるが、光山区における結婚移住女性は 2012 年には増加した。全体的に結婚移住女性が減少したのは、韓国における結婚移住女性全体の減少一部であり、韓国側の国際結婚への需要が減少したことが背景であ

る。羅州においても結婚移住女性が減少傾向にあることは明らかであり、2010年の79人から2012年には52人まで減少している。しかし、地域の全体人口における結婚移住者の比率は光州広域市が0.3%、羅州が0.7%で、結婚移住者の割合は光州広域市より羅州が高い（安全行政部地方行政国自治行政課2012）⁸⁴。

このように、光州広域市に居住する結婚移住女性の人数は、羅州より多いが、全体的に減少傾向にある。外国人に占める結婚移住女性の割合は、羅州の方が光州広域市より高い。

さらに、国際結婚がピークであった2005年の韓国における光州広域市と羅州地域の結婚移住女性の割合、農林漁業従事者と外国人女性との婚姻の割合をみてみよう⁸⁵。

<表3-9>市道別農林漁業従事男性と外国人女性との婚姻（単位：人、%）

区分	市道別婚姻件数			韓国男性と外国女性との婚姻			(B/A)%	2009年(C)	(C/B)%
	2005年	2007年	2009年(A)	2005年	2007年	2009年(B)			
全国	314,304	343,559	309,759	30,719	28,580	25,142	8.1	1,987	7.9
邑	25,038	27,914	25,849	2,480	2,661	2,555	9.9	344	13.4
面	29,991	31,483	27,069	5,095	5,355	4,284	15.8	1,335	31.1
洞	244,360	274,592	248,050	22,545	20,145	17,846	7.2	307	1.7
ソウル	71,286	76,399	68,841	7,637	6,004	4,936	11.5	18	0.3
釜山	18,973	21,484	18,614	1,408	1,429	1,233	6.6	28	2.3
大邱	13,152	14,655	12,844	1,014	921	753	5.9	7	0.9
仁川	16,515	18,227	16,643	2,015	1,534	1,442	8.7	15	1.0
光州	7,827	8,858	8,088	498	595	563	7.0	16	2.8
大田	9,035	9,684	8,885	779	636	693	7.8	11	1.6
蔚山	6,939	7,563	7,267	560	606	455	6.3	7	1.5
京畿	72,431	81,248	73,403	7,341	6,409	6,019	8.2	200	3.3
江原	8,496	8,930	8,081	769	807	779	9.6	131	16.8
忠北	8,390	9,834	8,666	920	926	746	8.6	116	15.5
忠南	12,107	13,766	12,708	1,378	1,467	1,382	10.9	262	19.0
全北	10,196	10,864	9,605	1,385	1,312	1,141	11.9	245	21.5
全南	9,984	10,854	10,051	1,327	1,507	1,337	13.3	363	27.2
慶北	14,639	16,623	14,499	1,489	1,719	1,221	8.4	244	20.0
慶南	18,664	21,555	19,494	1,636	2,004	1,658	8.5	236	14.2
濟州	3,382	3,495	3,279	231	289	327	10.0	87	26.6
海外	12,288	9,520	8,791	332	415	457	5.2	1	0.2

注) 羅州は全南（全羅南道）に含まれる。ソウル特別市は六大広域市に含まれない。

出所：韓国統計庁（2010）より加筆作成。

<表3-9>は韓国の国際結婚を市道別に表したものであり、国際結婚による光州広域市と羅州の地域的特徴が明らかである。まず、2009年の国際結婚率をみると、仁川以外の六つの広域都市より道単位の地方地域における割合が全体的に高い。その内、韓国男性と外国人女性との婚姻比率が最も高い地域は羅州が含まれている全南（全羅南道）地域で、<

⁸⁴ この場合における結婚移民者には婚姻帰化者も含まれる。

⁸⁵ 韓国における国際結婚比率の推移は、第1章の<表1-4>において考察した。

表 3-9>見ると 2009 年の約 13.3%が外国人女性との婚姻である。また、2009 年における全体国際結婚対比農村漁業従事者の国際結婚率もソウルおよび広域市に比べ、各道地域における割合が高いことがわかる。つまり、行政自治単位として「洞」を多く持つ光州広域市は<表 3-9>のように 2009 年の国際結婚率および農業従事者の国際結婚率がそれぞれ 7%、2.8%であったのに対し、「邑」や「面」が多い全南地域はそれぞれ 13.3%、27.2%を占め、農業に従事する韓国男性と結婚した移住女性の割合が全国の 3.4 倍、光州広域市の 9.7 倍をみせている。また、<図 3-9>と合わせてみると、光州広域市における国際結婚のピークは 2010 年であったことがうかがえる。

このように、光州広域市は全羅南道地域の唯一な広域都市であり、光州広域市の結婚移住女性は都市地域の生活に適応していくことが予想される。その一方で、羅州は全羅南道地域における農村部であり、農業従事者との国際結婚により移住してくる女性たちは、羅州の農村地域で適応していくと思われる。

では、この両地域に居住する結婚移住女性の適応を支援するために実施されている支援政策や支援サービスの内容はどのように異なるのか。以下では、光州広域市と羅州における多文化家族のための支援政策について検討する。

2-2. 地域における現行支援政策の事例

2008 年以降、地域において「多文化家族支援条例」が制定されはじめた時期に、全羅南道および羅州、光州広域市における各自治体も「○○市（または、○○○道・○○区）多文化家族支援条例」を制定した。さらに、これら地域のなかでは「居住外国人住民支援条例」を制定している自治体もある。このように、支援条例は自治体において必ず存在するものである。ここでは、これらの支援条例はどのような地域的特徴を持ち、この支援条例に基づいた支援サービスの実行はどのような地域差をもつかについて、都市地域と農村地域という地域差に焦点を当てて比較考察する。

光州広域市は 2007 年に「光州広域市外国人住民条例」を制定し、2009 年に「光州広域市多文化家族支援条例」も制定している。光州広域市直営の多文化家族支援センターは存在しないが、5 つのセンターおよび 16 ヶ所の民間支援機関および団体を支援している。光州広域市が実施する多文化家族支援事業には、国際結婚情報提供プログラムの運営、「移住女性緊急支援センター1366」の運営、移住女性シェルターの運営があるが、実際にこれらの運営にあたるのは民間機関であり、光州広域市はこれらの機関を支援する役割を担っている。

＜表 3-10＞光州広域市の 5 区と羅州における支援条例と支援業務における状況

行政区分	支援条例	制定年度	担当公務員	所属部署	多文化家族支援センター	自治体の関連業務
光州広域市	2	2007、2009	1	福祉健康局社会福祉課	無	有
東区	1	2009	1	女性児童福祉課	1	無
西区	1	2007	2	女性児童福祉課	1	無
南区	1	2010	2	女性児童福祉課	1	無
北区	2	2007、2009	1：兼任	女性家族課	1	無
光山区	2	2007、2010	1：兼任	家庭福祉課	1	有
羅州	3	2007、2010	1：兼任	安全行政局住民福祉課	1	無

出所：光州広域市庁、東区庁、西区庁、南区庁、北区庁、光山区庁、羅州市庁、全羅南道庁、安全行政部の自治法規情報システムにより作成。

東区庁では、2007 年からの「光州広域市東区居住外国人支援条例」が 2009 年「光州広域市東区居住外国人および多文化家族支援条例」の制定により廃止された。また、女性児童福祉課の一人が「女性多文化」という職掌において、結婚移住女性の全般を担当しているが、具体的な業務内容は明確でない。東区においては東区健康家庭支援センターが、他区の多文化家族支援センターと同様な業務を実施している。

西区では 2007 年に「光州広域市西区外国人住民支援条例」が制定されている。また、多文化家族支援、結婚仲介業申告の受理および指導・点検、多文化家族支援センターの委託の業務を行う二人の多文化担当者が配置されており、それ以外にも企画室の生涯学習部の職員が多文化女性英語講師養成および派遣を担当している。さらに、社会福祉課では希望福祉二チームが希望コールの業務を担当しており、その対象に多文化家族も含まれている⁸⁶。

南区では 2010 年に「光州広域市南区外国人住民および多文化家族支援条例」が制定されており、南区庁の女性児童福祉課における二人の職員が多文化家庭の支援、多文化プログラム、その他の家族多文化業務全般を担当している。しかし、具体的な支援業務の内容は明確でない。

北区では、2007 年に「光州広域市北区居住外国人支援条例」が、2009 年には「光州広域市北区多文化家族支援条例」が制定されており、北区庁の女性家族課家族福祉チームにおける一人の担当者が離婚家族の支援と多文化家族支援事業を兼任している。特に、北区における多文化家族支援センターは拠点センターとしての役割が加えられている。

光山区庁は、2007 年に「光州広域市光山区外国人住民支援条例」を、2010 年には「光州広域市光山区多文化家族支援条例」を制定した。また、光山区の報道資料には光山区の多文化担当部署が家庭福祉課の女性多文化政策担当者であると書かれているが、実際、光

⁸⁶ 「西区、危機家庭に緊急資金、医療費など支援」『南道 today』2010 年 3 月 28 日 (<http://www.namdotoday.com/detail.php?number=4525&thread=02r05>)

山区庁のホームページには家庭福祉課は存在せず、担当者も明らかになっていない⁸⁷。光山区多文化家族支援センター以外に、光山区庁が多文化家庭幸福学校を運営し、光山区ボランティアセンターが事業として申請した結婚移住女性を対象に週二回の韓国語教育を実施している。さらに、政府機関と協同で制作した韓国生活ガイドブックを、5ヶ国語でダウンロードできるようにしている⁸⁸。

羅州は2007年に「居住外国人支援に関する条例」、2010年に「多文化家族支援条例」を制定している。羅州市庁安全行政局住民福祉課の女性家族主務官が多文化家庭における業務を兼任しているが、具体的な支援業務は明らかでなく、羅州に所在する多文化家族支援センターが実際支援事業を担っていると推測される。また、羅州には2012年に「農村チョンガ一国際結婚支援に関する条例」が新たに制定され、営農者の営農意欲と農村社会の維持のため、結婚移住女性を女性営農者として羅州に定着させることにより、農業における労働力の不足を解消しようとする農村地域としての羅州の特性が表れている。

以上から現在の支援状況における問題として以下の2点が指摘できる。第一に、居住外国人を対象にする支援条例の問題である。<表3-10>でみたように、全ての自治体においてひとつ以上の支援条例が制定されており、支援対象と支援内容が類似する複数の支援条例が存在する自治体もみられる。たとえば「外国人住民支援条例」の支援対象には「多文化家族支援条例」の支援対象が含まれている。また、支援条例の具体的な内容を「外国人住民支援条例」と「多文化家族支援条例」に分けて比較してみると、まず「光州広域市外国人住民支援条例」と「光州広域市光山区外国人住民支援条例」の内容において、第1条の目的「当地域に居住する外国人住民たちの地域社会適応と生活便益の向上を求める自立生活に必要な行政的支援方案を立てることで、地域社会の構成員として定着できるようにすること」、第2条の用語の定義における「外国人」、「外国人住民」、「外国人住民家庭」、第3条の外国人住民の地位、第4条の市長・区長の責務、第5条の支援対象、第6条の支援範囲などにおける記述はいずれも同様であり、唯一異なる点は、「光州広域市外国人住民支援条例」の第15条の褒賞を、「光州広域市光山区外国人住民支援条例」では第15条の褒賞と第16条の外国人に対する表彰に分けたことのみである。

次に、「光州広域市光山区多文化家族支援条例」と「羅州市多文化家族支援条例」の内容を比較してみると、唯一の相違点は、「羅州市多文化家族支援条例」における第10条の「委嘱された委員の退職事由」が「光州広域市光山区多文化家族支援条例」にはないことであ

⁸⁷ 担当者の李氏は、2010年には家庭福祉課の女性・多文化政策チーム長、2011年9月には福祉連携担当と児童ドリームスタートチーム長を兼任、2013年からは社会福祉チーム長に移動している。2011年以降、光山区には家庭福祉課も存在せず、多文化担当者は明示されていない（光山区の頭語検索により多文化担当者を検索した場合の報道資料を含む全ての結果 <http://www.gwangsan.go.kr/nv/menu/menu.php?S=S36&M=111000000000> により作成）。

⁸⁸ 韓国生活ガイドブック、光州広域市光山区庁ホームページ (<http://www.gwangsan.go.kr/nv/menu/menu.php?S=S36&M=080601010000>) よりダウンロードが可能である。インターネット上ではなく、本としての配布は、政府機関の保健福祉部、文化観光部、安全行政部の協同で実施されている。

り、その他においては第 1 条の目的から最後まで同様な内容となっている。このように、支援内容と支援対象が同様であれば、各自治体に 1 つの支援条例にした方が、複数の条例に分散されるより効果的であると考えられる。

また、羅州市では「羅州市事務の民間委託に関する条例」により、光州広域市では「光州広域市事務の民間委託に関する条例」により、支援事業の遂行を民間支援団体に委託している。委託された民間団体は 1 つの地域に多数存在しており、支援団体間の予算の競争関係による多数の支援団体が、支援の質的成果を考えずに、量的成果を中心とした事業が拡大されている。

第二に、地域行政における外国人支援担当部署および担当者の問題である。外国人住民および多文化家族の急増により、支援政策とサービスにおける業務効率を向上させるため、行政安全部は 2011 年に「地方自治団体の外国人政策担当部署の設置および労働力の拡充方案」を地方自治体に伝えた（行政安全部 2012）。その詳細をみると、各地方自治体に外国人住民支援の専用担当部署が設置されて政策の推進体系も一元化され、外国人住民数 2,500 人ごとに一人の担当者をおくこととされた（行政安全部 2012）。<表 3-10>をみると、光州広域市全体にも、羅州にも、担当の職員とその所属部署は存在するが、各部署は一元化されておらず、所属部署の名称も異なっている。また、<表 3-8>と<表 3-10>を合わせてみると、担当部署所属の職員は、外国人住民数の基準を満たしていないことは明らかである。この基準に従えば、東区、西区、南区においては担当者数は一人以下であるが、西区と南区には二人の担当職員が配置されている。その反面、北区、光山区においてはそれぞれ二人、三人以上の担当者の配属が必要であるが、一人の職員が別の業務と兼任していることが明らかである。問題は、<表 3-10>において、支援対象者が多数居住し、多くの支援サービスが必要とされる全ての地域において、外国人および多文化家族に関する業務を一人が兼任している点である。担当職員の配属が、支援対象や支援の必要性を考慮したものではなく、政府や自治体における予算の配分によるものであることがうかがえる。

多文化支援センターにおける委託事業の施行についてみると、両地域のセンターは光州広域市長と羅州市長の指定によって選ばれた機関であるにもかかわらず、業務は中央管理機関の支援プログラムおよび業務マニュアルに従っており、両地域の特性が反映されているとはい難い。さらに、多文化家族支援センターの予算は主に女性家族部から援助され、事業によっては自治体の援助を受ける場合もあるため、中央機関の委託事業に対する報告以外にも自治体の委託事業における報告をしなければならない。こうした行政の多重性も、支援センターの業務遂行における効果が低下する一因であるといえる。

近年、光州広域市では、姜雲太（カン・ウンテ）市長が外国人住民の支援に力を入れており、光州国際交流センター、移住女性緊急支援センター、北区多文化家族支援センター、

カトリック移住財牧会の4つの団体を外国人勤労者、結婚移民者、語学の講師⁸⁹、留学生などに紹介した上で、外国人住民が抱いている問題や要望などを聞く懇談会を開催した。その結果、光州市報の英語版の刊行や、外国人に対する支援機関の情報の外国語での提供、交通機関の情報システムにおける英語の追加などの要求事項が施策に反映されるように努力することを明らかにした（光州ラン 2013）。

また、2013年9月には「光州広域市高麗人⁹⁰住民支援条例」（以下、高麗人支援条例）が制定された。全国初の条例として制定され、光州広域市に居住する約1千人（その内、光山区には711人）の高麗人を対象にした多様な支援事業が成りこまれている。高麗人の安定した生活の維持のために行政・経済面での支援基盤を整備し、支援業務の効率性を高めるために高麗人住民統合支援センターを設置して、支援事業に必要な予算が編成される。その支援の対象には、ウズベキスタン出身の高麗人結婚移住女性も含まれる。ただ、その数は、光州広域市に結婚移住する外国人女性全体からみると約1.5%に過ぎない。光州広域市光山区に居住する韓国系中国人の朝鮮族は約7千人余りと推定される中、支援条例の対象を、朝鮮族を含む在外同胞にまで拡大するべきであるとの主張も提起されている（光州ドリーム新聞 2013）。また、支援の対象が外国人住民の出身国によって特定されていながら、既存の支援体制および支援内容、施行機関や担当者は特に高麗人の固有のニーズに配慮するものではないため、この条例の適切さが再度問われる可能性がある。

光州広域市と羅州の結婚移住女性に対する支援条例としては、「多文化支援条例」または「外国人住民（居住外国人）支援条例」のどちらかひとつ、もしくは両方が存在した。しかも、支援対象および支援内容は同様であり、両地域における支援条例には地域的特徴がみられなかった。両地域の支援条例に基づく支援サービスの実行は、基本的に光州広域市の5区における5つの多文化家族支援センターと羅州の多文化家族支援センターに委託されており、この多文化家族支援センターは全国共通の支援マニュアルに合わせたサービスプログラムを遂行していた。2013年から「地域特性化事業」が支援マニュアルに追加されたが、その成果が分析できるのはまだ先のことになろう。

光州広域市に居住する大多数の結婚移住女性は韓国社会における多文化家族構成員として多様な支援を受けながら、家事と育児を担う生活に適応していく段階にあると考えられる。その一方、羅州における結婚移住女性の多くは、家の継承だけではなく、労働力として農業に従事する役割も果たさなければならない状況にあるといえる。

⁸⁹ ここでいう語学の講師とは、英語を母語とする外国人が韓国の学校や塾で言語を教えることで、在留資格を取得している者を指す。

⁹⁰ 旧ソ連地域（ロシア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ウクライナなど）に居住している韓国同胞を示す。

第4章 結婚移住女性に対する多文化支援サービスの地域的差異

第1節 調査の概要

1-1. 調査目的および調査方法

(1) 調査の目的と調査手法および調査対象

本調査の目的は、対象地における結婚移住女性の地域的特徴と多文化支援サービスの現実を明らかにすることである。具体的には、光州広域市と羅州における結婚移住女性の様々な特性およびそれら諸特性間の相互連関を分析する。その際、特にそれらの特性が結婚移住女性の居住する地域によってどのような違いを見せてているのかに焦点を当てて分析する。また、対象地における現行支援上の問題を、実施側である現場の支援センターの職員および受益側である結婚移住女性の評価によって検討する。

次に、現地調査の対象は、アンケート調査においては、国際結婚により韓国に移住し、それぞれの対象地域に居住する結婚移住女性の内、調査地域に所在する多文化家族支援センターの支援プログラムや民間団体の支援教育を受けている、もしくは、受けた経験がある者を対象とした。

インタビュー調査においては、結婚移住女性のみならず、調査地に所在する支援センターの関係者を対象に加えた。具体的には、支援センターの韓国人職員2名、センター所属の訪問指導教師2名、ベトナム出身職員2名、フィリピン出身職員1名、中国出身職員1名である。

以上の対象に対し、実施した調査方法は次の3つである。第一は質問紙（アンケート）調査である。アンケート調査は、これまで政府の委託調査機関によって実施された4回の全国多文化家族実態調査をはじめ、この分野における多数の研究者が一般的に使って來た手法の一つである。ただし、この調査法では応答者の詳細な意見まで得られない限界がある。そのため、調査票の各質問項目に自由記述欄を備え、自由に回答してもらうことで答えの具体化・正確化を図った。なお、アンケート調査の際には、集合調査法⁹¹を実施した。そうすることにより、調査期間に制限がある点が解消でき、留め置き型よりデータの質を高めることができると考えた。

第二はインタビュー調査である。現場で働く人々の意見を自由に聞き出すために、各支援センターの職員らに対するインタビューを利用した。

第三に、参与観察である。本調査は対象地域における結婚移住女性の日常生活を観察し、

⁹¹ 集合調査法とは、質問紙調査の場合に用いる調査法の一つであり、一定の場所に集合している調査対象者に調査票を配付し、調査員の説明後にその場で回答してもらう調査法である。回答率が高く、普段学校や職場などの調査に向いているとされる。（出所：「社会調査の方法」<http://www.koka.ac.jp/morigiwa/sfc/les10104.htm>）

彼女たちの社会適応にかかわる様々な要因を把握するため、現地に滞在しながら、実施された。特に、現地の多文化支援センターにおいては、イベントのお手伝い、授業参加などをしながら、結婚移住女性の授業に対する意識とセンターの業務について内側からの観察を行った。

また、調査は 2010 年 3 月の予備調査と 2010 年 9 月 11 日～25 日、2011 年 3 月 4 日～29 日の 41 日間の本調査からなる。予備調査（2010 年 3 月 1 日～31 日）では、結婚移住女性を支援する NPO、NGO 機関、韓国全南大学生活環境福祉学部、国会図書館において、資料収集および聞き取り調査を行った。また、2010 年 3 月 29 日～31 日には、結婚移住女性支援センターの職員に結婚移住女性の支援システムの現況と現場の問題を聞き取り、地域における支援センターの現状を把握した。

第一回目の本調査期間中（2010 年 9 月 11 日～25 日）には、対象地域の多文化支援センターを訪問し、結婚移住女性と共に授業に参加し参与観察を通じて、授業における問題点などを検討した。参与観察を通じて結婚移住女性と一定のラポールを形成することで、アンケート調査の際に被調査者の本音を聞き出せるよう試みた。

第二回目の本調査期間中（2011 年 3 月 4 日～29 日）には光州と羅州におけるそれぞれの多文化家族支援センターで結婚移住女性を対象にしたアンケート調査を実施した。ただし、家庭訪問講師による支援を受けている場合は、訪問講師の協力を得て、支援センターで訪問講師から調査票を回収する方法を使宜的にとった。2011 年 3 月 26 日～29 日には、多文化家族支援センターにおいて、センターの職員および結婚移住女性を対象にインタビュー調査を行った。

（2）質問紙の構成と論点

質問紙は 2005 年と 2009 年の全国多文化家族実態調査を参考にし、本調査の目的に合わせて修正した質問を結婚移住女性の社会人口学的特性（一般的属性）、結婚過程（結婚に至るまでのプロセス）、家族関係と友人関係などの社会関係、職業関連および社会的地位、支援満足度の評価の 5 つの領域に分類して設定した⁹²。質問紙は結婚移住女性の多様な出身国を考慮し、韓国語、英語、中国語、ベトナム語、タイ語、日本語の 6 カ国語に翻訳したもの用いた。

調査票による選択式の質問項目には表しきれない内容をすくい上げるため、調査票には自由記述欄を設け、さらに補足的なインタビュー調査を行った。

本調査において明らかにすべき論点は以下の通りである。

結婚移住女性の属性、結婚に至るまでのプロセス、社会関係、現行支援の利用率及び満足度を都市地域である光州と農村地域である羅州の差に着目して検討する。

⁹² 詳細は付録 1 を参照されたい。

それぞれの指標は以下の通りである。

A-1. 社会人口学的特性

結婚移住女性の社会人口学的要因は居住地域、出身国籍、出身地域、年齢、結婚持続期間、子女数、韓国語の学習経験などで構成される。

B-2. 結婚過程

結婚過程要因においては結婚理由、結婚経緯、結婚までに夫と会った回数、結婚までの期間、結婚類型で構成される。

C-3. 社会関係

本調査における社会関係は家族レベル、友人・知人レベル、周囲の地域住民レベルに分類する。

D-4. 現行支援サービス利用率・満足度

現行支援サービスの諸細目における結婚移住女性の利用率、利用した支援サービスに対する満足度で構成される。

（3）調査の倫理性および客観性

現地調査の実施に際しては人を対象とする「研究倫理方針」に準じて、調査を計画した。現場においては、事前に調査対象である結婚移住女性に研究対象のプライバシー保護、調査の概要についての説明と同意、研究により生じる個人への不利益の可能性について説明し、協力を得た。

具体的には、研究の倫理性と面接対象者の人権保護を維持するため、結婚移住女性に調査の目的および調査内容の詳細を説明した。調査を実施する前に、積極的な参与意思の有無をもう一度確認し、調査の際には匿名性の保全について確認し、調査終了時にも再度確認を行った。

また、アンケート調査の前に、結婚移住女性と一緒に授業やイベントに参加し、ラポールの形成に努めることで、研究者と対象者間の信頼度を高め、質問に対する率直な回答が引き出されることを図った。インタビュー調査の際にも、アンケート調査における過程を全て実施した後、調査結果は研究以外の目的としては使用されないように、調査資料の全てを破棄することを伝えた。

1-2. 資料収集および分析方法

（1）資料の収集結果

＜表4-1＞は調査資料の収集結果であり、回収率は都市部である光州の方が農村部である羅州を若干上回っている。これは、農村地域においては一般的に農業と家事および育児に忙しい、地理的問題（センターまでの距離）、面積に比べて支援センターが少ないといつ

た理由による。回収した調査票のうち、有効部数は光州が 111 部、羅州が 102 部であった。

＜表 4-1＞アンケート調査の設問収集結果

地域区分	光州	羅州
配 布	140	140
回 収	129	118
回収率	92.0%	84.0%
有効部数	111	102

（2）分析方法

分析方法は、Excel でコーディングした結果の内、有効な該当シートだけを選択し、Windows SPSS 19 を利用して単純統計分析を行った。

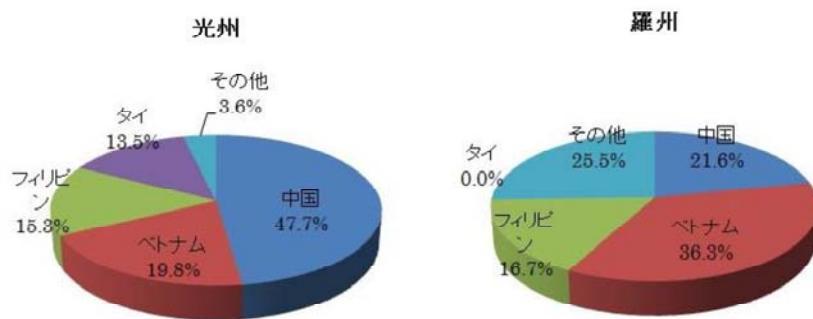
第一に、結婚移住女性の居住地域における各特性を把握するため、頻度、割合、平均および標準偏差を中心とした技術統計分析を実施した。第二に、結婚移住女性の各特性の内、いくつかの要因において、相互関係を明らかにするため、クロス分析を利用した。第三に、現行支援サービスの利用率および満足度を把握するため、頻度分析、割合、クロス分析を実施した。

なお、本章におけるほとんどの図表は、アンケート調査結果のデータから作成したものであるが、全国平均のデータを用いる際には図表の出所を表示する。

第2節 結婚移住女性の社会人口学的特性

本節では、結婚移住女性の属性における調査結果の居住地域差（移住先の地域の差）および属性間の連関を明らかにする。

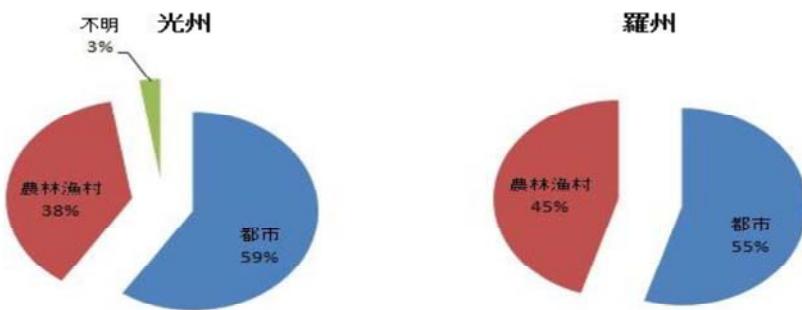
＜図 4-1＞結婚移住女性の出身国



注) 光州におけるその他は日本 4 人、羅州におけるその他はカンボジア 8 人、ウズベキスタン 7 人、インドネシア 3 人、日本 3 人、ネパール 3 人、スリランカ 2 人である。

光州と羅州における結婚移住女性の構成比をみると、光州は中国出身の女性が半分近く(47.7%)居住しており、ベトナムの女性(約2割)がその次である。羅州においてはベトナム出身の女性が最も多く36.4%を占めており、その次に中国出身の女性(約2割)である。フィリピン出身の女性はそれぞれ15.3%、16.7%で、ほぼ同じ割合であるが、羅州においては1992年の国際結婚初期以前から入ってきた統一教を通じた結婚が、光州においては恋愛や知人の紹介による結婚が多いと予測される。これについては後述する。

<図4-2>結婚移住女性の出身地域



注) 調査票の選択肢では都市を大都市と中小都市に区分したが、回答者にその基準を明確に説明しなかつたため、回答者が区別に困難を感じた場合を想定し、分析においては両地域を一括して、都市にした。

次いで、二地域における結婚移住女性の出身地域<図4-2>をみると農林漁村出身の結婚移住女性が羅州は45%、光州は38%で、羅州が光州を若干上回っている。このように、都市・農村別でみた結婚移住女性の出身地域は、結婚移住女性の結婚後の居住地域と必ずしも一致しない。

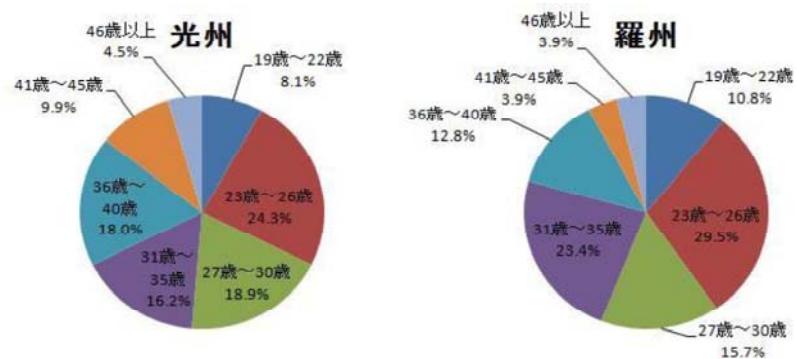
<表4-2>結婚移住女性の出身国別にみる出身地域

出身地域		光州				
		都市	農林漁村	その他	合計	
出身国家	中国	28(52.8%)	22(41.5%)	3(5.7%)	53(100.0%)	
	ベトナム	11(50.0%)	11(50.0%)	0(0.0%)	22(100.0%)	
	フィリピン	14(82.4%)	3(17.6%)	0(0.0%)	17(100.0%)	
	その他	13(68.4%)	6(31.6%)	0(0.0%)	19(100.0%)	
	合計	66(59.5%)	42(37.8%)	3(2.7%)	111(100.0%)	
出身地域		羅州				
		都市	農林漁村	その他	合計	
		中国	13(59.1%)	9(40.9%)	0(0.0%)	22(100.0%)
		ベトナム	21(56.8%)	16(43.2%)	0(0.0%)	37(100.0%)
		フィリピン	8(47.1%)	9(52.9%)	0(0.0%)	17(100.0%)
出身国家		その他	14(53.8%)	12(46.2%)	0(0.0%)	26(100.0%)
合計		56(54.9%)	46(45.1%)	0(0.0%)	102(100.0%)	

さらに、結婚移住女性の出身国別にみると、光州においてはベトナム出身の女性の半数が農林漁村の出身であり、羅州においてはフィリピン出身以外の5割以上が都市出身の女性である。また、光州においては「呼び寄せによる結婚」が羅州より多いため、それぞれの出身国内における同地域出身の女性が居住している可能性が考えられる。光州におけるフィリピン出身の女性に比べ、羅州におけるフィリピン出身の女性は母国における農村地域の出身が5割以上を占めており、羅州におけるフィリピン出身の女性は、フィリピンの農村地域において統一教の紹介による団体結婚が少なくなかった可能性がうかがえる。これは、＜表4-5＞において後述する。統一教や仲介業者による国際結婚後、既に羅州に居住するフィリピン女性が母国の知人（女性）を韓国の男性に紹介する場合が多い「知人の紹介」も35.3%を占める。

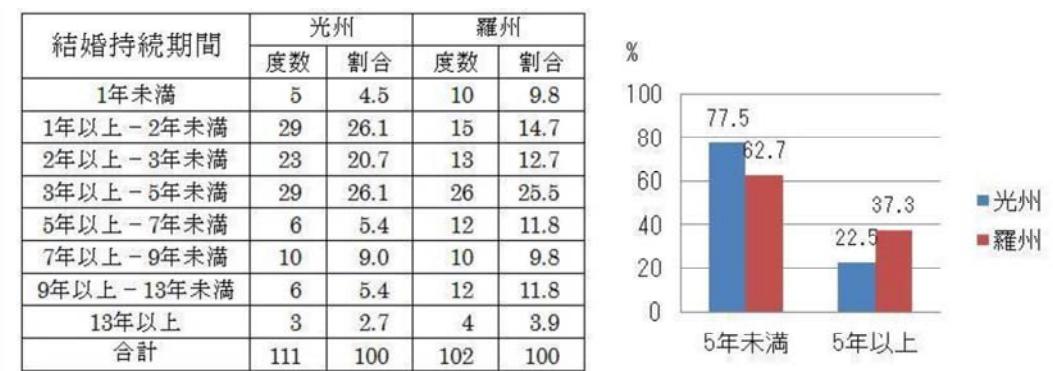
このように、光州に多く居住する農林漁村出身の結婚移住女性、羅州に多く居住する都市出身の結婚移住女性は出身地域と全く異なる社会に適応せざるを得ない現実に直面しているのである。

＜図4-3＞結婚移住女性の年齢



結婚移住女性の年齢は＜図4-3＞のように両地域とも19歳から52歳まで幅広く分布しており、23歳から26歳が最も多数を占めている。30歳未満の女性が占める割合は光州が51.3%、羅州が56.0%で、全国における30歳未満の結婚移住女性の割合（31.2%、2012年全国多文化家族実態調査、統計庁）より高い結果を見せた。すなわち、光州および羅州における結婚移住女性は、全国の結婚移住女性よりも若い傾向がある。その理由として、結婚移住してきた女性の結婚持続期間が、全国平均より短い点がうかがえる。また、2005年が国際結婚のピークであった点からみると、光州および羅州において2005年に結婚した多くの女性は当時の年齢が19～22歳であったと推測される。

<表 4-3、図 4-4>結婚持続期間



光州における結婚移住女性の結婚持続期間は1年以上2年未満および3年以上5年未満が最も多く、羅州においては3年以上5年未満が最も多い(<表 4-3>)。両地域共に1年以上から5年未満に集中しているとみられるが、結婚持続期間を5年未満と5年以上に分けてみると光州の約8割が結婚持続期間5年未満、羅州の約4割が5年以上で、羅州の方が早くから結婚移住女性が居住していたことがわかる(<図 4-4>)。

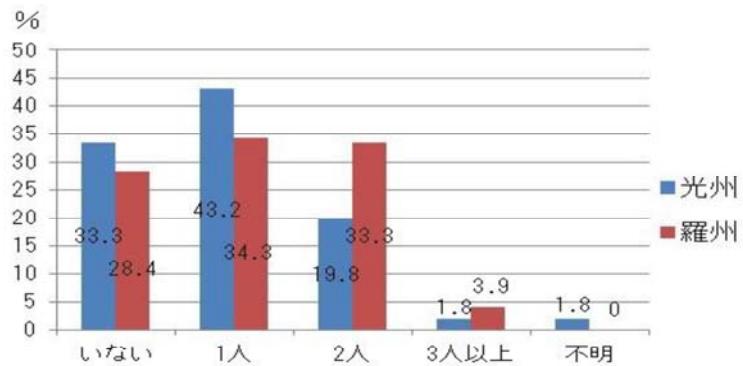
一方、全国における結婚持続期間5年未満の結婚移住者が27.5%（うち、5.9%が2年未満、2012年の全国多文化家族実態調査、統計庁）に対し、<表 4-3>のように光州と羅州には2005年以降の結婚移住女性が多数居住している。全国的にみると、この二地域は比較的国際結婚が遅れて始まった地域である。

<表 4-4> 結婚移住女性の年齢別結婚持続期間（単位：歳、年）

居住地域		最小値	最大値	平均値	標準偏差
年齢	光州	19	52	31.55	7.832
	羅州	19	52	31.71	7.968
結婚持続期間	光州	5ヶ月	16	3.53	3.224
	羅州	1ヶ月	18	4.56	3.839

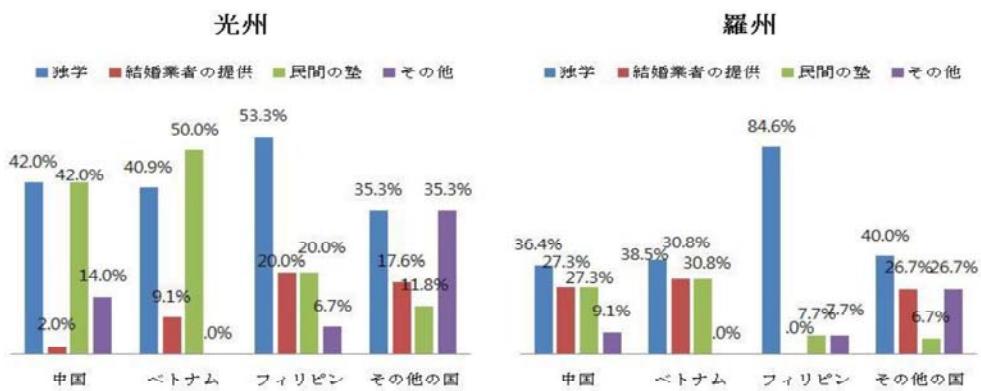
両地域における結婚移住女性の年齢および結婚持続期間の平均がほぼ同様である点から、両地域ではほぼ同時期に国際結婚が増加してきたことがうかがえる。韓国における国際結婚が2000年以降それまでにない規模で拡大した歴史から考えると、結婚持続期間10年以上の結婚移住女性は宗教団体の紹介、恋愛などによる個別的な状況における国際結婚を通じて移住してきたものと推定できる。たとえば、<図 4-1>で述べたように、両地域には同数のフィリピン出身の女性が居住しているが、そのうち、2005年以前の結婚移住女性の多数は統一教の影響であると考えられる。

<図 4-5>子女数



光州と羅州における結婚移住女性の子女数をみると、光州においては子女数1人の割合が43.2%で最も多く、続いて子供がないが33.3%を占めているが、羅州においては子女数1人と2人がそれぞれ34.3%と33.3%でほぼ同様である。しかし、3人以上子供がいる割合は光州が1.8%、羅州が3.9%を占め、違いが明らかである。2012年の韓国における合計特殊出生率は1.3と、超少子化社会である。これに対し、2012年のフィリピンとベトナムの合計特殊出生率は、それぞれ3.0、2.0である。特に農村地域において3人以上の子供がいる割合の高さは、上述したように、少子化の進行する韓国社会において、地域社会の維持のために自治体が中心となって、韓国より出生率の高い東南アジア出身の女性を結婚相手として選択することで出生率を上げようとしてきた事実に呼応する。

<図 4-6>結婚移住女性の出身国別母国における韓国語の学習方法



<図 4-6>は結婚移住女性の母国における韓国語学習方法である。まず、この図を分析する前に、結婚する前に韓国語を学習したことがある結婚移住女性は両地域とも5割以上を占めている結果から、結婚移住女性の言語レベルはある程度期待されたが、実際、それが役に立ったと答えた女性は非常に少なかった。韓国語の「学習方法」の項目において、

「独学」による言語学習は、韓国のドラマおよび書籍、韓国人の友人との接触を通じた学習を指し、「民間の塾」は結婚業者と提携している場合を含んでいる。その他はたとえば韓越間のMOU提携により、結婚移民予定者を対象にした「入国前事前情報提供プログラム」を利用した場合などが挙げられる。しかし、業者が提供する言語教育は結婚を決めてから成婚して来韓するまでの限られた期間であり、ごく基礎にとどまる。実際、業者経由で結婚した女性に聞くと、来韓当初は韓国語がほとんどできず、言語力の不足を感じたという女性が多かった。

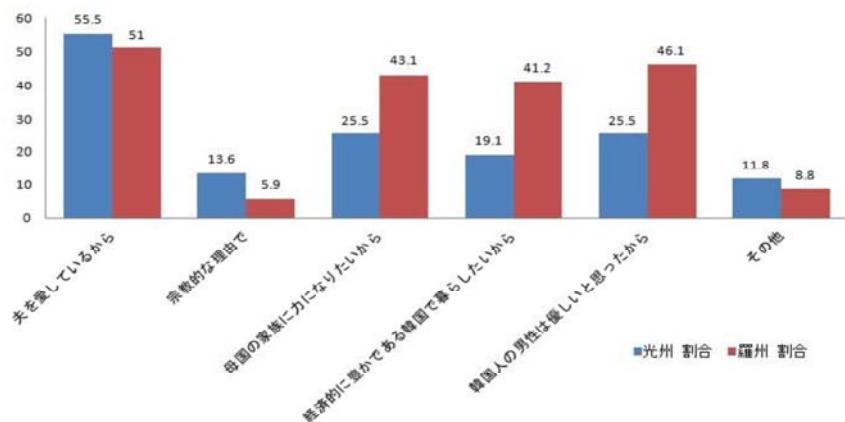
出身国別に学習方法をみると、光州においては全般的に独学による学習が多数である一方、羅州においてはフィリピン出身以外の結婚移住女性が結婚業者の提供による言語教育を受けた割合が約3割を占め、羅州向けのフィリピン女性に対する業者のサービス提供が少ないと考えられる。また、羅州において斡旋業者によるフィリピン女性との結婚が少ないことが考えられる。しかし、<表4-5>により、後者の可能性が高いと推定される。

第3節 結婚過程および社会関係の関連性

3-1. 結婚過程における特性

結婚移住女性が国際結婚する過程を把握する際に、結婚理由や結婚経緯は重要な関連要因であると考えられる。ここでは、彼女たちが結婚移住を決定した原因を中心に、他の要因との連関を解明したい。

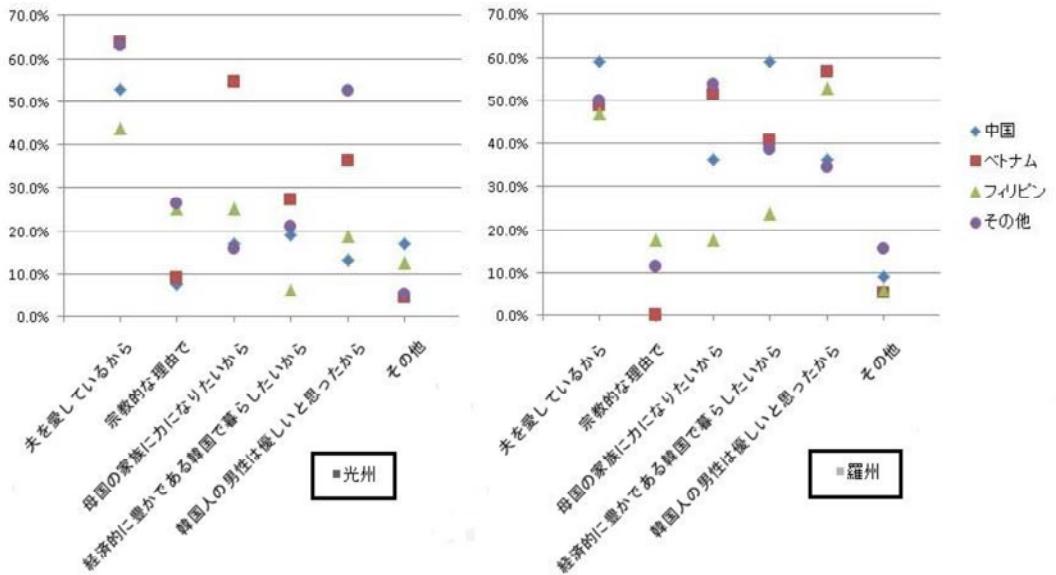
<図4-7>結婚理由（複数回答）



韓国に結婚移住する理由について聞いたところ、「夫を愛しているから」という答えが両地域共に5割以上で最もも多い。その次に、「韓国人男性は優しい」が羅州は46.1%、光州は25.5%となっており、羅州が光州の約2倍も高い割合を見せている。加えて、羅州では

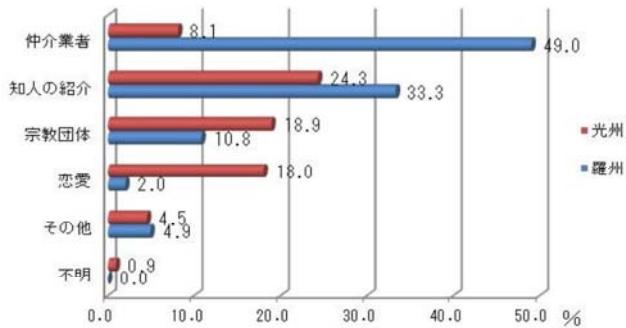
「母国の家族に力になりたい」、「豊かな国で暮らしたい」がいずれも高い割合を占めており、羅州では経済的な理由で国際結婚を選択した場合が多いことが見てとれる。

<図 4-8>出身国別結婚理由



中国出身移住女性をみると、羅州においては、「母国の家族に力になりたい」、「豊かな国で暮らしたい」の数値が光州より高く、本国における経済的背景の厳しさがうかがえる。次に、ベトナム出身の女性をみると光州より羅州において経済的な理由の割合が中国出身の女性より高いことがみられ、羅州の中国出身の女性より経済的に困難な背景を持つ女性が多いことが推測できる。一方、光州における他の国出身の女性とベトナム出身の女性、羅州における全ての女性が「韓国人男性は優しい」を結婚の理由として多く挙げていた。羅州の結婚移住女性によると、東アジアの国々においてはいわゆる韓流ブームに象徴される韓国ドラマや音楽番組などが多数放送されており、韓国の男性はロマンチックでイベント好きな優しい男性であると思ったという女性が多く、韓国発の文化コンテンツによる影響が主な原因として考えられる（2011年3月26日、羅州多文化家族支援センターでのインタビュー）。

<図 4-9>結婚の経緯



結婚移住女性における結婚の経緯をみると<図 4-9>のように、羅州は恋愛や宗教団体の紹介による結婚の割合が光州より低いが、仲介業者による結婚は光州では約 1 割であるのに対して、羅州では約 5 割を占める。国際結婚を通じて農村に嫁いだ女性は、農村特有の伝統的な考え方や閉鎖的な地域社会、農業への従事などの生活に適応しなければならない。他方、一般的に女性は農村より都市を好む傾向があり、外国人の女性も例外ではない。こうした傾向のため、羅州では恋愛や知人の紹介による国際結婚より仲介業者による国際結婚の方が多い。さらに、羅州は光州と比べて移動に要する時間や費用が大きいという地理的理由で、結婚相手との自然な出会いの機会も相対的に少ない。このことも羅州の男性が恋愛や知人の紹介によらず、結婚仲介業者による結婚を選ぶ背景となっている。

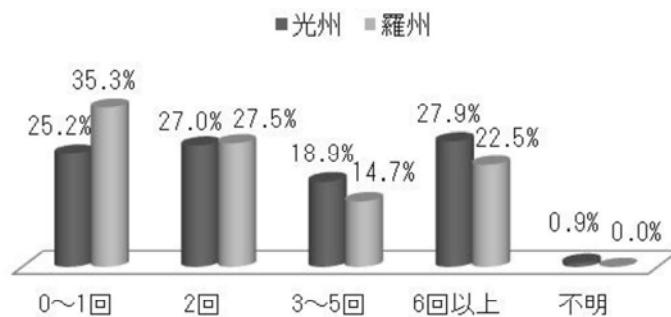
他方光州では、結婚の経緯は「知人の紹介」と「恋愛」が約 4 割で多数を占めている。これは、都市地域である光州が羅州とは逆に恋愛のチャンスが多く、移住女性にとっても生活に便利な都市の方が好まれるため、知人からの呼び寄せといったかたちでの紹介が増加するからであろう。

<表 4-5>結婚移住女性の出身国別結婚経緯

結婚経緯		光州				
出身国家	結婚仲介業者	知人の紹介	宗教団体の紹介	恋愛	その他	合計
中国	12(23.1%)	24(46.2%)	4(7.7%)	11(21.2%)	1(1.9%)	52(100.0%)
ベトナム	7(31.8%)	10(45.5%)	0(0.0%)	3(13.6%)	2(9.1%)	22(100.0%)
フィリピン	3(17.6%)	8(47.1%)	4(23.5%)	1(5.9%)	1(5.9%)	17(100.0%)
その他	3(15.8%)	5(26.3%)	7(36.8%)	3(15.8%)	1(5.3%)	19(100.0%)
合計	25(22.7%)	47(42.7%)	15(13.6%)	18(16.4%)	5(4.5%)	110(100.0%)
結婚経緯		羅州				
出身国家	結婚仲介業者	知人の紹介	宗教団体の紹介	恋愛	その他	合計
中国	10(45.5%)	10(45.5%)	0(0.0%)	1(4.5%)	1(4.5%)	22(100.0%)
ベトナム	25(67.6%)	10(27.0%)	1(2.7%)	0(0.0%)	1(2.7%)	37(100.0%)
フィリピン	2(11.8%)	6(35.3%)	8(47.1%)	0(0.0%)	1(5.9%)	17(100.0%)
その他	13(50.0%)	8(30.8%)	2(7.7%)	1(3.8%)	2(7.7%)	26(100.0%)
合計	50(49.0%)	34(33.3%)	11(10.8%)	2(2.0%)	5(4.9%)	102(100.0%)

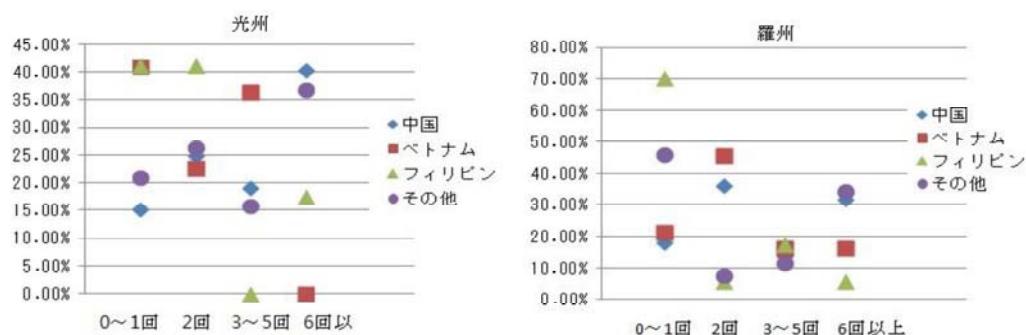
<表4-5>をみると、中国出身の結婚移住女性は、光州においては結婚仲介業者による結婚（23.1%）より知人の紹介による結婚（46.2%）が多いが、羅州においてはそれぞれ45.5%で同じ割合を占めている。ベトナム出身の結婚移住女性は、光州においては知人の紹介による結婚が45.5%で最も高い割合である反面、羅州においては結婚仲介業者による結婚が67.6%を占めている。フィリピン出身の女性は光州では知人の紹介による結婚が47.1%で最も高いが、羅州では宗教団体の紹介による結婚、つまり統一教による合同結婚が47.1%を占めている。支援センターの職員によると、以前は日本とフィリピン出身の女性がこの合同結婚式を通じて韓国に入ってきたが、1990年を境にこの合同結婚が減り、朝鮮族を中心とした中国出身の女性が増えたという（2011年3月27日、光州の多文化家族支援センターでのインタビュー）。

<図4-10>結婚まで夫と会った回数



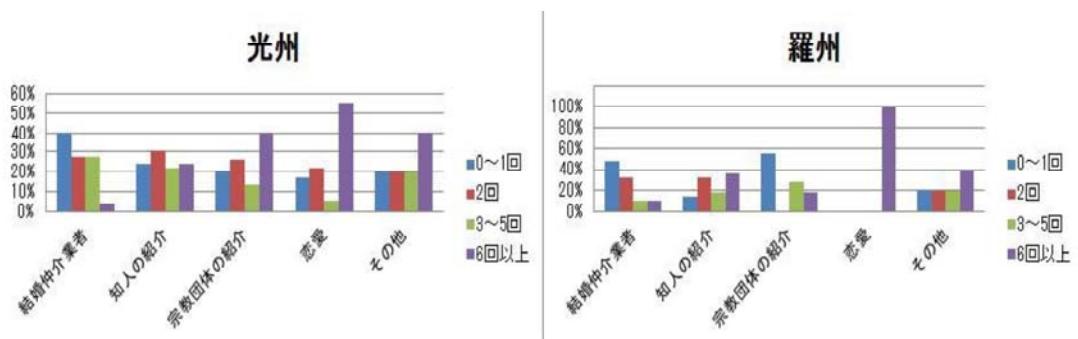
両地域における結婚移住女性が結婚まで夫と会った回数について<図4-10>をみると、光州では「6回以上」が27.9%、羅州では「0～1回」が35.3%でそれぞれ最も多く、光州より羅州の方が少ない回数で結婚している。すなわち、羅州に居住する結婚移住女性が夫とほとんど会っていない状況で結婚している点と、短期間で業者による結婚が成立する場合が多い可能性から、結婚まで夫と会う回数は少なくなることがうかがえる。

<図4-11>結婚移住女性の出身国別結婚まで夫と会った回数



<図4-11>をみると、光州ではフィリピン出身の女性(0～1回と2回の両方が41.2%)とベトナム出身の女性(0～1回が40.9%)を除くと結婚まで6回以上夫と会っている。しかし、羅州では結婚までフィリピン出身の女性(70.6%)とその他の国出身の女性(46.2%)で0～1回、中国出身の女性(36.4%)とベトナム出身の女性(45.9%)でも2回しか夫と会っていないという差がみられる。

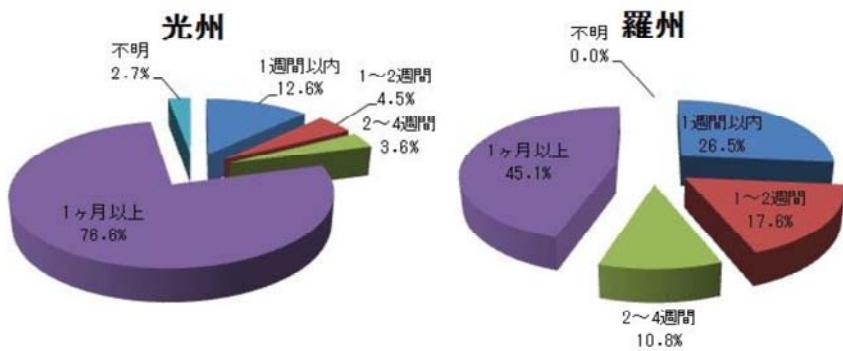
<図4-12>結婚経緯別結婚まで夫と会った回数



結婚の経緯別で分けた<図4-12>をみると、結婚仲介業者による結婚の場合に夫と会った回数は最も少なく、恋愛による結婚で夫と会った回数が最も多くなるのはどちらの地域にも共通している。

しかし、宗教団体の紹介による結婚の場合、光州においては6回以上会っている女性が4割を占めるのに対し、羅州においては0～1回しか会っていない女性が約6割を占めており、有意な差がみられる。両地域において宗教団体の紹介で結婚した女性に聞いたところ、結婚相手の写真が渡されるところまでは同様であるが、光州などの大都市ではお互いの都合によって結婚前にも会う機会が設けられることが羅州より多いようであった。この結果を<図4-11>と合わせて分析すると、まず、光州におけるベトナム出身の女性は結婚まで0～1回会ったのが最も多く、<図4-12>の光州における結婚仲介業者を通じた結婚も0～1回が最も多いため、光州におけるベトナム出身の女性は結婚仲介業者による結婚が多いことが推定できる。次に、<図4-11>での光州における中国およびその他の国出身の女性は結婚まで6回以上が多く、<図4-12>と合わせてみると、6回以上夫と会った場合は恋愛による結婚が多いことが推定できる。さらに、<図4-11>で、羅州におけるフィリピンとその他の国出身の女性は結婚仲介業者と宗教団体の紹介による結婚が多いことから、<図4-12>における中国とベトナムは結婚仲介業者と知人の紹介による結婚が多いと考えられる。

<図 4-13>夫と出会ってから結婚までの期間



続いて夫と出会ってから結婚までの期間（<図 4-13>）をみると、両地域とも 1 ヶ月以上が最も多く、光州における 1 ヶ月以上が 76.6%、羅州における 1 ヶ月以上が 45.1% である。また、1 週間以内は羅州が 26.5% で、光州（12.6%）の約 2 倍以上を占めている。これまでの分析から、結婚までの期間が短いことは仲介業者による結婚が多いことと関連していることが推定できる。したがって、この差については下の<表 4-6>と<表 4-7>を重ね合わせて明らかにしていきたい。

<表 4-6>出身国別結婚までの期間

期間	光州				
	1 週間以内	1~2 週間	2~4 週間	1 ヶ月以上	合計
中国	3(5.7%)	0(.0%)	1(1.9%)	49(92.5%)	53(100.0%)
ベトナム	6(30.0%)	3(15.0%)	0(.0%)	11(55.0%)	20(100.0%)
フィリピン	3(18.8%)	1(6.3%)	0(.0%)	12(75.0%)	16(100.0%)
その他	2(10.5%)	1(5.3%)	3(15.8%)	13(68.4%)	19(100.0%)
合計	14(13.0%)	5(4.6%)	4(3.7%)	85(78.7%)	108(100.0%)
期間	羅州				
	1 週間以内	1~2 週間	2~4 週間	1 ヶ月以上	合計
中国	2(9.1%)	1(4.5%)	2(9.1%)	17(77.3%)	22(100.0%)
ベトナム	12(32.4%)	10(27.0%)	5(13.5%)	10(27.0%)	37(100.0%)
フィリピン	5(29.4%)	2(11.8%)	2(11.8%)	8(47.1%)	17(100.0%)
その他	8(30.8%)	5(19.2%)	2(7.7%)	11(42.3%)	26(100.0%)
合計	27(26.5%)	18(17.6%)	11(10.8%)	46(45.1%)	102(100.0%)

まず、紹介から結婚までの期間を出身国別にみると、<表 4-6>のように、光州における結婚移住女性の結婚までの期間は、全体的に 1 ヶ月以上が最も高い割合を占めており、中でも中国出身の女性の 9 割以上が 1 ヶ月以上であるが、ベトナム出身の女性は 1 か月以上が 55.5% で他国出身の女性に比べると少ない。逆に、結婚までの期間が 1 週間以内をみると、ベトナム出身女性が 3 割と高い割合を占めている。羅州においても結婚まで 1 ヶ月

以上かかった場合が全体的に多いが、ベトナム出身の女性は1週間以内で結婚した割合が最も高い。また、光州において1週間以内に結婚に至った割合はベトナム出身の女性で3割を占めるほかは、どの国の出身女性においても1割前後であったのに対し、羅州において1週間以内に結婚に至った割合は中国出身の女性では低いが、その他の国の出身女性では3割前後を占めている。中国出身の女性は両地域とともに、恋愛および知人の紹介によって結婚した割合が高いため、結婚までの期間も比較的長いことが確認できる。

<表4-7>結婚経緯別結婚までの期間

期間		光州				
結婚経緯		1週間以内	1~2週間	2~4週間	1ヶ月以上	合計
結婚仲介業者		9(37.5%)	0(0%)	0(0%)	15(62.5%)	24(100.0%)
知人の紹介		2(4.3%)	2(4.3%)	3(6.5%)	39(84.8%)	46(100.0%)
宗教団体の紹介		0(0%)	1(6.7%)	0(0%)	14(93.3%)	15(100.0%)
恋愛		3(17.6%)	2(11.8%)	0(0%)	12(70.6%)	17(100.0%)
その他		0(0%)	0(0%)	0(0%)	5(100.0%)	50(100.0%)
合計		14(13.1%)	5(4.7%)	3(2.8%)	85(79.4%)	107(100.0%)
期間		羅州				
結婚経緯		1週間以内	1~2週間	2~4週間	1ヶ月以上	合計
結婚仲介業者		23(46.0%)	12(24.0%)	7(14.0%)	8(16.0%)	50(100.0%)
知人の紹介		2(5.9%)	4(11.8%)	1(2.9%)	27(79.4%)	34(100.0%)
宗教団体の紹介		2(18.2%)	1(9.1%)	1(9.1%)	7(63.6%)	11(100.0%)
恋愛		0(0%)	0(0%)	0(0%)	2(100.0%)	2(100.0%)
その他		0(0%)	1(20.0%)	2(40.0%)	2(40.0%)	5(100.0%)
合計		27(26.5%)	18(17.6%)	11(10.8%)	46(45.1%)	102(100.0%)

<表4-7>をみると、光州における仲介業者による結婚について、結婚までにかかった期間が1ヶ月以上の割合は、光州では62.5%、羅州では16.0%と著しい差が認められる。すなわち、仲介業者による結婚の場合、光州では羅州より結婚までの期間が長い傾向にあるのに対し、羅州における仲介業者による結婚では相対的に短期間で結婚に至る傾向がある。この点について光州と羅州それぞれのセンターで外国人職員にその理由を聞いたところ、以下のようない回答を得た。

羅州のような農村地域においては、韓国の仲介業者と外国にある仲介業者が連携して国際結婚が団体で行われる場合が多い。この場合、国際結婚を希望する外国人の女性は、結婚の成立まで業者が提供する寮で生活することになるが、この寮の費用は当該の外国人女性の負担となる。その費用を抑えるため、当該の女性は結婚の決定を急ごうとしがちであり、また成婚後の手続きについても業者による迅速な処理に委ねられる。他方、光州のような都市地域においては、既に国際結婚している夫婦が、その妻の出身国の女性を個人的に仲介する場合が多く、その場合は、個人の国際結婚と同様な手続き期間がかかり、業者による手続きにくらべて長期にわたりがちである（2011年3月

27日、光州と羅州における多文化家族支援センター)。

このように、結婚の経緯によって結婚移住女性は結婚までの状況が相違し、この差によって結婚移住女性の結婚までの期間が異なるといえる。

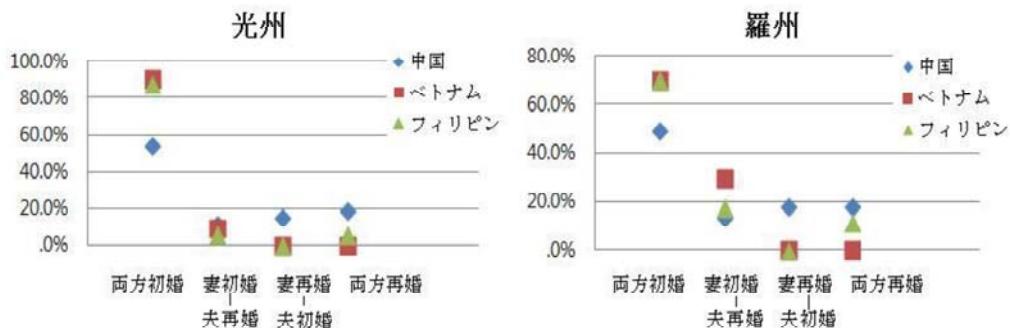
<表4-8>妻一夫の初婚・再婚

類型	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
両方初婚	80	72.1	66	64.7
妻初婚、夫再婚	11	9.9	25	24.5
妻再婚、夫初婚	8	7.2	4	3.9
両方再婚	12	10.8	7	6.9
合計	111	100.0	102	100.0

つづいて妻一夫の初婚・再婚(<表4-8>)をみると、最も高い割合を占めるのは、妻一夫の両方が初婚の場合であり、光州で72.1%、羅州で64.7%を占めている。その次に高い割合を占めるのは、光州においては妻一夫の両方が再婚の場合の10.8%で、羅州においては妻初婚一夫再婚の24.5%である。

具体的にみると、妻初婚一夫再婚の場合は光州で9.9%、羅州で24.5%を占め、羅州においての方が約14.6%多い。これに比べ、妻再婚一夫初婚の場合は光州で7.2%、羅州で3.9%と、光州においての方が羅州より約2倍多い。羅州より光州において女性の再婚が多い現象については、次の二つの理由があげられる。第一に、羅州地域は光州より家父長制的価値観、伝統的な考え方が維持されている農村地域であると推定され、羅州の男性は親と同居する割合が光州の男性より高い。すなわち、羅州の男性にとって結婚移住女性は跡継ぎと親の面倒を見ることが解消できる存在と認識されることが推測される。そのため、結婚相手の女性は若くて初婚であることが好まれる。第二に、都市地域を中心に男女の平等意識の拡大と、離婚や再婚へのタブー感の低下を背景に、男性が再婚であれば、相手の女性が再婚であることも容認される方向に意識変化が起きたことが双方ともに再婚のケースが増加した理由としてあげられる。したがって、光州よりも羅州において夫の再婚相手として妻は初婚であることが重視され、羅州よりも光州において夫の初婚相手として妻が再婚であっても結婚する傾向があるといえる。

<図 4-14>出身国別結婚類型



結婚移住女性の出身国別に結婚類型を見ると、中国出身の女性は両地域において同様な結果がみられ、妻再婚—夫初婚および両方再婚が他国出身の女性に比べ高い割合を見せて いる。羅州におけるベトナム出身の女性では妻初婚—夫再婚が 3 割を占めており、<表 4-8>の分析からも示唆されたとおり、羅州における再婚希望の男性が「結婚相手の女性は初婚で若くて処女であること」を述べた結果、ベトナム出身の若い女性が選ばれる傾向が生じていることがうかがえる。

このように、光州と羅州における国際結婚のプロセスにおける地域差をみると、特に羅州においてはベトナム出身女性が他国出身の女性に比べて若く、経済的理由による結婚の割合、および結婚仲介業者の紹介による結婚の割合が高いこと、妻初婚—夫再婚が多いこととの連関が確認できる。また、子女数からみても、羅州地域における男性は跡継ぎを重視し、子供を持つために国際結婚を選択すると考えられるため、妊娠の確率が高い 20 代前半の女性を好む場合が多く、その条件に当てはまる結婚相手としてベトナム出身女性が選好されていることも指摘できる。その一方、光州においては、仲介業者より母国出身女性などの紹介による結婚が多く、中国出身女性の再婚も多くみられた。子女数においても、後継ぎを重視するより、結婚自体に意味を置くような核家族が多数であり、羅州に比べ、相対的に男女平等意識が普及していることがうかがえる。

3-2. 結婚移住女性の社会適応過程における社会関係要因

(1) 家族関係

結婚移住女性の家族関係を分析するため、まず、結婚移住女性とその家族がどのような形態で同居しているのかを把握する必要がある。

<図 4-15、表 4-9>家族形態

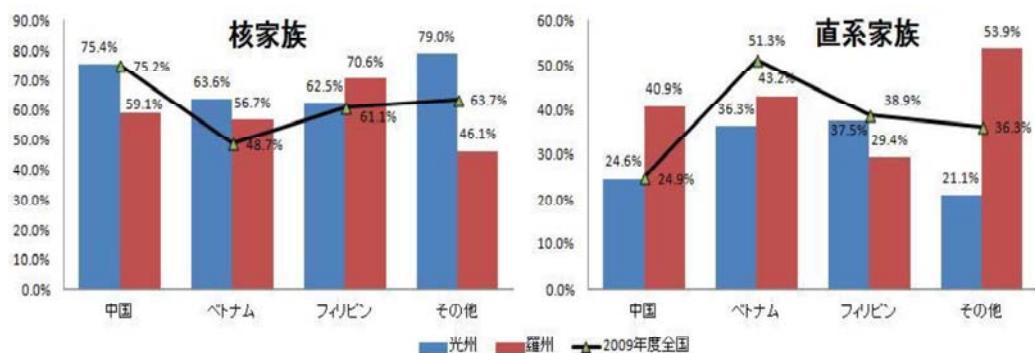


出所：金スングオン、保健福祉家族部『2009 全国多文化家族実態調査』2010、p.331 より加筆作成。

<図 4-9、表 4-15>は家族形態を核家族と直系家族に分けたものである。光州における核家族は 7 割以上を占め、都市的特徴が明らかであるが、羅州では直系家族が 4 割以上を占めている。

ここで、韓国の家族形態を少し述べると、2010 年度における核家族は 61.6%、直系家族が 4.7%、その他の家族形態（1 人世帯を含む）が 33.7% であり（保健福祉部 2011：401）、直系家族の割合が非常に低い点が顕著である。これらに比べ、<表 4-9>では 2009 年に実施された全国多文化家族実態調査における全国多文化家族の家族形態は、核家族が約 7 割、直系家族が約 3 割をみせている。この比較から、多文化家族では韓国の一般家族より直系家族が多く、光州より羅州地域において直系家族の割合が高いことがいえる。

<図 4-16>結婚移住女性の国籍別家族形態



出所：金スングオン、保健福祉家族部『2009 全国多文化家族実態調査』2010、p.332 より加筆作成。

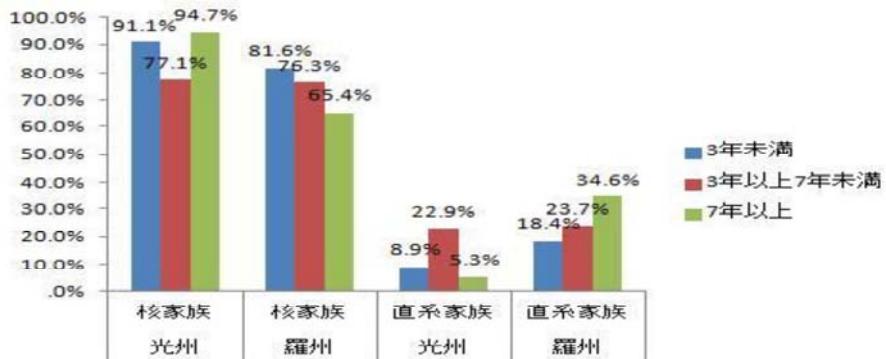
<図 4-16>は結婚移住女性の出身国別に家族形態を把握するためのものであり、光州と羅州のデータに、2009 年度の全国多文化家族実態調査における結果を重ね合わせたもの

である⁹³。まず、光州と羅州を比較すると、光州は羅州より核家族（＜図 4-16＞の左）が多く、羅州では直系家族（＜図 4-16＞の右）が全体的に高い割合を見せている。ただし、フィリピン出身女性が結婚移住した家族における核家族の割合は羅州の方が光州より高く、直系家族は光州の方が高い割合を占める例外がみられる。その理由は、＜表 4-5、図 4-4＞および＜表 4-5＞の分析を合わせてみると、光州におけるフィリピン出身の女性は結婚持続期間が羅州より短く、結婚初期の適応のために一時的に直系家族を維持していることが考えられる。羅州におけるフィリピン出身の女性は＜図 4-8＞のように、経済的理由より個人的な理由（韓国人の男性は優しいと思ったから）で結婚した場合が多く、＜表 4-5＞でみると、宗教団体の紹介で結婚した割合が、仲介業者による結婚より高い。農村地域において仲介業者による結婚の場合は一般的に直系家族が多いが、上のような事情から羅州におけるフィリピン出身の女性に限っては光州より直系家族が少ないのである。また、羅州における「その他」の出身国には、カンボジアおよびウズベキスタン出身の女性が多数を占めている。これらのケースで直系家族の割合が高い理由として、カンボジア出身の女性では、本国の慣習として結婚初期から親と一緒に生活する傾向があることが影響していると考えられる。また、ウズベキスタン出身の女性には在外同胞が含まれており、この女性たちは韓国の伝統的な家族形態に適応しやすい傾向があると考えられる。

次に、全国調査の結果において注目されるのは、ベトナム出身女性における直系家族の割合が光州と羅州では全国値より低いことである。この現象については、全国における調査においては、光州と羅州より国際結婚が早く実施されてきている方が多いこと、つまり、光州と羅州におけるベトナム出身の女性との結婚が他地域に比べて遅れて始まったことが理由として挙げられる。

⁹³ この全国調査における結婚移住女性の出身国別割合は、本調査とは次の点において異なる。まず、中国出身の女性を、漢族と朝鮮族女性に分けており、核家族においては漢族が 72.6%、朝鮮族が 77.7% を占めていた。また、全国調査におけるその他においては、中国、ベトナム、フィリピン以外にも、モンゴル、タイ、カンボジア、日本など、多様な出身国に分かれていたが、ここではそれらの平均値を表示した。なお、本調査に合わせ、全国調査でのアジア以外の国籍出身の結婚移住女性は表示していない。

<図 4-17>結婚持続期間による家族形態



結婚移住女性の結婚持続期間と合わせて家族形態をみると、<図 4-17>のように、光州の核家族では 3 年以上 7 年未満の結婚持続期間の核家族が 77.1% で最も低く、羅州では結婚持続期間が長くなると直系家族に移動する傾向がみられる。センターの職員によると、光州における結婚移住女性には、子供たちが学校に行く年齢になると、家事と育児を姑に任せ、仕事を求めるケースが多い。また、一般的に子育てが最も大変な時期は 3 年以上 7 年未満であり、光州では夫の家族と同居しながら手伝ってもらう女性が少なくない（2011 年 3 月 27 日、光州広域市光山区多文化家族支援センターでのインタビュー）。他方羅州では、夫婦が夫の親の面倒を見るための同居となるケースが増加しているとされる（2011 年 3 月 29 日、羅州の多文化家族支援センターでのインタビュー）。

<表 4-10>夫の家事および育児参加度

家事参加度	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
0～20%	40	36.0	43	42.2
20～40%	40	36.0	24	23.5
40～60%	12	10.8	19	18.6
60～80%	9	8.1	10	9.8
80～100%	10	9.0	6	5.9
合計	111	100.0	102	100.0
育児参加度	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
0～20%	66	59.5	54	52.9
20～40%	15	13.5	14	13.7
40～60%	15	13.5	16	15.7
60～80%	8	7.2	11	10.8
80～100%	7	6.3	7	6.9
合計	111	100.0	102	100.0

<表 4-10>をみると、夫の家事参加については羅州の方が相対的に参加率が低く、育

児参加については光州の方が参加率が低い。しかし、両地域とも 0~20%の参加率が最も高いことから、居住地域に関係なく伝統的な女性の役割への期待が強いことがわかる。また、<表 4-9>でみたように、羅州では全国に比べ、直系家族形態が多いことから、夫以外の同居家族が家事や育児を手伝っている可能性も考えられる。

(2) 知人・友人関係

母国出身の知人で構成されるコミュニティを通じて、結婚移住女性は移住当初に必要な情報の交換ができる。また、韓国人の知人から文化および生活習慣などにおける知識が得られる。結婚移住女性に緊急な事態が起きた場合や家族に言えないことに関して相談を必要とする場合には、身近な知人の存在が重要であろう。

<表 4-11>頼れる知人の有無

母国出身の知人	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
いない	12	10.8	17	16.7
1~3人	42	37.8	29	28.4
4~7人	25	22.5	18	17.6
8人以上	32	28.8	38	37.3
合計	111	100.0	102	100.0
韓国人の知人	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
いない	38	34.2	45	44.1
1~3人	43	38.7	21	20.6
4~7人	11	9.9	17	16.7
8人以上	17	15.3	18	17.6
不明	2	1.8	1	1.0
合計	111	100.0	102	100.0
他国出身の知人	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
いない	34	30.6	47	46.1
1~3人	47	42.3	27	26.5
4~7人	19	17.1	8	7.8
8人以上	10	9.0	19	18.6
不明	1	.9	1	1.0
合計	111	100.0	102	100.0

結婚移住女性が頼れる知人の割合を見ると、知人の出身国を問わず、光州より羅州において知人がいない割合が高い。この結果は母国出身のみならず、韓国人とのネットワークも形成されにくく、そこに参加するチャンスも低くなることも示唆している。その原因には、羅州においては家と家との地理的距離が遠く、コミュニティに接近しにくい点も存在するが、特に農村社会において、家族から外出などの自由が制限されがちであることも挙

げられる。

(3) 地域住民との関係

結婚移住女性はそれぞれの生活圏内において関わる人々を中心に、同地域における他人からの差別的な言動にさらされることがある。また、直接的経験としてではなく、外国人のコミュニティを通じて間接的に経験する場合も少なくない。ここでは、居住地域においてこれまで結婚移住女性本人が一般人の差別的態度をどの程度感じているかについて質問した。

<表 4-12> 地域住民の支持：外国人に対する地域住民の差別意識

差別意識について	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
強く感じる	19	17.1	18	17.6
少し感じる	22	19.8	57	55.9
ほとんど感じない	36	32.4	19	18.6
全く感じない	12	10.8	7	6.9
その他	5	4.5	1	1.0
不明	17	15.3	0	.0
合計	111	100.0	102	100.0

光州においては地域住民からの差別意識をほとんど感じないという回答が最も多い32.4%を占めているのに対し、羅州においては少し感じるという回答が最も多く 55.9%を占めており、光州より羅州においてのほうが差別意識を強く感じていることがわかる。外国人に対する見方は地域によって異なり、羅州においては保守的・閉鎖的な農村地域の偏見が強いことが推定される。

しかし、光州では「不明」とする回答が 15.3%を占めており、この結果から自分たちに向けられた差別に特に心を払っていない、または、差別意識がよく分からぬいため、回答ができない場合などが考えられる。

第4節 現行支援サービスの限界

両地域における現行支援サービスは全国における多文化家族支援センターが実施している支援プログラムであり、内容はいずれの地域もほぼ同様である。

<表 4-13>支援サービスの利用率と満足度

支援サービス	光州			羅州		
	N	平均	標準偏差	N	平均	標準偏差
韓国語教室	106	2.07	.998	100	1.93	.879
多文化理解教育	101	2.39	1.058	75	2.37	.882
就職関連支援	91	3.18	3.395	63	2.44	.980
育児情報交流	95	2.71	1.262	71	2.37	.945
多文化家族自助会	92	2.78	1.274	68	2.40	.831
二重言語教室	91	2.95	1.303	59	2.42	.875
医療支援・家族相談	93	2.38	1.122	66	2.44	.914

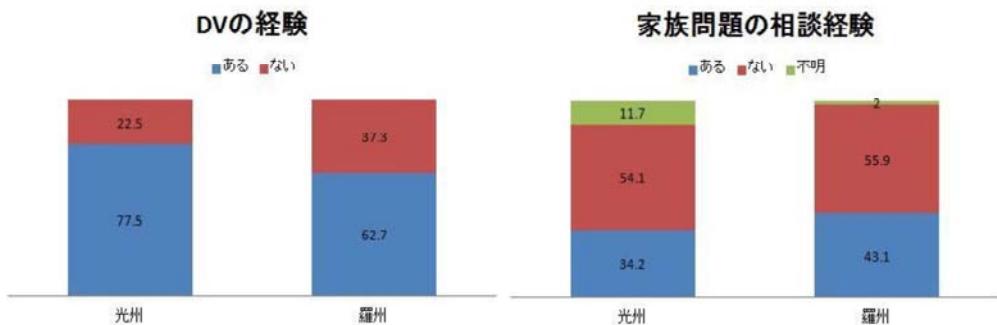
注) N=回答者数。各項目の支援サービスが分からない、または利用していない場合は答えなくて良いと指示した。

注) 平均：各項目に対する満足度を 1~5 (1=非常に満足、5=非常に不満) に分けたものを回答者数で割った結果が平均値として表示されている (全体回答者は光州=111、羅州=102)。

<表 4-13>は両地域で実施されている共通の支援サービスにおいて、その利用率と満足度について調査した結果である。まず、各支援サービスの利用率についてみると、羅州においては、全体の回答者数が 102 人であるが、個々の支援サービスについての回答者数をみると、韓国語教室 (100) 以外の支援サービスでは 3~40 人前後が無回答であり、韓国語教室以外の支援サービスを知らない、または利用していないことがわかる。また、各地域にはほぼ同様な支援サービスを実施しているにも関わらず、両地域間で各支援サービスの利用率が異なる点がみられる。このような地域差は、結婚移住女性が必要とする支援が居住地域によって異なる、または、支援サービスが受けられる地域的条件が異なることを意味する。このように、現行の支援サービスは、必ずしも支援の受け手のニーズに合ったものではないという問題が示唆される。

各支援サービスの満足度は、「利用した経験がある」、または「利用している」回答者を対象とするデータである。羅州では韓国語教室と医療支援・家族相談の満足度がそれぞれ 1.93、2.44 で、光州の 2.07、2.38 より高かったが、その他のサービスにおいては光州における満足度が高かった。羅州では韓国語教室は、訪問講師制度の拡大を通じて多数の結婚移住女性にサービスが提供されており、医療支援においても羅州では病院からセンターや各村に出向いて診察するサービスが光州より多いことが、このデータを説明すると考えられる。

<図 4-18>DV の経験および家族問題の相談経験

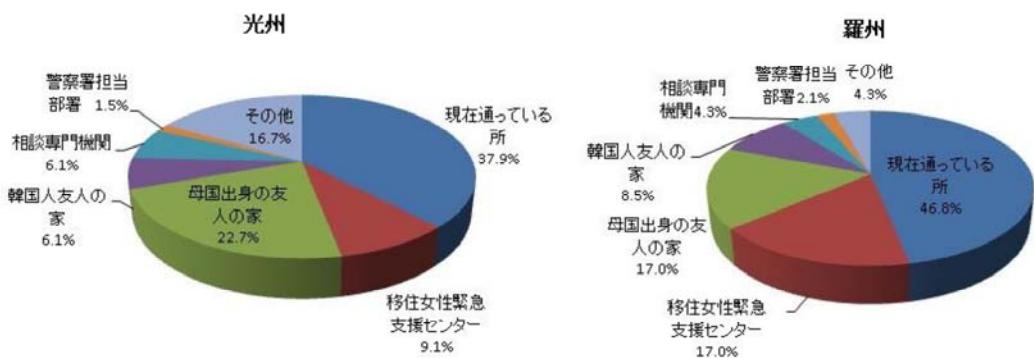


次に DV（家庭内暴力）について、<図 4-18>をみると、まず「DV の経験がある」割合は羅州より光州の方が 14.8% 高く、77.5% を占めている。NPO の職員は、DV の種類について、光州では言語的・精神的な暴力が多数であり、羅州では身体的な暴力が光州より多いという（2010 年 3 月 25 日、財団法人光州移住女性支援センターにおけるセンター職員とのインタビュー）。

しかし、このような家族問題について支援センターや友人に相談にのってもらった経験があると回答した割合は、羅州の方が光州より 8.9% 高く、43.1% を占めている。ここから、家族相談にまで至る程度の深刻な家族問題が光州より羅州において多い可能性がうかがえる。

また、光州では家族問題の相談経験に対する回答が「不明」となっている割合が 11.7% により、相談経験の事実自体を明らかにしようとしている傾向があることから、光州における結婚移住女性の都市的性格が示唆される。

<図 4-19>家族問題の相談をした場所



<図 4-19>のように、家族問題について相談を受けた場所は、現在通っている多文化家族支援センターが最も多いが、光州は羅州より 8.9% 低く、37.9% となっている。また、

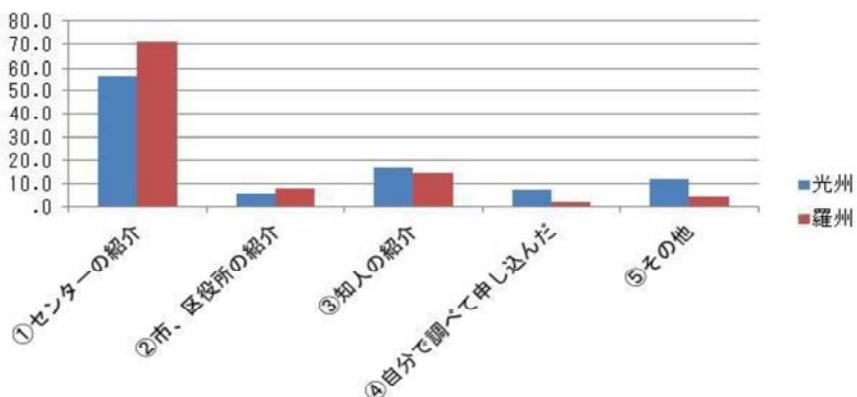
移住女性緊急支援センターでの相談も光州が羅州より 7.9% 低く、9.1% である。結婚移住女性を主な対象とし、専門相談者による相談が受けられるのはこの二ヶ所であるが、両方とも光州の方が低い割合を見せていている。その一方、友人の家における相談は、羅州より光州の方が相対的に高い割合がみられる。この結果は、光州の結婚移住女性の方が頼れる知人・友人が羅州の結婚移住女性より多いため、緊急な事態が起きた際にはこの知人・友人に相談できることを示している。

<表 4-14>家庭訪問サービスの経験

	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
ある（現在を含む）	37	33.3	45	44.1
ない	64	57.7	55	53.9
不明	10	9.0	2	2.0
合計	111	100.0	102	100.0

<表 4-14>の家族訪問サービスの経験がある女性は、光州の 33.3% に比べ、羅州が 44.1% と高い割合を示している。羅州における支援センターは結婚移住女性が密集している光州地域より数が少ないため、そうした地理的要因が家族訪問サービスの利用率を高めているものと思われる。

<図 4-20>家庭訪問サービスの申請経緯



しかし、<図 4-20>のように、訪問サービスの申請経緯をみると、羅州の約 7 割が支援センターを経由して訪問サービスを申請しており、支援センターと接触していない結婚移住女性は訪問サービスへのアクセスが難しい状況にあることが考えられる。

また、センターに通えない理由を聞くと、農業などの手伝いに忙しくて定期的に出かけることが困難であること、交通機関の不便さ、経済的状況による交通費などの問題、家族

の心配による外出の制限などがあった（調査票の問 55 における自由記述）。

＜表 4-15＞最も受けたい経済的支援（複数回答）

種類	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
医療費	24	24.2	16	16.0
就職関連教育費用支援	25	25.3	19	19.0
育児教育費用（保育施設費 ⁹⁴ 、学費など）	55	55.6	35	35.0
生活費補助	20	20.2	34	34.0
趣味活動費支援	10	10.1	1	1.0
回答者数	99		100	

結婚移住女性が最も受けたい経済的支援は、家計についての意識を映すものである。＜表 4-15＞をみると、両地域とも育児教育費用における支援を最も受けたいと答えている。特に、都市地域においては子供の面倒を見ることができる夫の親と同居している割合が低く、保育施設に子供を預ける割合も高い。他方、羅州では、生活費の支援を求める回答が育児教育要因に並ぶ高い割合を示しており、経済的支援の申請計画がなくとも（下記の＜表 4-16＞）、実際は生活に困っていることがうかがえる。また、光州の結婚移住女性は趣味活動についての支援を希望している割合が高いため、羅州に居住する結婚移住女性より生活水準が高いことが推定される。こうした生活水準の差は、当然結婚移住女性の支援ニーズを異なったものとする。

＜表 4-16＞経済的支援

	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
受けている	24	21.6	16	15.7
受ける予定	19	17.1	18	17.6
申請したい	40	36.0	32	31.4
申請の計画がない	10	9.0	33	32.4
不明	18	16.2	3	3.0
合計	111	100.0	102	100.0

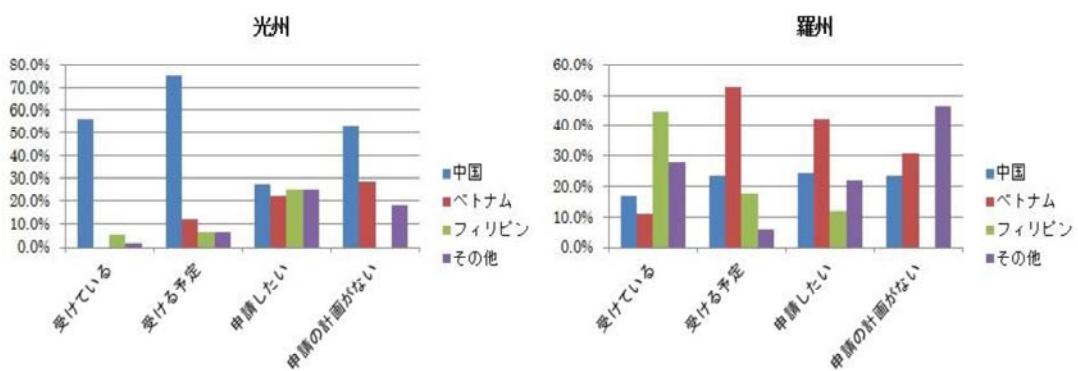
つづいて実際の経済的支援について＜表 4-16＞を見よう。経済的支援を受けるためには申請が必要であり、「受ける予定」というのは既に申請が通って支援の順番を待っている場合を示す。「受けている」と「受ける予定」を合わせると光州の方が羅州より高い割合で

⁹⁴ 韓国の保育施設は、日本における認可・認可外保育所に比べ、異なる点がある。まず 0~5 歳全てに対し、オリニジプ（子供の家という意味の韓国語）という保育施設が存在し、利用率が最も高い。次に、満 3~6 歳には幼稚園に通える。オリニジプの利用率は、国公立が最も多く（10.1%）、その次が財団法人（7.6%）、民間保育（55.1%）、父母協同（0.2%）、家庭保育（25.0%）、職場（2.0%）の順である。（2012 年度基準）。幼稚園においては国公立が 52.9%、私立が 47.0% の利用率がみられる（保健福祉統計年報 2012：39-40）。

経済的支援を受けていることがわかる。また、申請を希望している割合も羅州より光州の方が高い。

申請の計画がないと回答した割合をみると、光州が9.0%に比べ、羅州が32.4%であるが、<表4-15>の生活費補助の希望が光州より羅州に多いことから、申請の計画がないことが経済的に困っていないことを意味しているとは言い難い。自由記述によると、経済的支援の情報がない場合や、複雑な支援申請の手続きにおいて家族の支援や理解が得られにくい状況があるため、「申請の計画がない」と答えた女性が多数であった。光州の結婚移住女性は情報取得のチャンスが多いため、支援を受けている場合が羅州より多く、様々なルートによって補助が得やすいと考えられる（調査票の問58における自由記述）。また、<表4-15>では無回答者が、光州が12件、羅州が1件あり、むしろこの人たちが支援について考えたことがない層にあたると考えられる。同じく、<表4-16>における「不明」も支援センターに通い、情報には接している以上、経済的支援について考えたことがない女性を相当数含むと考えられる。

<図4-21>出身国別経済的支援



注) 無回答を除外した割合である。

<図4-21>は経済支援について結婚移住女性の出身国別に聞いたものであり、光州においては中国出身の女性は「受けている」と「受ける予定」が高い割合を占め、経済的支援は中国出身の女性に集中していることが分かる。他方、羅州においては多数のベトナムおよびフィリピン出身の女性が経済的支援を「受けている」もしくは「受ける予定」と答えたことがわかる。このような経済的支援は多文化家族支援センターと市・区役所で情報が得られ、申請できる。その他に情報が得られるルートとしては同国出身の結婚移住女性のネットワークも挙げられるが、その場合も実際の申請は該当地域における支援センターおよび市・区役所で行わなければならない。こうした側面から見ると、光州の中国人女性はセンターで情報を得ており、特に韓国語のハンデが少ない朝鮮族は同国出身者のコミュニティを通じて支援情報が得やすいものと考えられる。その一方、羅州における中国人に

は光州ほど朝鮮族は含まれておらず、センターに通う女性も光州より少ないとため、言葉が分からぬそれらの女性たちは情報が得にくい状況におかれ、経済的支援を受ける割合が低くなりがちである。これに対して、羅州におけるフィリピン出身の女性は結婚持続期間が長く、支援センターのみならず、コミュニティを通じて経済的支援の情報を取得し、申請したと答えた女性が多かった。また羅州では、居住期間が相対的に短いベトナム出身の女性は支援センターから支援情報を取得していると答えた女性が大半であった（調査票の問59における自由記述）。

<表4-17>現在の仕事の種類（複数回答）

	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
農業（のお手伝い）	2	3.7	8	25.8
単純労働、工場	17	31.5	6	19.4
専門職	9	16.7	6	19.4
サービス業	16	29.6	3	9.7
その他	10	18.5	8	25.8
回答者総数	54		31	

注) 現在、家事以外の仕事をしている女性は光州が33人、羅州が28人である。

結婚移住女性の現在の仕事について、<表4-17>では、仕事の種類を聞いたものである。羅州は光州に比べて農業関係の仕事をしている割合が約8倍も多いが、光州に関しては単純労働とサービス業に従事する割合が高く、特にサービス業に従事する割合は羅州の約3倍である。光州における仕事の詳細内容を聞いたところ、食料品店、レストランなどの自営業の手伝い、地域の支援センターにおける手伝いが多かった。サービス業については、中国出身の女性が多数を占めており、レストランの厨房、ホテル業、美容師などに従事していた。専門職はフィリピン出身の女性を中心とした英語教師が多数を占める。ただし、下の<表4-18>をみると、就労を希望する者は両地域において約8割を占め、現在仕事がある女性の場合も他の仕事を希望していることがうかがえる。

<表4-18>就労希望の有無

	光州		羅州	
	度数	割合	度数	割合
ある	85	76.6	82	80.4
ない	16	14.4	16	15.7
不明	10	9.0	4	3.9
合計	111	100.0	102	100.0

<表4-18>にあらわされる高い就労希望率は、結婚移住女性の過半数以上を占める専業主婦も、就労を希望していることを示唆している。希望する仕事の詳細について聞いたと

ころ、中国出身の女性はレストランなどのサービス業、ベトナムとタイ出身の女性は料理・美容関連の仕事、フィリピン出身の女性は言語教師などの専門職に従事したいという答えが多数であった（調査票の問 38 を出身国籍別にみたもの）。このように、結婚移住女性の出身国によって希望する仕事が異なるため、これまでのパソコン教育を中心とした単純な就職支援では、あまり効果は期待できない。

第 5 節 結婚移住女性の地域差とニーズにおける現行支援サービスの改善点

本節では、前節までの分析で明らかになった結婚移住女性の地域による特性のちがいをより体系的に分析する。また、居住地域の差による結婚移住女性の支援ニーズの相違を考えた上で、現行支援サービスにおいて改善すべき問題点を明らかにする。その際、特にここまで結婚移住女性の社会人口学的特性、結婚過程、社会関係の三つの特性からの比較分析を、それらの相互関係に重点をおいて総合的に議論する。

5-1. 結婚移住女性の一般的特性の比較

光州と羅州における結婚移住女性の一般的特性の比較からは、以下の五点を指摘することができる。第一に、出身国については、都市部の光州には中国出身の女性が多く分布しており、農村部の羅州にはベトナム出身女性が多く分布していた。光州地域には朝鮮族を中心とした中国出身女性の呼び寄せによる国際結婚が増加し、同国出身のネットワークが形成されている。羅州地域にはベトナム出身の女性が農業地域を中心にして居住しており、光州においてほどコミュニティの形成は進んでいない。現在、両地域における言語支援サービスは、結婚移住女性の出身国によってこのような相違が生じることを考慮していない。したがって、言語支援においては、彼女たちの出身国別の文化や慣習について支援する側が十分理解した上でのクラス分けや授業を進めなければならない。

第二に、出身地域については、光州に比べて羅州では農林漁村出身の女性が若干多いが、両地域ともに都市地域出身の女性が最も多いことを確認した。移住する前後において、結婚移住女性は似ている環境で暮らすと、当然適応しやすくなる。しかし、第 3 章第 2 節で述べたような羅州の産業構造的特性は同地域における結婚移住女性が出身地域と異なる地域で適応せざるを得ない状況にあることを示唆している。

第三に、結婚移住女性の年齢および結婚持続期間については、両地域とも 20 代前半の若い女性が多く結婚移住していること、結婚持続期間の平均が 5 年未満であった点から、韓国全体が 2005 年に国際結婚ピークを迎えたことに比べると、この地域では国際結婚が他の地域より遅れて始まったことが確認できた。より最近の国際結婚になるほど、結婚移住女性の年齢も低くなり、出身国も多様化している。このことが結婚移住女性のニーズと、

既存の支援政策における支援サービスの不適合を拡大させる原因となっている。逆にいえば、この若い結婚移住女性が、今後社会に適応し、自主的な社会活動が期待できる地域社会の主役となれるか否かは、これから支援サービスの改善如何にかかっているともいえる。

第四に、韓国は2012年現在で合計特殊出生率が1.3の超少子化社会である。しかし、本調査における羅州地域の子女数は、三人以上の割合が有意に多くみられた。ここには韓国社会で韓国人女性との結婚が出来なかった韓国人男性が、跡継ぎのために国際結婚を選択していることが示されている。子女が平均より多い場合、育児にかかる費用も増えることから、羅州地域における結婚移住女性に対し、出産から子供の学費などの育児に対する経済的支援は欠かせないものである。くわえて、韓国社会に適応しきらないうちに出産や育児の負担を担う多数の結婚移住女性に対して、適応に必要な言語教育などの機会を平等に提供できる支援方法を考える必要があろう。

第五に、これまで母国における韓国語の学習は、結婚移住女性が韓国に移住した後の生活適応に影響を与えるとされてきた。そのため、韓国政府も結婚が決まって滞在ビザとの関係で入国を待っている結婚移住女性を対象にした韓国語教育の実施を、国際結婚業者に勧めてきた。しかし、本研究の調査地域においては、母国で学習した韓国語が言語能力の向上につながっていない実態が観察され、これまでの学習方法による早期言語習得が結婚移住女性の初期適応に効果的であるかどうかは再検討を要するものと思われる。両地域における結婚移住女性の5割以上は、他地域に比べて韓国での居住期間が短い。移住者にとって、言語能力は韓国に適応していく過程のみならず、社会の主体として積極的な活動をするためにも基本的な要素である。在外同胞などの既に韓国語能力を保有する者を除いて、結婚移住者に対しては結婚直後から、個々の教育水準および年齢を考慮した言語教育を強化することが求められる。

5-2. 結婚移住女性の結婚過程における特性の比較

結婚移住女性は多様な背景を持ち、多様な結婚経緯によって韓国に移住している。その中でも光州と羅州地域における結婚移住女性の結婚過程における特徴を比較した結果、次の四点を指摘することができる。第一に、本調査では羅州地域に居住する結婚移住女性にとって、経済面における期待は国際結婚を決断する重要な理由であることがわかった。経済的理由だけで彼女たちが国際結婚を選択したとは言い難いが、実際、結婚斡旋業者を通じた国際結婚が多いことは、経済的側面を含めて、韓国での生活に期待が高いことを示している。しかし、経済的支援を金銭的な援助と狭く捉え、補助金の拡大などで応えようすることは望ましくない。上記の結婚移住女性の多数は母国への送金などの目的から、就労を希望しているケースが多い。就労に関する支援を具体化することがさしあたり重要な

施策となろう。

第二に、結婚に至る経緯は居住地域による差が明らかであった。光州において最も高い割合を見せた「知人の紹介による結婚」には、中国出身の女性が多かった。そこから朝鮮族女性を含む中国人女性との国際結婚が長く、既に同地域に居住している中国出身者が多いことにもつながる。韓国における国際結婚仲介業の内、結婚移住女性とその夫で構成された会社も都市地域を中心に一部存在している。この場合、仲介される女性は、妻の母国出身者が紹介される場合が多いため、この経緯によって結婚した場合、結婚移住女性は紹介した同国出身の女性により、相対的に支援情報の獲得が容易で、生活に慣れやすい環境が保障されるメリットがある。現在の支援は生活情報や支援情報の多言語化による情報伝達体系を図っているが、こうした例に鑑みれば、支援情報の取得における不平等の解消も並行して進行されるべきこととして指摘できる。そのため、たとえば、支援センターへのアクセスが困難な場合や、情報の共有ができるネットワークがない女性たちには、居住地域の最も小さい行政単位における担当者が定期的に支援対象の結婚移住女性の転入・転出を把握し、同地域の支援センターと連携する必要がある。

第三に、農村地域に居住する結婚移住女性は、都市地域に居住する結婚移住女性よりも結婚まで夫と会った回数が少なく、結婚までの期間も短いという事実は、これまでそれほど注目されることではなかった。しかし、農村地域において、仲介業者による国際結婚が多いことと重ね合わせると、この結婚経緯による結婚移住女性に、序章で述べたような極端な事件が多かったことが説明できる。事件の被害者であった結婚移住女性は、全員が斡旋業者によって短期間に紹介から結婚まで進んだ国際結婚であり、斡旋業者が提供した双方の基本情報も事実に反するものであった。斡旋業者に対する取り締まりは強化されてきてはいるが、斡旋業者も、斡旋業者による国際結婚の減少も確認できていない。むしろ国際結婚支援条例を制定し、仲介業者を挟む自治体は増えている。このように、斡旋業者による国際結婚自体を避けられないのであれば、各自治体は該当地域において補助金を渡す業者を指定する際に厳しい選定条件を設定し、条件をクリアした業者に対しても最初の条件の遂行を管理・監督する責任を担う体制が必要であろう。

第四に、結婚類型を見ると、最も多い類型である「両方とも初婚」については両地域に大きな差がなかつたが、「再婚」においては次のような差が見られる。光州地域においては、男性が初婚・再婚の場合に関係せず、結婚経験がある女性との結婚が羅州地域より多かつた。その一方、羅州の男性は再婚の際に、後継ぎ問題の解決や伝統的な韓国女性の役割を果たすことを求める傾向があった。その結果、羅州における男性の結婚相手としては、初婚の若い女性が多く求められることが明らかになった。しかし、序章に述べたような極端な事件は、妻が 20 歳前後で、夫婦の年齢差が大きい場合に起きていた。このことは、国際結婚における夫婦の年齢差が、家族関係にどのような影響を与えるか、国際結婚夫婦に対する互いの理解方法や様々な夫婦問題に対する対処方法の教育を実施する必要性を示唆

している。

5－3. 結婚移住女性の社会関係における特性の比較

本研究では、韓国社会において適応・定着していく際に必要とされる社会的支持基盤の要素として結婚移住女性の社会関係を捉えた。この社会的支持基盤の強度を把握するため、家族、知人・友人、地域住民の三つのレベルに分けて分析を行った。そこからは三つのことが指摘できる。第一に、家族関係においては、光州地域では核家族が71.8%に達しており、典型的な都市地域の特性がみられた。夫の父母と同居する割合は、光州地域が28.2%、羅州地域が43.1%であり、家族形態の地域差は明らかであった。また、家事と育児における夫の参加率は一般的な韓国人同士の家庭における参加率と変わらないことが指摘できる。韓国生活になれていない結婚移住女性たちが韓国の生活様式に合わせて家事と育児をやりこなすことは期待できない。特に、全国に比べ、羅州地域には直系家族形態が多かったことから、夫以外の同居家族が家事や育児を手伝っている可能性はあるが、この場合は主に姑が家事や育児を教える立場にあると考えられる。その際に、コミュニケーションが十分に取れず、姑の一方的な教育や命令に嫁である結婚移住女性が従属せざるを得ない場合が多い。現在の多文化家族に対する文化理解教育は結婚移住女性に対して、韓国文化および慣習、韓国人の社会関係の維持に必要な情報を提供しているが、韓国人の家族構成員に対しては、単に女性の母国の文化を紹介する程度に留まっている。異なる文化や言語を持つ家族構成員全員が互いに協力し合う関係を築いていくために、韓国人の家族構成員が国際結婚を維持するための難しさを知った上で、結婚移住女性に対する偏見や差別などを取り除き、相互理解に導くことが必要である。

第二に、結婚移住女性が頼ることのできる知人・友人は、外国出身・韓国出身者共に光州地域における割合が高く、羅州地域に居住する結婚移住女性は、友人・知人とのネットワークが少ないことが明らかとなった。原因としては、光州より羅州が地理的にコミュニティとの接点がもちにくいくことも挙げられるが、特に農村社会において、家族に外出などの自由を制限されがちであることが大きい。知人・友人がいない結婚移住女性は、必要な場合に家族以外の身近な人を頼ることができない。このような状況におかれた結婚移住女性のため、特に羅州地域においては家族訪問による言語教育および文化理解教育、生活・支援情報などを提供する際、個々の家への訪問だけではなく、何人かの結婚移住女性のグループを対象とするサービスも提供することで、彼女たちのあいだでのコミュニティ形成を促すといった方策がとらえることが望ましい。

第三に、結婚移住女性が一般の韓国人から感じる外国人差別意識について、地域住民との関係を調査・分析した結果、「強く感じる」と「少し感じる」を合わせると羅州地域の結婚移住女性が感じる差別意識の割合が光州より相対的に高いことが明らかになった。ただ

し、調査における光州地域の無回答が多かった点は、おそらく何らかの理由によって回答しにくいか、差別を意識していない可能性も推定される。また、羅州地域の結婚移住女性が認識する地域住民とは、家族、村の生活圏内の人々にとどまる。韓国における多文化社会化は血統主義、単一民族の意識が強い韓国人がその意識を多文化が共生する社会へ転換させるよりもはるかに速いスピードで進行した。しかし、結婚移住女性を含め、外国人が持続的に増加することにより、文化的な背景が異なる住民がともに参加するイベントや趣味教室など多文化理解の支援は拡大すると予想される。地域住民を対象に、外国人労働者や結婚移住女性などの外国人住民に対する差別や先入観の改善を求める支援が欠かせない。

5－4. 調査地における現行支援サービスの改善点

多文化家族支援センターが実施する支援プログラムの利用および評価を調査した結果に基づいて、二つの改善点が指摘できる。

第一に、羅州地域における韓国語教育以外のプログラムには、結婚移住女性の利用が格段に少なく、羅州地域における支援プログラム全般における利用は、光州地域より羅州の方が低調であった。つまり、羅州地域における支援サービスのアクセスの悪さを示唆する。一方、光州地域では、資格取得プログラムへの利用率が最も高く、光州地域に居住する結婚移住女性の就労希望が強いことが示された。この結果から、光州地域に居住する結婚移住女性の就労支援の体制を充実させるべきことが示唆される。また、結婚移住女性に対する支援の満足度の評価においては、支援プログラムの利用率が高い光州地域の満足度に比べ、利用率の低い羅州地域の評価の方が高い結果がみられた。つまり、光州では多様な現行の支援プログラムを利用している結婚移住女性が、現在の支援のレベルや支援の内容を越えて、より充実した支援を求めていることがうかがえる。羅州ではおよび家庭訪問教育を中心とした韓国語教育に結婚移住女性の利用が集中しており、訪問指導講師を用いた韓国語教育の内容および教育のレベルにはさしあたり満足していると評価できる。したがって、光州においては支援教育の質を高めることが必要であり、羅州においては訪問指導講師による教育支援が韓国語教育だけではなくほかの支援ニーズを探る必要がある。

第二に、家族相談が多い光州において、DV の経験がある割合は羅州より高いが、正式な相談機関における相談の件数・割合が少なかったことは、光州の結婚移住女性には知人・友人のネットワークが羅州より厚く、そのネットワークを通じて相談ができる事を示唆している。また、羅州においては、家族問題の相談経験は光州の結婚移住女性より多かつたが、知人・友人とのネットワークが光州より薄いため、支援センターなどの機関に相談を頼む割合が高いと考えられる。しかし、専門機関との距離が遠い場合や、夫や姑などによって外出が制限される場合、専門機関に相談を依頼することは困難であり、結婚移住女性は孤立するおそれがある。このように、支援情報へのアクセスや実際に支援を受ける際

の困難は、羅州地域の方が深刻である。羅州の結婚移住女性に対する支援については、訪問指導教師による支援の拡大、支援へのアクセスを助けるコミュニティ形成の促進などの施策が必要である。

終章　まとめと展望

本研究の課題は、韓国における結婚移住女性の現状と支援政策の実情をふまえ、都市と農村の間での結婚移住女性の特性の地域差および諸特性間の関連を実証することであった。この課題に対して本研究では、まず第1章において韓国の産業構造の変化と結婚難という社会的背景をふまえ、韓国社会における結婚移住女性の増加と彼女たちの社会適応における諸問題、地域社会の多文化家族に対する意識の問題点を指摘した。さらに、第2章では、政府の支援法と中央機関の支援政策および地方自治団体の取り組みについて支援体制および支援内容の現状を論じ、第3章、第4章では、光州広域市と羅州を事例として取り上げ、サーベイおよびインタビューに基づく現地調査の分析を行った。終章では、本研究で得られた知見をまとめ、今後の展望について述べる。

1. 多文化家族支援政策の改善方向と展望

韓国における結婚移住女性は、韓国社会における産業化および都市化、それにともなって生じた韓国人女性の結婚観の変化による農村男性の結婚難から1990年以降急増してきた。韓国社会に結婚移住した女性たちは言語および文化の違い、生活様式や慣習の差で苦しんでおり、2006年からは韓国の中核政府機関による多文化家族支援政策が全国的に実施されている。本研究では、この多文化家族支援政策の現状において、支援執行体制における組織構成の問題点、支援政策の基準が大都市において居住地域の特性への考慮が欠けているために支援サービスの内容が農村地域には合わない点、受け手の結婚移住女性によって支援ニーズが異なることを看過している点、の三点を現行の支援政策の効果を下げる要因として指摘し、具体的な論点として、まず結婚移住女性が居住する調査地域の地域的特性によって彼女たちはどう受け入れられてきたのか、次に調査地域で執行される多文化家族支援サービスの実態はどのような地域差を持つのか、また結婚移住女性の社会人口学的特性、結婚過程における特性、社会関係における特性は地域によってどう異なり、特性間の連関における地域差は存在するのか、そして最後に結婚移住女性は居住地域における現行の支援サービスをどう評価しているのかについて分析を行った。

本研究の知見は第一に、都市地域である光州広域市と農村地域である羅州地域における産業構造の在り方が、それぞれの地域社会が求める結婚移住女性の役割に影響していることである。光州広域市と羅州における第一次産業を比較した結果、光州広域市では兼業農業が容易である営農類型が多く見られたのに対し、羅州では家族構成員が労働力として営農が維持される労働集約的形態の営農類型が多かった。このような営農類型の違いは、それぞれの地域に結婚移住してきた女性たちに求める役割期待の相違をもたらしている。

光州地域における農家では、夫が副業としての農業に従事している場合が多く、結婚移

住女性は夫の農業を手伝うより、他の仕事に従事する、またはそれを希望するケースが多いことから、必ずしも農業に従事することは期待できない。羅州地域に居住する結婚移住女性に対しては、出産や主婦としての役割のみならず、農村における営農者としての役割をも期待されることが明らかになった。

第二に、光州広域市と羅州における自治体の支援策は画一的であり、多文化家族支援センターのマニュアルに沿った支援策の執行には、地域社会の現実を考慮しないことに由来するさまざまな矛盾が観察された。両地域の各自治体が制定した「多文化家族支援条例」によって、多文化家族支援センターに委託した支援執行における支援事業の成果は、多文化家族支援センターからの報告書に基づいた支援サービス業務の評価によるものとされていた。実際、報告書や支援サービスプログラムは中央管理機関のマニュアルに沿った内容であり、支援事業がマニュアルに従って実施されたかどうかという評価はされている。しかし、このような事業評価の方法では、支援サービスプログラムにおける良し悪しの反省による変化にはつながりにくい。つまり、現行の支援サービス内容は地域的特性についての考慮は含めておらず、支援の受け手たる結婚移住女性にとっての実際的必要に照らして、支援の内容を定める仕組みは存在しないことが明らかとなった。

第三に、結婚移住女性が持つ諸特性には居住地域の差がみられ、居住地域によって一部の特性間に連関が存在することである。支援策の改善には、こうした連関に注目することが重要である。

まず、結婚移住女性の韓国における居住地域と結婚の経緯との連関があった。光州広域市と羅州地域にはそれぞれ中国とベトナム出身の結婚移住女性が多く分布しており、中国出身の女性は「知人の紹介」という結婚の経緯が多く、ベトナム出身の女性には「結婚仲介業者」という結婚の経緯が多いことと連関があった。

次に、結婚移住女性の結婚理由は地域によって異なり、結婚経緯と連関がみられた。羅州地域には「豊かな生活」および「母国の家族への援助」という結婚理由が高い割合であり、この場合は「国際結婚仲介業者」を通じて結婚に至るケースが多かった。光州広域市には「経済的に安定した生活」を理由に結婚移住した女性が多く、この場合は「知人の紹介」を通じて結婚するケースが最も多かった。

さらに、家族の形態は居住地域によって差を見せ、子女数との連関が明らかであった。光州広域市より羅州地域に夫の親と同居する直系家族の割合が高く、これは相対的に羅州地域に子女数が多いことと連関があった。羅州における強い家父長制的傾向が、結婚移住女性に対する伝統的な女性の役割を促進することが示されている。

第四に本研究で実施したアンケートでは、支援の受け手の側面から評価した現行の支援サービスに対する満足度は支援サービスの利用率と必ずしも一致していないという結果を得た。現行の支援サービスにおける結婚移住女性の利用率は光州広域市の方が高いが、支援サービスにおける満足度は羅州の方が高い。結婚移住女性が訪問指導講師を通じて受け

られる言語教育は羅州における適応支援の中で最も必要な支援であり、他の支援サービスに比べて利用しやすい支援であることがうかがえる。他方、光州広域市では支援サービスへのアクセスは羅州よりも優れているが、支援サービスの内容についての不満は大きいことがうかがえる。

第五に、現行の支援システムにおいて、関連事業の領域および予算確保における中央部署間の拡大競争による支援の重複は、全国規模での整合的な支援の提供の妨げとなっている。この点については、光州広域市と羅州地域における支援サービスも例外ではなく、多文化家族支援センターおよび民間支援団体の事業の執行における支援対象および支援内容の重複が支援効果を下げ、予算の浪費をもたらしていることが観察された。

このように、光州広域市と羅州地域における現行の支援政策には、いくつかの改善すべき点が明白となった。以上の知見を踏まえて、光州広域市と羅州地域における結婚移住女性のための支援策への改善方向を、以下のように提言することができる。

第一に、言語教育における支援について現在の韓国語教育は、韓国社会に適応しなければならない結婚移住女性にとって基本的な支援サービスとして設定されている。しかし、光州広域市における多数の朝鮮族など、一部の結婚移住女性には韓国語教育の支援の需要が少ないため、中国出身の結婚移住女性のうち、韓国語教育を必要とする集団を区分したうえで、彼女たちに韓国語教育を強化することが効果的支援となろう。その一方、羅州に多数居住するベトナム出身の結婚移住女性は言語教育が最も必要とされており、言語教育における支援サービスを主としている訪問指導講師に支援教育を頼る傾向がみられる。農村地域を中心にこの訪問指導講師を大幅に増やすことは、予算的にも困難であろう。したがって、これらを解消する支援方向として、結婚移住女性個人に対する訪問指導講師ではなく、4～5人の結婚移住女性を基準にしたグループ単位に対する訪問指導教育サービスの実施が考えられる。結婚移住女性の居住地間の地理的距離および教育水準と年齢を考慮したグループ分けを行い、言語教育、多文化教育、家族相談、就労支援など、訪問指導講師の分野別多様化を図る必要がある。

第二に、就労支援の改善方向について、両地域において韓国語で意思疎通ができる多くの結婚移住女性は、就労情報の不足や就労に必要なスキルの不足に対する支援サービスを求めている。具体的には、光州広域市の結婚移住女性のうち、就労希望の女性の多くがサービス業や事務職を希望している。これらに応じて、多文化家族支援センターは現在提供されているビジネス韓国語や基本的パソコンスキル教育を維持する程度で就労希望の結婚移住女性の支援要求が満たされると思われる。そのため、現行の就労支援サービスは、一般の韓国人が通う就労支援教育センターを結婚移住女性に紹介する段階に留まっている。しかし、費用の発生のみならず、授業の際に外国人に対する配慮は期待できない。したがって、結婚移住女性を含む外国人専用の就労支援センターを設置し、多様な結婚移住女性の就活過程に対応できる体系的ネットワークシステムが求められる。特に羅州地域の結婚

移住女性については工場などの単純労働や美容室での就職などを希望する女性が多いものの、実際は農業を手伝っている場合が多数である。母国への仕送りや自分の自由になる現金収入が必要な結婚移住女性たちと、家族経営の農家における嫁としての期待とのギャップがみられる。増加しつつある多文化農家における韓国家族に対し、結婚移住女性の就労希望を理解させ、家族の協力の下で結婚移住女性を就労支援教育に誘導する方向を見つけることが就労支援の第一歩となる。

第三に、多文化理解教育は、家族関係を考慮した教育支援の方向への改善が要求される。光州広域市と羅州地域において主たる家族形態は核家族であるが、羅州における多くの直系家族の中の結婚移住女性には、核家族以外の家族関係に慣れなければならないという課題が存在した。また、強い家父長的な考え方を持つ夫の親との関係における困難を解消するためには、結婚移住女性のみならず、夫および夫の親など、結婚移住女性の家族である韓国人を対象とする多文化理解教育を拡大および義務化させることが求められる。お互い異なる文化を紹介することに留まらず、たとえば意思疎通の方法や感情の表現の方法など、家族関係における具体的な事例を紹介する講座、定期的な家族相談会を開催することが求められる。

第四に、結婚移住女性に対する支援情報の獲得および申請における公平性を考慮した支援の改善が求められる。光州広域市には支援センターに通う女性が多く、センター以外にも知人・友人が少なくなかった。他方、羅州地域における結婚移住女性は支援センターに通うことができない環境にあるため、知人・友人も相対的に少なかった。羅州の結婚移住女性は支援における情報交換の場に接する機会が少なく、家族を除いて頼ることのできる存在もいなかった。ここから、支援情報や支援申請に際して不利な条件におかれている。コミュニティなどを通じて情報を共有する社会的支持網は、特に羅州地域において薄い。この社会的支援網の薄さを緩和することができれば、支援へのアクセスを公平化することができよう。現在、多文化家族支援センターは、支援サービスを申請した女性を対象に支援を実施している。しかし、そこに各センターの所在地における結婚移住女性の人数などの把握の業務は含まれていない。したがって、全国の多文化家族支援センター間におけるネットワークではなく、自治体の担当部署を中心にして、各地域社会における多文化家族支援センターおよび民間支援団体における該当地域のネットワークを確立し、結婚移住女性のコミュニティの形成を誘導することが必要である。他方、光州広域市では、既に多数のコミュニティが存在し、多文化家族支援センターなどに通いながら支援を受ける結婚移住女性が多い点に鑑み、こうしたコミュニティの拠点となる場所の提供などの支援を、支援センターおよび自治体が行っていくことが必要であろう。

第五に、支援体制の組織構成については、地域における多文化家族支援政策の執行に関する随意の決定権の拡大と資金における権限の自律をさせる必要がある。現在の法制では、各自治体、多文化家族支援センター、各地域の民間支援団体はそれぞれ政府の管轄に服す

る構成となっているが、支援の実際においては、多文化家族支援センターおよび民間支援団体は各自治体からも指示にも従わねばならない。このような二重の指令系統により、多文化家族支援センターの事業成果についての報告業務が過重になる。また、民間支援団体は補助金の獲得を目的として、支援の効果よりも件数のみをいたらずに追求する傾向に陥りがちである。こうした弊を排するには、各自治体は地域の支援センターを総括するとともに、各地域の支援事情に詳しいセンターの専門家と積極的に協力しあうことが求められる。こうして自治体は、総括された支援センターに登録した結婚移住女性のネットワーク網を構築することが必要である。また、このネットワークを利用し、結婚移住女性の特性やニーズにより細やかに対応する支援の多様化を図ることも可能であろう。その際には、自治体の多文化家族担当者などが中心となって統括された地域の支援センターが、居住地域の特性を考慮した多文化家族への柔軟な対応について責任を持つことが枢要である。地域社会が主導する多文化家族支援により、支援事業の量によって支援センターの評価および予算を決める画一的・硬直的な成果中心主義から脱皮することができよう。

第六に、支援体制の一環として、結婚移住女性のデータベースを構築することが求められる。これは、居住地域に関わらず、結婚移住女性に支援情報への公平なアクセスを保証するために必要な改善方向の一つでもある。たとえば、自治体の多文化担当機関が、上記の第五の提言によって設置された各地域の支援センターのネットワーク網を利用し、結婚移住女性のデータベースを共有するシステムを確立することが可能である。

第七に、農村地域においては、地域社会を基盤にした支援体制を構築することが求められる。各地域社会における洞・邑・面単位以下の統・里・班には、洞・邑・面のような管轄役所がなく、それぞれの「長」のみが存在し、一部の役所業務を代行している。村レベルの統・里・班の長は、村の事情に最も詳しく、農村地域の結婚移住女性に重要な役割を果たせる存在である。現在の訪問指導教育は個人を対象としているが、グループを対象とすることによって適応教育のみならず、結婚移住女性間にコミュニティが形成されることも期待できる。その際には、結婚移住女性のグループ訪問教育に必要な場所の提供が統・里・班長の役割となろう。また、結婚移住女性と韓国人がともに参加できる地域住民のボランティア活動やイベント開催などが持続・拡大されることも重要である。こうした統・里・班長の取り組みを通じて、結婚移住女性に対する地域住民の先入観や差別意識の解消が期待される。

2. 地域社会の主導的存在としての結婚移住女性と課題

光州広域市と羅州地域では、韓国における他地域に比べて国際結婚が遅れて始まったため、結婚移住女性が韓国社会に適応しなければならない存在として捉えられ、そうした前提で基本的な教育支援の政策も構築されてきた。多文化家族支援政策が始まった 2000 年

代後半の支援サービスに比べ、現行の支援サービスは内容も豊富になり、定期的に支援事業における改善もなされている。しかし本研究が明らかにした通り、これまでの改善は支援事業の種類と量を場当たり的に増やすにとどまってきたことは否めず、支援の受け手からのフィードバックによる支援事業の内容の改善には乏しいため、支援の効果は必ずしも高くない。本研究では、現行の支援政策の効果が低い原因として、支援の受け手である結婚移住女性が支援情報への公平なアクセスを得られないこと、中央集権的な支援の執行体制が支援を画一化していることを示した。

しかし上に提起した改善を進めることにより、支援内容および支援体制における問題が解決できれば、韓国の地域社会に居住する結婚移住女性は社会適応の段階を超えて、それぞれの地域社会で構成員としての役割を果たしていく可能性が期待される。このような可能性に近づくため、支援の改善方向における提言が他の地域社会にも適用できるかどうかを精査することは今後の研究課題となろう。また、結婚移住女性に対する差別意識の一因となる国際結婚斡旋業者の問題について、本研究では検討問題と設定していなかった。しかし今後、結婚移住女性が主体的存在として地域社会で積極的に活躍していくためには、この斡旋業者を挟んだ国際結婚による結婚移住女性の差別的なイメージを改善することが重要となろう。差別意識の改善における具体的検討は、結婚移住女性だけではなく、第二世代である多文化家族の子女にも関わる問題であり、今後の課題としたい。

参考文献

日本語文献（あ、か、さ順）

- 李善姫、2010、「ジェンダーと多文化の挟間で—東北農村の結婚移民女性をめぐる諸問題—」『GEMC journal』No.7、pp.88-103、東北大学。
- 李美淑、2010、「マスメディアにおける他者化言説の形成過程—韓国の結婚移住女性に関する時事報道番組を中心に—」『東京大学大学院情報学環紀要』東京大学大学院情報学環、No.78、pp.181-195。
- 岡田節子、吳裁喜、2013、「日本における結婚移住女性とその家族に対する政策」尹靖水、近藤理恵編『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究』学術出版会、pp.158-177。
- 夏曉鶴、2009、「台湾における移民運動の発展—移民と移住者のための人権法制定を求めて」白石理編『国際人権ひろば』No.84、特別国際シンポジウム、ヒューライツ大阪、pp.5-9。
- 韓国史事典編纂会編、金容權、2006、『朝鮮韓国近現代史事典第2版』日本評論社。
- 桐野匡史、黒木保博、朴志先、2013、「東アジアの結婚移住女性とその家族が抱える生活問題」尹靖水、近藤理恵編『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究』学術出版会、pp.23-42。
- 国立社会保障人口問題研究所、2013、『人口の動向—日本と世界』厚生労働統計協会
- 笹川孝一、1989、「補論・韓国からの『花嫁』と異文化交流—『国際識字年』を前に」佐藤隆夫編『農村と国際結婚』日本評論社、pp.217-267。
- 佐藤満、清水直樹、麻植淳、水田敦士、2004、「韓国の地方自治『分権推進下の自治体行政』リサーチプロジェクト韓国調査報告」『政策科学』11(2)、pp.193-202。
- 白井京、2008a、「在韓外国人待遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生」『外国の立法』No.235、pp.135-145。
- _____、2008b、「韓国の多文化家族支援法—外国人統合政策の一環として」『外国の立法』No.238、pp.153-161。
- 宋ウンヨン、2010、「韓国における国際結婚女性移住者に対する多文化政策の運営実態」『政策科学』17(2)、pp.97-111。
- 武田里子、2011、「ムラの国際結婚再考」めこん。
- 大成権真弓、2013、「台湾における結婚移住女性とその家族に対する政策」尹靖水、近藤理恵編『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究』学術出版会、pp.216-238。
- 馬兎貞、2011、「韓国の都市と農村における国際結婚の比較研究—全羅南道における二つの地域を中心に—」『立命館国際研究』、立命館大学国際関係学会、23(3)、

pp.201-223。

尹靖水、朴志先、2013、「韓国における結婚移住女性とその家族に対する政策」尹靖水、近藤理恵編『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究』学術出版会、pp.190-215。

韓国語文献（ㄱ, ㄴ, ㄷ順）

- 구차순(2007). 결혼이주여성의 다문화가족 적응에 관한 연구. *한국가족복지학*, 20, pp.319-360. (ク・チャスン「結婚移住女性の多文化家族適応に関する研究」『韓国家族福祉学』)
- 권명희(2011). 결혼이주여성의 문화적응 스트레스가 심리적 안녕감에 미치는 영향. 청주대학교대학원 사회복지학과 석사학위논문. (クォン・ミョンヒ「結婚移住女性の文化適応ストレスが心理的安寧感に与える影響」清州大学大学院社会福祉学科修土学位論文)
- 김경옥(2010). 국제결혼 이주여성의 사회통합에 영향을 미치는 요인에 관한 연구. 목포대학교대학원 차치복지행정학협동과정 복지행정전공 박사학위논문. (金キヨンオク「国際結婚移住女性の社会統合に影響を与える要因に関する研究」木浦大学校大学院自治福祉行政学共同課程福祉行政専攻学位論文)
- 김나영(2010). 국제결혼 이주여성의 생활만족도에 관한 연구: 사회적 지지와 사회참여를 중심으로. 이화여자대학교 사회복지학과 석사학위논문. (金ナヨン「国際結婚移住女性の生活満足度に関する研究：社会的支持と社会参与を中心に」梨花女子大学社会福祉学科修士学位論文)
- 김두섭(2006). 한국인 국제결혼의 설명틀과 혼인 및 이혼신고자료의 분석. *한국인구학*, 29(1), pp.25-56. (金ドウソプ「韓国人国際結婚の説明枠と婚姻及び離婚届け資料の分析」『韓国人口学』 韓国人口学会)
- 김민정(2006). 국제결혼 이주여성의 딜레마와 선택: 베트남과 필리핀 여성의 사례를 중심으로. *한국문화인류학*, 39(1), pp.159-193. (金ミンジョン「国際結婚移住女性のジレンマと選択:ベトナムとフィリピン嫁の事例を中心に」『韓国文化人類学』 韓国文化人類学会)
- 김순규, 이주재(2010). 국제결혼이주여성의 한국어 능력과 사회적지지가 한국생활 적응에 미치는 영향. *한국가족복지학*, 15(1), pp.5-20. (金スンギュ、李ジュジェ「国際結婚移住女性の韓国語能力と社会的支持が韓国生活適応に与える影響」『韓国家族福祉学』)
- 김은실(2007). 결혼이주여성의 문화적응 스트레스, 사회적 지지와 사회적응, 충북대학교 대학원 석사학위논문. (金ウンシル「結婚移住女性の文化適応ストレス、社会的支持と社会適応」忠北大学大学院修士学位論文)

- 김이선(2011). 결혼이민자의 사회적 관계 증진방안. 2011 이슈페이퍼. 한국여성정책연구원, pp.385-392. (金イソン「結婚移民者の社会的関係増進方案」『2011 イシュー ペーパー』韓国女性政策研究院)
- 김진희, 박옥임(2008). 농촌과 도시지역 국제결혼 이주여성의 가족갈등과 생활만족도 비교, 농촌사회, 18(1), pp.127-160. (金ジンヒ、朴オクイム「農村と都市地域国際結婚移住女性の家族葛藤と生活満足度比較」『農村社会』)
- 김한곤(2009). 농촌지역 국제결혼 이주여성의 생활적응에 영향을 미치는 요인—경북 농촌지역을 중심으로. 농촌사회, 19(1), pp.83-120. (金ハンゴン「農村地域における国際結婚移住女性の生活適応に影響を与える要因—慶北農村地域を中心に」『農村社会』)
- 김현미(2008). 결혼이주여성의 사회통합: 가부장제와 다문화주의의 사이에서. 2008 춘계 이민학회발표문, pp.31-45. (金賢美「結婚移住女性の社会統合：家父長制と多文化主義の間から」2008 秋季移民学会発表文)
- 김현숙(2008). 국제결혼 이주여성의 한국 사회적응에 관한 연구. 호남대학교 사회복지 학과 석사학위논문. (金ヒョンスук「国際結婚移住女性の韓国社会適応に関する研究」湖南大学大学院社会福祉学科修士学位論文)
- 김현재(2007). 베트남 여성의 한국으로의 결혼이민: 그 배경과 원인에 대한 고찰. 동아연구, 52, pp.219-254. (金ヒョンジエ「ベトナム女性の韓国への結婚移民：その背景と原因についての考察」『東亜研究』第 52 輯)
- 김형수(2008). 한국 다문화정책 공동체의 연계방안에 관한 연구. 한국동북아총론, 46, pp.127-151. (金ヒョンス「韓国多文化政策共同体の連携方案に関する研究」『韓国東北亞論総』)
- 김혜순(2011). 결혼이민자 다문화가족 사회통합정책. 이민정책연구총서 1: 한국이민정책의 이해. 백산서당, pp.177-229. (金ヘスン「結婚移民者多文化家族社会統合政策」チヨン・キソン編『移民政策研究総書 1：韓国移民政策の理解』白山書堂)
- 김혜신(2011). 결혼이주여성과 한국인남성 부부의 가족건강성 연구. 전남대학교 생활환경복지학과 박사학위논문. (金ヘシン「結婚移住女性と韓国人男性夫婦の家族健康性研究」全南大学校生活環境福祉学科博士学位論文)
- 남인숙, 안숙희(2011). 도시와 농촌 거주 결혼이주여성의 스트레스, 사회적 지지 및 결혼만족도 비교. 여성건강간호학회지, 17(2), pp.99-108. (ナム・インスク、安スクリヒ「都市と農村居住の結婚移住女性のストレス、社会的支持および結婚満足度の比較」『女性健康看護学会誌』)
- 노춘희, 김일태(2004). 도시학개론. 형설출판사. (ノ・チュンヒ、金イルテ『都市学概論』ヒヨンソル出版社)
- 박재규, 이윤애(2005). 전라북도 농촌지역 국제결혼 이주여성의 정착지원을 위한 프로

- 그램 개발. 전북발전연구원. (朴ジェギュ、李ユンエ『全羅北道農村地域の国際結婚移住女性の定着支援のためのプログラム開発』全羅北道発展研究院)
- 박재규(2006). 국제결혼 이주여성의 농촌생활 적응관련요인 분석. *농촌경제* 29(3), pp.67-84. (朴ジェギュ「国際結婚移住女性の農村生活適応関連要因分析」『農村経済』)
- 박종삼(1982). 한미 국제결혼에서 문화적 배경의 차이로 인한 의사전달 갈등의 이론적 고찰. *승전대학교 논문집* 12, pp.99-136. (朴宗三「韓米国際結婚における文化的背景差による意思伝達葛藤の理論的考察」『崇田大学校論文集』)
- 박행모, 문승태(2008). 농촌지역 국제결혼 이주여성들의 사회생활 적응 교육을 위한 실태분석. *농업교육과 인적자원개발*, 40(2), pp.69-91. (朴ヘンモ、文スンテ「農村地域国際結婚移住女性たちの社会生活適応教育のための実態分析」『農業教育と人的支援開発』)
- 백국현(2012). 다문화가족의 현황 및 다문화가족지원법의 문제점과 개선방향. 중소기업과 법, 아주대학교 법학연구소, 4(1), pp.66-95. (ベク・グックヒョン「多文化家族の現況および多文化家族支援法の問題点と改善方向」『中小企業と法』)
- 소라미(2009). 결혼 이주여성의 인권실태와 한국 법제도 현황에 대한 검토. 조선대학교 법학논총, 16(2), pp.43-74 (ソ・ラミ「結婚移住女性の人権実態と韓国法制度現況の検討」『朝鮮大学校法学論総』)
- 손병덕(2012). 다문화 사회와 사회통합: 중앙정부, 지방자치단체, 지역민간기관의 역할. *한국케어매니지먼트연구*, 7, pp.67-85 (ソン・ビヨンドク「多文化社会と社会統合:中央政府、地方自治団体、地域民間機関の役割」『韓国ケアーマネジメント研究』)
- 송성자(1974). 국제결혼에 있어서의 부부갈등: 미 8 군 정신위생과에 의뢰해 온 미국군인 배우자를 가진 한국여성을 중심으로 한 조사연구. 이화여자대학교 대학원 사회사업학과 석사학위논문. (ソン・ソンジャ「国際結婚における夫婦葛藤: 米 8 軍精神衛生科に依頼してきた米軍を配偶者とする韓国女性を中心とした調査研究」利花女性大学校大学院社会事業学科修士学位論文)
- 안은숙(2008). 국제결혼 이주여성의 생활만족도에 영향을 미치는 요인. 평택대학교 대학원 석사학위논문. (安ウンスク「国際結婚移住女性の生活満足度に影響を与える要因」平澤大学大学院社会福祉学科修士学位論文)
- 양순미(2006). 농촌 국제결혼 부부의 적응 및 생활실태에 대한 비교분석. *농촌사회*. 16(2), pp.151-179. (ヤン・スンミ「農村国際結婚夫婦の適応及び生活実態に対する比較分析」『農村社会』韓国農村社会学会)
- 양옥경, 김연수, 이방현(2007). 서울거주 국제결혼이주여성의 문화적응과 사회적 지원 서비스에 관한 조사연구. *서울도시연구*. 8(2), pp.229-251. (ヤン・オクジョン、

- 金ヨンス、李バンヒョン「ソウル居住国際結婚移住女性の文化適応と社会的支援サービスに関する調査研究」『ソウル都市研究』)
- 양철호(2003). 외국인 주부의 인권과 복지에 관한 연구. *Social Welfare Policy*. 16, pp.1 27-149. (ヤン・チョロ「外国人主婦の人権と福祉に関する研究」)
- 여지연(2007). 기지촌의 그늘을 넘어, 삼인. (ヨ・ジョン『基地村の影を超えて』、サムイン)
- 유은주(2011). 결혼이주여성의 이주경험을 통해 본 다문화정책- 당사자의 관점을 중심으로-. 한림대학교대학원 사회복지학과 사회복지전공 (ユ・ウンジュ「結婚移住女性の移住経験を通じてみた多文化政策—当事者の観点を中心に—」翰林大学大学院社会福祉学科社会福祉専攻博士学位論文)
- 유철인(1994). 생애 이야기에 나타난 국제결혼여성의 삶. 한국문화인류학회 전국대회 자료집. 한국문화인류학회. pp.291-297. (ユ・チョリン「ライフストーリーに見える国際結婚女性の人生」『韓国文化人類学会全国大会資料集』)
- 윤형숙(2004a). 외국인 출신 농촌주부들의 갈등과 적응: 필리핀 여성을 중심으로. 2004년도 한국여성학회 심포지엄 발표 논문. (ユン・ヒョンスク、「外国人出身農村主婦たちの葛藤と適応: フィリピン女性を中心に」2004年度韓国女性学会シンポジウム発表論文)
- (2004b). 국제결혼 배우자와의 갈등과 적응: 한국의 소수자, 그 실태와 전망. 최협, 김성국, 정근식, 유명기편, 한울아카데미, 서울, pp.321-349. (ユン・ヒョンスク、「国際結婚配偶者との葛藤と適応」『韓国の少数者、実態と展望』Hanul Academy)
- 이금연(2003). 국내 국제결혼과 그 이해- 실태와 문제점을 중심으로. 국제결혼과 여성 폭력 관련 정책 제안을 위한 토론회. 주최: 이주여성인권연대. (李グムヨン「国内における国際結婚とその理解—実態と問題点を中心に」『国際結婚と女性に対する暴力関連政策提案のための討論会』主催: 移住女性人権連帯)
- 이선주, 민무숙, 신현옥, 이태정(2009). 다민족·다문화사회로의 이행을 위한 정책패러다임 구축(III): 다문화사회의 사회통합과 다각적 협력체계 증진방안(총괄보고서). 서울: 한국여성정책연구원. (李ソンジュ、ミン・ムスク、シン・ヒョンオク、李泰ジョン「他民族・多文化社会への移行のための政策パラダイム構築(III): 多文化社会の社会統合と多角的協力体系増進方案(総括報告書)」韓国女性政策研究院)
- 이시철, 김혜순(2009). 지방국제화 논의와 다문화담론: 의제화, 정책, 측정. 한국행정연구, 18(2), pp.109-139. (李シチヨル、金ヘスン「地方国際化議論と多文化談論: 議題化、政策、測定」『韓国行政研究』)
- 이용균(2007). 결혼 이주여성의 사회문화 네트워크의 특성: 보은과 양평을 사례로. 한

- 국도시지리학회지, 10(2), pp.35-51. 한국도시지리학회. (李・ヨンギュン「結婚移住女性の社会文化ネットワークの特性」『韓国都市地理学会誌』韓国都市地理学会)
- 이진숙(2010). 국제결혼 이주여성의 문화적응스트레스와 관련요인에 대한 연구. 한국생활과학회지, 19(6), pp.919-932. (李ジンスук「国際結婚移住女性の文化適応ストレスと関連要因に関する研究」『韓国生活科学会誌』)
- 이 태옥(2006). 국제결혼 이주여성 가족과 사회적 지지망 연구. 광주대학교 사회복지전문대학원 석사학위논문. (李テオク「国際結婚移住女性家族と社会的支持網研究」光州大学校社会福祉専門大学院修士学位論文)
- 이혜경, 김명기, 정기선, 김민정(2006). 이주의 여성화와 초국가적 가족 : 조선족사례를 중심으로. 한국사회학. 한국사회학회, 40(5), pp.258-298. (李ヘギョン、金ミョンギ、ジョン・ギソン、金ミンジョン「移住の女性化と超国家的家族：朝鮮族の事例を中心に」『韓国社会学』韓国社会学会)
- 장명선(2011). 한국 다문화가족 지원법제에 대한 고찰. 글로벌 아시아의 이주와 젠더. 도서출판 한울. 허라금 엮음, pp.324-378. (張ミョンソン「韓国多文化家族関連法制の考察」ホ・ラグム編『グローバルアジアの移住とジェンダー』図書出版ハンウル)
- 정찬석, 강기정(2008). 국제결혼 이주여성의 한국생활적응 유형에 관한 연구. 한국가족복지학, 13(1), pp.5-23. (ジョン・チャンソク、カン・キジョン「国際結婚移住女性の韓国生活適応類型に関する研究」『韓国家族福祉学』)
- 조석주, 박지영(2012). 연구보고서: 다문화사회 정착을 위한 지방자치단체의 이주민정책 개선방안. 한국지방행정연구원. (チョ・ソクジュ、朴チヨン『研究報告書：多文化社会定着のための地方自治体の移住民政策改善方案』、韓国地方行政研究院)
- 최운선(2007). 국제결혼 이주여성의 사회문화 적응에 관한 연구. 아시아여성연구, 46(1), pp.141-161. (チェ・ウンソン「国際結婚移住女性の社会文化適応に関する研究」『アジア女性研究』)
- 최연실(2009). 유행인가? 실행인가? 가족연구에서의 다문화가족담론 분석과 성찰. 한국가정관리학회지, 27(6), pp.171-186. (チェ・ヨンシル「流行か？実行か？家族研究における多文化家族談論分析と省察」『韓国家庭管理学会誌』)
- 하 링타잉(2005). 1992년 이후 한국과 베트남과의 국제결혼에 관한 연구: 베트남 여성의 문화적 적응을 중심으로. 서울대학 대학원 석사학위논문. (Ha Minh Thanh 「1992年以降、韓国とベトナムとの国際結婚に関する研究：ベトナム人女性の文化適応を中心」ソウル大学国際大学院修士学位論文)
- 한국염(2004). 이주의 여성화와 국제결혼. 이주여성인권센터 창립 3주년 심포지엄: 이

- 주의 여성화와 국제결혼. 이주여성인권센터, pp.1-16. (韓クギョム「移住の女性化と国際結婚」『移住女性人権センター創立3周年シンポジウム：移住の女性化と国際結婚』移住女性人権センター)
- _____ (2005). 국제결혼 영역에서의 이주여성. 아시아 이주여성 국제포럼. 한국이주여성인권센터, pp.102-110. (韓クギョム「国際結婚領域での移住女性」『アジア移住女性国際フォーラム』移住女性人権センター)
- 한건수(2006). 농촌지역 결혼이민자 여성의 가족생활과 갈등 및 적응. *한국문화인류학*. 39(1), pp.195-243. (ハン・コンンス「農村地域結婚移民者女性の家族生活と葛藤及び適応」『韓国文化人類学』)
- 황정미(2009). 이주의 여성화 현상과 한국내 결혼이주의 이론적 고찰. *페미니즘연구*. 9 (2), pp.1-37. (黄ジョンミ、「移住の女性化現象と韓国内結婚移住についての理論的考察」フェミニズム研究)

韓国政府の刊行資料

- 국회인권정책연구회(2007). 다문화가족지원법제정을 위한 입법공청회 자료집. (『多文化家族支援法』の制定のための立法公聴会の資料集)、国会人権政策研究会)
- 김승권, 보건복지가족부(2010). 전국다문화가족실태조사. 한국보건복지사회연구원. (金スングォン、保健福祉家族部『全国多文化家族実態調査』韓国保健福祉社会研究院)
- 법무부 외국인정책과(2008). 제1차 외국인정책기본계획. 출입국관련정책본부. (法務部外国人政策課『第1次外国人政策基本計画』出入国関連政策本部)
- _____ (2012). 제2차 외국인정책기본계획. 출입국관련정책본부. (法務部外国人政策課『第2次外国人政策基本計画』出入国関連政策本部)
- 보건복지부, 설동훈(2005). 국제결혼 이주여성 실태조사 및 보건·복지 지원 정책방안. 보건복지가족부. (保健福祉部、ソル・ドンフン『国際結婚移住女性実態調査および保健・福祉支援の政策方案』保健福祉家族部)
- _____ (2006). 여성결혼이민자 가족의 사회통합 지원대책. (保健福祉部『女性結婚移民者家族の社会統合支援対策』)
- 여성가족부(2006). 다문화가족지원법 마련을 위한 연구. 여성가족부 가족정책팀. (女性家族部『多文化家族支援法の制定のための研究』女性家族部家族政策チーム)
- _____ (2013). 2013년 다문화가족지원 사업안내. 여성가족부 다문화가족정책과. (女性家族部『2013年多文化家族支援事業案内』女性家族部多文化家族政策課)
- 안전행정부(2013). 2013 안전행정통계연보. 안전행정부정보통신담당관실. (安全行政部『2013 安全行政統計年報』、安全行政部情報統計担当官室)
- 총리실(2009.3). 다문화가족지원사업 유사·중복 현황 및 개선방안, 사회위험정책과.

(総理室、『多文化家族支援事業の類似・重複現況および改善方案』社会危険政策課)

한건수, 설동훈(2006). 결혼중개업체 실태조사 및 관리방안연구. 연구용역보고서. 보건복지부. (ハン・コンス、ソル・ドンフン『結婚仲介業者実態調査および管理方
案研究』研究用益報告書、保健福祉部)

政府機関の各ホームページと資料

安全行政部、2012、「地方自治体外国人住民現況」、地方行政国自治行政課

安全行政部自治法規情報システム、www.elis.go.kr (閲覧日 : 2013.10.10)。

外国人のための電子政府 Hi Korea、<http://www.hikorea.go.kr> (閲覧日 : 2013.10.10)。

韓国統計庁、2011、統計庁人口動態調査課年報 (閲覧日 : 2013.8.25)。

_____、2012、統計庁調査管理局人口総調査年 (閲覧日 : 2013.10.10)。

韓国統計庁、2013、統計庁農林漁業総調査 (閲覧日 : 2013.10.20)。

経済産業省資源エネルギー庁、<http://www.green-energynet.jp/guide/> (閲覧日 : 2013.10.10)。

光州広域市庁ホームページ、<http://jpn.gwangju.go.kr> (閲覧日 : 2013.7.30)。

光州広域市東区庁、www.donggu.kr/ (閲覧日 : 2013.7.30)。

光州広域市西区庁、[seogu.gwangju.kr](http://www.seogu.gwangju.kr)/ (閲覧日 : 2013.7.30)。

光州広域市南区庁、www.namgu.gwangju.kr/ (閲覧日 : 2013.7.30)。

光州広域市北区庁、www.bukgu.gwangju.kr/ (閲覧日 : 2013.7.30)。

光州広域市光山区庁、www.gwangsan.go.kr/ (閲覧日 : 2013.7.30)。

光州広域市庁、2013、光州広域市統計年報

光州広域市東区庁、2012、光州広域市東区統計年報

光州広域市西区庁、2012、光州広域市西区統計年報

光州広域市南区庁、2012、光州広域市南区統計年報

光州広域市北区庁、2012、光州広域市北区統計年報

光州広域市光山区庁、2012、光州広域市光山区統計年報

国土交通部、2012、「都市計画現況」、国土海洋統計年報、<https://stat.molit.go.kr/portal/stat/yearReport.do> (閲覧日 : 2013.7.30)。

国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr> (閲覧日 : 2013.10.10)。

雇用労働部、<http://www.moel.go.kr>/ (閲覧日 : 2013.10.10)。

タヌリホームページ、<http://www.liveinkorea.kr/intro.asp> (閲覧日 : 2013.10.10)。

全羅南道庁、www.jeonnam.go.kr/ (閲覧日 : 2013.7.30)。

女性家族部、<http://www.mogef.go.kr>/ (閲覧日 : 2013.10.10)。

女性家族部、2011、「女性発展基本法」<http://www.law.go.kr/lslInfoP.do?lslSeq=113885&efYd=20111208#0000>（閲覧日：2013.7.30）。

保健福祉部、2011、保健福祉統計年報

_____、2012、保健福祉統計年報

羅州市ホームページ、<http://jp.naju.go.kr>（閲覧日：2013.7.30）。

羅州市庁、2012、羅州市統計年報

参考資料

「農村青年の結婚がますます深刻に」ハンギョレ新聞、1988.8.7、2版、p.6。

「農協お見合い窓口に農村男性の求婚が集まる」東亜日報、1988.8.19、p.7。

「男児出産、多すぎる」ハンギョレ新聞、1989.11.5、4版、p.11。

「胎児性別診断、抑えなければ」京郷新聞、1990.2.8、p.12。

「韓国人、娘より息子欲しがる」東亜日報、1990.11.4、p.4。

「『農村チョンガー結婚させる』に自治体も手放したら」ソウル新聞、2011.11.4、p.12。

「高麗人支援条例？では、朝鮮族は？」『光州ドリーム』 第2287号、2013.9.3、p.1。

「政府多文化事業、部処別重複が沢山」明日新聞、2013.8.13、p.4。

「<2010 多文化>不幸な事件の渦中にも大きい変化」連合ニュース、2010.12.20、<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=100&oid=001&aid=0004827002>（閲覧日：2013.9.24）。

「移民関連業務 10ヶ所の部署が日々」MKニュース、2012.6.16、<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2013&no=471731>（閲覧日：2013.9.24）。

「多文化社会の現住所」E-today、2012.6.28、<http://www.etoday.co.kr/news/section/newsview.php?TM=news&SM=2203&idxno=602181>（閲覧日：2013.9.24）。

「光州広域市庁、外国人住民懇談会」『光州広域市公式ブログ、光州ラン』2013.3.20、p.15、<http://saygj.com/3192>（閲覧日：2013.10.10）

「西区、危機家庭に緊急資金、医療費など支援」『南道today』2010.3.28、<http://www.namdotoday.com/detail.php?number=4525&thread=02r05>（閲覧日：2013.10.10）

「政府部署の仕切り除去は空念仏に終わるのか、不協和音が多発」中央日報、2013.7.15、http://article.joins.com/news/article/article.asp?total_id=12067768&cloc=olink|article|default（閲覧日：2013.9.24）。

「社会調査の方法」<http://www.koka.ac.jp/morigiwa/sfc/les10104.htm>（閲覧日：2013.10.10）

ドゥサン百科事典インターネット版、<http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=1139220&cid=2000000000&categoryId=200000132>（閲覧日：2013年9月30日）

付属資料 I

□□□

光州全南地域に居住する結婚移住女性を対象にした設問調査

こんにちは、私は韓国の地方地域における結婚移住女性の生活満足度と支援方向について研究している者です。今日韓国は支援政策が進んでおり、様々な支援センターも年々増えていますが、実際市民意識の改善や地方の実情に合わせた支援に変える必要があるとも言われています。この設問調査は今後改善された支援を皆様に提供する際に、大事な基礎資料として活用されることを目標としています。以下の内容は現在皆様の生活実態および現支援プログラムに対する満足度に関する質問です。尚、皆様の実情を率直に記入していただくことで、現実の状況を考慮した上での提案が可能となります。また、本調査の結果は統計処理されるため、個人情報は保護されます。頂いた資料も調査以外には一切利用されませんので、安心してご記入ください。

調査者：馬　愈　貞

所 属：立命館大学大学院国際関係学研究科

Email : narri007@hanmail.net

※ 該当項目に○または✓をして下さい。

問 1.	出身国家	①中国 ②ベトナム ③タイ ④カンボジア ⑤日本 ⑥フィリピン ⑦モンゴル ⑧ウズベキスタン ⑨その他 ()
問 2.	結婚前の出身地域	①大都市 ②中小都市 ③農林漁村 ④その他 ()
問 3.	あなたの現在年齢	() 歳
問 4.	結婚期間	() 年
問 5.	結婚前の職業	①あった (→問 6へ) ②なかった (→問 7へ)
問 6.	職業の種類	①家事 ②農業 ③単純労働、工場 ④専門職 ⑤サービス業 ⑥その他 ()
問 7.	結婚前に韓国語教育を受けた（勉強をした）経験が	①ある (→問 8~9へ) ②ない
問 8.	韓国語の勉強方法	①独学（韓国のドラマ、韓国の本、韓国人友達などで） ②結婚業者の提供 ③民間の塾 ④その他 ()
問 9.	役に立った程度	①とても役に立った ②少し役に立った ③あまり役に立たなかった ④全然役に立たなかった

問 10.	韓国の男性と結婚した理由 (3 つ選び、順番に 1, 2, 3 を表示)	①夫を愛しているから() ②宗教的な理由で() ③母国のお家に力になりたいから() ④経済的に豊かである韓国で暮らしたいから() ⑤韓国人の男性は優しいと思ったから() ⑥その他()
問 11.	現在の夫との結婚経緯	①結婚仲介業者を通じて ②知人の紹介 ③宗教団体の紹介 ④恋愛 (13.は答えない) ⑤その他 ()
問 12.	結婚まで夫と会った回数	①0~1 回 ②2 回 ③3~5 回 ④6 回以上
問 13.	紹介から結婚までの期間	①1 週間以内 ②1~2 週間 ③2~4 週間 ④1 ヶ月以上
問 14.	結婚決定に影響を与えた人がいたら	①父 ②母 ③兄弟と姉妹 ④親族 () ⑤知人 ⑥結婚業者 ⑦いない、一人で決めた
問 15.	現在の結婚は	①初婚—夫も初婚 ②初婚—夫は再婚 ③再婚—夫は初婚 ④二人とも再婚
問 16.	現在一緒に住んでいる人 (→②,③,④は問 17 へ)	①夫と二人で ②夫と子女 ③夫と夫の父母 ④夫、子女、夫の父母
問 17.	子女は何人	①いない ②1 人 ③2 人 ④3 人以上
問 18.	夫の職業 (複数選択可)	①農業<@田 ⑥畑() ⑦果樹() ⑧野菜() ⑨花() ⑩牧畜(種類? 何頭?)> ②単純労働者、工場 ③自営業 ④専門職 ⑤その他()
問 19.	夫の家事・育児参与度	⑨家事参与率—① 0~20% ② 20~40% ③ 40~60% ④ 60~80% ⑤ 80~100% ⑩育児参与率—① 0~20% ② 20~40% ③ 40~60% ④ 60~80% ⑤ 80~100%
問 20.	夫とけんかした経験	①ある (→問 21、23 へ) ②ない (問 24 へ)
問 21.	けんかの主な原因 (2 つを選び、順番に 1, 2 を表示)	①性格差() ②文化差() ③意思疎通の困難() ④経済 (金銭) 的問題() ⑤その他 ()
問 22.	私の対処方法	①話し合う ②怒る ③泣く ④我慢する ⑤誰かに (家族、友達、知人) 助けを求める
問 23.	効果があった場合、理由は	①なかった ②あった ()
問 24.	DV 経験	①ある (→問 25、26 へ) ②ない (→問 27 へ)

問 25.	具体的にどんなもの	①言語的なもの ②身体的なもの ③性的なもの ④精神的・間接的なもの ()
問 26.	私の対処方法	①我慢した ②対抗した ③逃げ出した ④一緒に住んでいる家族に助けてもらった ⑤周りに住んでいる母国の友達に助けてもらった ⑥支援センターに助けてもらった (→どこのセンター? どうやって?) ⑦警察に助けてもらった ⑧その他 ()
問 27.	DV をされた場合、どうすれば良いのか	①知らない ②知っている (→どこで習ったのか?)
問 28.	近所に依存できる母国出身の知人	①いない ②1~3 人 ③4~7 人 ④8 人以上
問 29.	近所に依存できる(母国以外の)外国人知人	①いない ②1~3 人 ③4~7 人 ④8 人以上
問 30.	近所に依存できる韓国人の知人	①いない ②1~3 人 ③4~7 人 ④8 人以上
問 31.	各種支援センターのイベント参加率	①0~20% ②20~50% ③50~80% ④80%以上参加
問 32.	参加が難しい場合、理由は	①センターが遠い ②夫の反対 ③費用がない ④忙しい(→理由) ⑤その他()
問 33.	同じ国出身の友達と	①会っている ②会っていない →①会正在と答えた場合、 ④会う頻度： ①週 2 回以上 ②月 2~4 回 ③月 1 回 ④ 2~3 ヶ月に 1 回未満 ⑤会う場所： ①センター ②私の家 ③友達の家 ④外で ⑥話題： ①夫問題 ②子女問題 ③経済問題 ④その他()
問 34.	現在、私は仕事が	①ある (→問 35、36 へ) ②ない (→問 37、38 へ)
問 35.	仕事の種類は	①農業 (具体的に：) ②単純労働、工場 (具体的に：) ③専門職 (具体的に：) ④サービス業 (具体的に：) ⑤その他 (具体的に：)

問 36.	今の仕事に満足	①する ②しない (理由は?→)						
問 37.	就職を希望していますか	①はい (→問 38、39 ～) ②いいえ (→問 40 ～)						
問 38.	希望する仕事は	①単純労働、工場 (具体的に :) ②専門職 (具体的に :) ③サービス業 (具体的に :) ④その他 (具体的に :)						
問 39.	その理由は	()						
問 40.	夫の月給を管理する人(農業や自営業の場合は年収)	①私 ②夫 ③姑 ④その他 (具体的に :)						
問 41.	あなたが毎月もらっているお金は	()ウォン ①毎月生活費をもらっている場合 : 月()ウォン ②あなたの月給がある場合 : 月()ウォン ③お小遣いを (または必要な時に) もらう場合は、 毎月()回、1回に()ウォンをもらっている						
問 42.	韓国に来て最も良い点	()						
問 43.	韓国に来て最もがっかりしたり、不便だと思う点	()						
問 44.	現在最もしたいことは	()						
問 45.	家族の内、誰かに最も直して欲しい点	()						
問 46.	近所の韓国人について良い点と直して欲しい点	i. 良い点ー ii. 直して欲しい点ー						
問 47.	韓国語、多文化教育、就職関連授業、家族相談などの支援に対する満足度を聞きます。 該当する所に○を付け、④と⑤の場合は問題だと思う点を書いて下さい		大満足	満足	普通	不満	無意味	問題点
		韓国語教室	①	②	③	④	⑤	
		多文化理解教育	①	②	③	④	⑤	
		資格取得 (就職)	①	②	③	④	⑤	
		育児情報交流	①	②	③	④	⑤	
		多文化家族集い支援	①	②	③	④	⑤	
		二重言語教室	①	②	③	④	⑤	
		医療支援・家族相談	①	②	③	④	⑤	

問 48.	授業中最も邪魔になる要因	①乳児の子（→問 49 ～）②母国語の雑談 ③眠気 ④授業内容の難しさ ⑤その他（ ）
問 49.	その場合解決方法	①ボランティアなどに頼む ②寝かせる ③放置する ④一緒に教室から出る ⑤その他（ ）
問 50.	家族問題で相談したことが	①ある（→問 51～53 ～）②ない（→問 54 ～）
問 51.	相談を受けた場所	①現在通っている所 ②移住女性緊急支援センター ③母国出身の友人の家 ④韓国人友人の家 ⑤相談専門機関（ ） ⑥警察署担当部署 ⑦その他（具体的に： ）
問 52.	相談機関および相談者を知った経由	①母国出身の友人の紹介 ②韓国人友人の紹介 ③今通っているセンターの紹介 ④他の支援センターの紹介 ⑤その他（具体的に： ）
問 53.	相談が役に立った程度は	①とても役に立った ②少し役に立った ③あまり役に立たなかつた ④全く役に立たなかつた →その理由は：
問 54.	現在、家庭訪問サービスを（または過去）	①受けている、受けたことがある（→問 55～57 ～） ②受けたことがない（→問 58 ～）
問 55.	家庭訪問サービスを受けるようになった経由	①センターの紹介 ②市、区役所の紹介 ③知人の紹介 ④自分で調べて申し込んだ ⑤その他（ ）
問 56.	サービスの内容は	①韓国語教育サービス ②父母教育サービス ③子女生活サービス ④訪問相談サービス
問 57.	チャンスがあれば	①また受けたい（理由： ） ②受けたくない（理由： ）
問 58.	今現在、経済的支援を	①受けている（→問 59 ～） ②今は受けていないが、今後受ける予定（→問 59 ～） ③今は受けていないが、今後申請を考えている（→問 60 ～） ④今も受けていないし、今後も受けたくない（→問 60 ～）
問 59.	支援している（または今後、支援の予定である）機関は	①韓国政府 ②市・区役所 ③現在通っているセンター ④その他、市民団体など（具体的に： ）

問 60.	うけるチャンスはあったが断った場合またはできなかった場合、その理由	①他の支援金をもらっていたから ②家族の反対 ③該当条件などの情報不足（良く分からなくて断ったまたは放置した）④申請期限を越えてしまった ⑤その他（ ）
問 61.	今後、最も受けたい経済的支援	①医療費 ②就職関連教育費用支援 ③育児教育費用（i 保育施設費 ii 学費 iii その他： ） ④生活費補助 ⑤趣味活動費支援
問 62.	現在、居住している地域では結婚移住女性を対象にした営農教育が実施	①されている ②されていない ③分からない
問 63.	その営農教育に参加	①している（→問 64 へ） ②していない ③農業と関係ない
問 64.	営農教育の満足度は	①大満足 ②やや満足 ③普通 ④少し不満 ⑤不満 (→①, ②, ③ : 最も良いと思う点) (→④, ⑤ : 最も悪いと思う点)
問 65.	農村の住む結婚移住女性のために営農教育をする必要性は何%だと思いますか？	① 0~20% ② 40% ③ 60% ④ 80% ⑤ 100%
問 66.	自分に最も役に立ったと思うセンターの教育プログラムは	()
問 67.	自分に最も必要ないと思う教育プログラムは	()
問 68.	今後欲しいと思う教育プログラムは何ですか？	()
問 69.	センターに通う時、妨害要因となるもの (2つ選び、順番に1, 2表示)	①距離的問題、家から遠すぎる() ②交通機関の不便さ() ③時間がない(i 家事 ii 育児 iii 仕事)() ④家族の反対（具体的に： ）()() ⑤お金がない(i 交通費 ii 昼ごはん代 iii 授業の準備費 iv その他： ）()() ⑥その他()()

問 70.	国際結婚移住女性と多文化家族に対する一般市民の意識は以前に比べてどう違いますか？	①あまり変わっていなく、差別意識を感じる（→問 71 ～） ②以前と変わって少し良くなつたと感じる（→問 72 ～） ③結構変わり、ほとんど差別意識はないように感じる ④大きく変わり、一般市民と同じく意識されていると感じる ⑤その他（ ）
問 71.	どのような点で差別されていましたか？具体的に教えてください	（→ ）
問 72.	どのような点で差別感が薄くなつたと感じましたか？具体的に書いてください	（→ ）
— 質問はここまでです。ご協力ありがとうございました。 —		

付属資料II 集計一覧

項目	居住地域	度数		項目	居住地域	度数	
		有効	欠損値			有効	欠損値
出身国家	光州	111	0	センターのイベント 参加率	光州	108	3
	羅州	102	0		羅州	101	1
出身地域	光州	111	0	母国出身友達と会う	光州	111	0
	羅州	102	0		羅州	102	0
結婚期間	光州	111	0	会う頻度	光州	111	0
	羅州	102	0		羅州	102	0
結婚前の職業有無	光州	111	0	職業有無	光州	107	4
	羅州	102	0		羅州	101	1
職種	光州	111	0	職種	光州	54	57
	羅州	102	0		羅州	31	71
母国での言語学習 経験有無	光州	110	1	職業満足度	光州	57	54
	羅州	101	1		羅州	30	72
結婚経緯	光州	111	0	今後就職希望有無	光州	101	10
	羅州	102	0		羅州	98	4
結婚前まで夫と会つ た回数	光州	110	1	授業中邪魔要因	光州	111	0
	羅州	102	0		羅州	102	0
結婚までの期間	光州	108	3	解決方法	光州	111	0
	羅州	102	0		羅州	102	0
結婚種類	光州	111	0	家族についての 相談経験有無	光州	98	13
	羅州	102	0		羅州	102	0
同居家族	光州	111	0	相談が役立った程度	光州	63	48
	羅州	102	0		羅州	45	57
子女数	光州	111	0	家族訪問サービス 経験の有無	光州	101	10
	羅州	102	0		羅州	100	2
夫の家事参加率	光州	111	0	サービス申請の経緯	光州	65	46
	羅州	102	0		羅州	48	54
夫の育児参加率	光州	111	0	再申請希望の有無	光州	70	41
	羅州	102	0		羅州	48	54
夫婦喧嘩経験の 有無	光州	111	0	現在、経済的支援の有 無	光州	100	11
	羅州	102	0		羅州	98	4
対処効果の有無	光州	111	0	支援機関	光州	57	54
	羅州	102	0		羅州	40	62
家庭暴力(DV)経験の 有無	光州	104	7	支援の拒否(不可)の 場合、その理由	光州	111	0
	羅州	100	2		羅州	102	0
経験した家庭暴力 (DV)の種類	光州	111	0	営農教育実施有無	光州	104	7
	羅州	102	0		羅州	101	1
家庭暴力(DV)の 対処知識有無	光州	108	3	参加の可否	光州	83	28
	羅州	99	3		羅州	50	52
母国出身知人	光州	111	0	営農教育の満足度	光州	42	69
	羅州	102	0		羅州	28	74
外国人知人	光州	110	1	営農教育の必要性	光州	72	39
	羅州	101	1		羅州	99	3
韓国人知人	光州	109	2	一般市民の意識変化	光州	94	17
	羅州	101	1		羅州	102	0

(問1) 出身国家

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	中国	53	47.7	47.7
		ベトナム	22	19.8	67.6
		タイ	15	13.5	81.1
		カンボジア	0	0	0
		日本	4	3.6	84.7
		フィリピン	17	15.3	100
		モンゴル	0	0	0
		ウズベキスタン	0	0	0
		その他	0	0	0
		合計	111	100	100
羅州	有効	中国	22	21.6	21.6
		ベトナム	37	36.3	57.8
		タイ	0	0	0
		カンボジア	8	7.8	65.7
		日本	0	0	0
		フィリピン	17	16.7	82.4
		モンゴル	0	0	0
		ウズベキスタン	7	6.9	89.2
		その他	11	10.8	100
		合計	102	100	100

(問2) 出身地域

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	大都市	16	14.4	14.4
		中小都市	50	45.0	59.5
		農林漁村	42	37.8	97.3
		その他	3	2.7	100.0
		合計	111	100.0	100.0
羅州	有効	大都市	11	10.8	10.8
		中小都市	45	44.1	54.9
		農林漁村	46	45.1	100.0
		その他	0	0	0
		合計	102	100.0	100.0

(問3) 年齢

光州					
有効	年齢	頻度	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
1	19歳から-22歳まで	9	8.1	8.1	8.1
2	23歳から-26歳まで	27	24.3	24.3	32.4
3	27歳から-30歳まで	21	18.9	18.9	51.3
4	31歳から-35歳まで	18	16.2	16.2	67.5
5	36歳から-40歳まで	20	18	18	85.5
6	41歳から-45歳まで	11	9.9	9.9	95.4
7	46歳以上	5	4.5	4.5	100
合計		111	100	100	
羅州					
有効	年齢	頻度	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
1	19歳から-22歳まで	11	10.8	10.8	10.8
2	23歳から-26歳まで	30	29.5	29.5	40.3
3	27歳から-30歳まで	16	15.7	15.7	56
4	31歳から-35歳まで	21	23.4	23.4	79.4
5	36歳から-40歳まで	13	12.8	12.8	92.2
6	41歳から-45歳まで	4	3.9	3.9	96.1
7	46歳以上	4	3.9	3.9	100
合計		102	100	100	

(問4) 結婚期間

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント	
光州	有効	1	1年未満	32	28.8	30.2	30.2
		2	1年以上~2年未満	20	18.0	18.9	49.1
		3	2年以上~3年未満	19	17.1	17.9	67.0
		4	3年以上~5年未満	10	9.0	9.4	76.4
		5	5年以上~7年未満	6	5.4	5.7	82.1
		6	7年以上~9年未満	10	9.0	9.4	91.5
		7	9年以上~13年未満	6	5.4	5.7	97.2
		8	13年以上	3	2.7	2.8	100.0
	合計		106	95.5	100.0		
	不明		5	4.5			
	合計		111	100.0			
羅州	有効	1	1年未満	25	24.5	24.5	24.5
		2	1年以上~2年未満	13	12.7	12.7	37.3
		3	2年以上~3年未満	11	10.8	10.8	48.0
		4	3年以上~5年未満	15	14.7	14.7	62.7
		5	5年以上~7年未満	12	11.8	11.8	74.5
		6	7年以上~9年未満	10	9.8	9.8	84.3
		7	9年以上~13年未満	12	11.8	11.8	96.1
		8	13年以上	4	3.9	3.9	100.0
	合計		102	100.0	100.0		

技術統計量					
光州	N	最小値	最大値	平均値	標準偏差
年齢（歳）	111	19	52	31.55	7.832
結婚期間（年）	109	1	16	3.59	3.266
有効	109				
技術統計量					
羅州	N	最小値	最大値	平均値	標準偏差
年齢（歳）	102	19	53	30.39	7.370
結婚期間（年）	102	0(3か月)	25	4.69	4.241
有効	102				

(問5) 結婚前の職業有無

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	Y	81	73.0	73.0	73.0
		N	30	27.0	27.0	100.0
		合計	111	100.0	100.0	
羅州	有効	Y	68	66.7	66.7	66.7
		N	34	33.3	33.3	100.0
		合計	102	100.0	100.0	

(問6) 職業の種類

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	家事	21	18.9	20.2	20.2
	農業	5	4.5	4.8	25.0
	単純労働、工場	27	24.3	26.0	51.0
	専門職	12	10.8	11.5	62.5
	サービス業	23	20.7	22.1	84.6
	その他	16	14.4	15.4	100.0
	合計	104	93.7	100.0	
欠損有効	無回答	7	6.3		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	家事	15	14.7	21.7	21.7
	農業	6	5.9	8.7	30.4
	単純労働、工場	20	19.6	29.0	59.4
	専門職	6	5.9	8.7	68.1
	サービス業	7	6.9	10.1	78.3
	その他	15	14.7	21.7	100.0
	合計	69	67.6	100.0	
欠損有効	無回答	33	32.4		
合計		102	100.0		

(問7) 母国での言語学習経験有無

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	Y	60	54.1	54.5	54.5
		N	50	45.0	45.5	100.0
		合計	110	99.1	100.0	
	不明		1	.9		
	合計		111	100.0		
羅州	有効	Y	51	50.0	50.5	50.5
		N	50	49.0	49.5	100.0
		合計	101	99.0	100.0	
	不明		1	1.0		
	合計		102	100.0		

(問8) 母国での言語学習の方法

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	独学（韓国のドラマ、韓国 の本、韓国人友達などで）	44	39.6	42.3	42.3
	結婚業者の提供	9	8.1	8.7	51.0
	民間の塾	37	33.3	35.6	86.5
	その他	14	12.6	13.5	100.0
	合計	104	93.7	100.0	
不明		7	6.3		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	独学（韓国のドラマ、韓国 の本、韓国人友達などで）	31	30.4	47.7	47.7
	結婚業者の提供	15	14.7	23.1	70.8
	民間の塾	13	12.7	20.0	90.8
	その他	6	5.9	9.2	100.0
	合計	65	63.7	100.0	
不明		37	36.3		
合計		102	100.0		

(問9) 役立った程度

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	とても役に立った	49	44.1	46.2	46.2
	少し役に立った	44	39.6	41.5	87.7
	あまり役に立たなかった	7	6.3	6.6	94.3
	全然役に立たなかった	6	5.4	5.7	100.0
	合計	106	95.5	100.0	
不明		5	4.5		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	とても役に立った	26	25.5	41.3	41.3
	少し役に立った	29	28.4	46.0	87.3
	あまり役に立たなかった	3	2.9	4.8	92.1
	全然役に立たなかった	5	4.9	7.9	100.0
	合計	63	61.8	100.0	
不明		39	38.2		
合計		102	100.0		

(問10－1) 韓国人男性との国際結婚を選択した理由－1位

光州		頻度	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	夫を愛している	60	54.1	54.5	54.5
	宗教的な理由	7	6.3	6.4	60.9
	母国の家族に力になりたい	13	11.7	11.8	72.7
	経済的に豊かである韓国で暮らしたい	7	6.3	6.4	79.1
	韓国人の男性は優しい	11	9.9	10.0	89.1
	その他	12	10.8	10.9	100.0
	合計	110	99.1	100.0	
不明		1	.9		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	夫を愛している	46	45.1	45.1	45.1
	宗教的な理由	3	2.9	2.9	48.0
	母国の家族に力になりたい	19	18.6	18.6	66.7
	経済的に豊かである韓国で暮らしたい	13	12.7	12.7	79.4
	韓国人の男性は優しい	17	16.7	16.7	96.1
	その他	4	3.9	3.9	100.0
	合計	102	100.0	100.0	

(問10－2) 韓国人男性との国際結婚を選択した理由－2位

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	夫を愛している	1	.9	3.0	3.0
	宗教的な理由	7	6.3	21.2	24.2
	母国の家族に力になりたい	11	9.9	33.3	57.6
	経済的に豊かである韓国で暮らしたい	10	9.0	30.3	87.9
	韓国人の男性は優しい	4	3.6	12.1	100.0
	その他	33	29.7	100.0	
不明		78	70.3		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	夫を愛している	2	2.0	3.6	3.6
	宗教的な理由	3	2.9	5.4	8.9
	母国の家族に力になりたい	15	14.7	26.8	35.7
	経済的に豊かである韓国で暮らしたい	19	18.6	33.9	69.6
	韓国人の男性は優しい	15	14.7	26.8	96.4
	その他	2	2.0	3.6	100.0
	合計	56	54.9	100.0	
不明		46	45.1		
合計		102	100.0		

(問10－3) 韓国人男性との国際結婚を選択した理由－3位

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	夫を愛している	0	0	0	0
	宗教的な理由	1	.9	4.3	4.3
	母国の家族に力になりたい	4	3.6	17.4	21.7
	経済的に豊かである韓国で暮らしたい	4	3.6	17.4	39.1
	韓国人の男性は優しい	13	11.7	56.5	95.7
	その他	1	.9	4.3	100.0
合計		23	20.7	100.0	
不明		88	79.3		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	夫を愛している	4	3.9	9.5	9.5
	宗教的な理由	0	0	0	0
	母国の家族に力になりたい	10	9.8	23.8	33.3
	経済的に豊かである韓国で暮らしたい	10	9.8	23.8	57.1
	韓国人の男性は優しい	15	14.7	35.7	92.9
	その他	3	2.9	7.1	100.0
	合計	42	41.2	100.0	
不明		60	58.8		
合計		102	100.0		

(問11) 結婚の経緯

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	結婚仲介業者	25	22.5	22.7	22.7
		知人の紹介	47	42.3	42.7	65.5
		宗教団体の紹介	15	13.5	13.6	79.1
		恋愛	18	16.2	16.4	95.5
		その他	5	4.5	4.5	100.0
		合計	110	99.1	100.0	
		不明	1	.9		
合計			111	100.0		
羅州	有効	結婚仲介業者	50	49.0	49.0	49.0
		知人の紹介	34	33.3	33.3	82.4
		宗教団体の紹介	11	10.8	10.8	93.1
		恋愛	2	2.0	2.0	95.1
		その他	5	4.9	4.9	100.0
		合計	102	100.0	100.0	

(問12) 結婚まで夫とあつた回数

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	0~1回	28	25.2	25.5	25.5
		2回	30	27.0	27.3	52.7
		3~5回	21	18.9	19.1	71.8
		6回以上	31	27.9	28.2	100.0
		合計	110	99.1	100.0	
		不明	1	.9		
		合計	111	100.0		
羅州	有効	0~1回	36	35.3	35.3	35.3
		2回	28	27.5	27.5	62.7
		3~5回	15	14.7	14.7	77.5
		6回以上	23	22.5	22.5	100.0
		合計	102	100.0	100.0	

(問13) 紹介から結婚までかかった期間

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	1週間以内	14	12.6	13.0	13.0
		1~2週間	5	4.5	4.6	17.6
		2~4週間	4	3.6	3.7	21.3
		1ヶ月以上	85	76.6	78.7	100.0
		合計	108	97.3	100.0	
		不明	3	2.7		
		合計	111	100.0		
羅州	有効	1週間以内	27	26.5	26.5	26.5
		1~2週間	18	17.6	17.6	44.1
		2~4週間	11	10.8	10.8	54.9
		1ヶ月以上	46	45.1	45.1	100.0
		合計	102	100.0	100.0	

(問14) 結婚決定に影響を与えた人（複数回答）

居住地域	結婚決定において本人に影響を与えた人 ^a	応答数		ケースのパーセント
		N	パーセント	
光州	結婚決定において本人に影響を与えた人 ^a	父	13	10.7%
		母	14	11.5%
		兄弟と姉妹	5	4.1%
		親族	12	9.8%
		知人	12	9.8%
		結婚業者	4	3.3%
		自分で決めた	62	50.8%
		合計	122	100.0%
羅州	結婚決定において本人に影響を与えた人 ^a	父	7	6.7%
		母	10	9.6%
		兄弟と姉妹	3	2.9%
		親族	10	9.6%
		知人	7	6.7%
		結婚業者	3	2.9%
		自分で決めた	64	61.5%
		合計	104	100.0%

a. グループ

(問15) 現在の結婚は初婚か再婚か

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	二人とも初婚	80	72.1	72.1
		妻初婚一夫再婚	11	9.9	82.0
		妻再婚一夫初婚	8	7.2	89.2
		二人とも再婚	12	10.8	100.0
		合計	111	100.0	100.0
羅州	有効	二人とも初婚	66	64.7	64.7
		妻初婚一夫再婚	25	24.5	89.2
		妻再婚一夫初婚	4	3.9	93.1
		二人とも再婚	7	6.9	100.0
		合計	102	100.0	100.0

(問16) 同居家族

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	夫と二人	36	32.4	32.4
		夫と子女	43	38.7	72.1
		夫と夫の父母	17	15.3	87.4
		夫、子女、夫の父母	14	12.6	100.0
		不明	1	.9	.9
		合計	111	100.0	100.0
羅州	有効	夫と二人	21	20.6	20.6
		夫と子女	37	36.3	56.9
		夫と夫の父母	19	18.6	75.5
		夫、子女、夫の父母	25	24.5	100.0
		合計	102	100.0	100.0

(問17) 子女数

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	いない	39	35.1	35.1	35.1
		1人	48	43.2	43.2	78.4
		2人	22	19.8	19.8	98.2
		3人以上	2	1.8	1.8	100.0
		合計	111	100.0	100.0	
羅州	有効	いない	29	28.4	28.4	28.4
		1人	35	34.3	34.3	62.7
		2人	34	33.3	33.3	96.1
		3人以上	4	3.9	3.9	100.0
		合計	102	100.0	100.0	

(問18) 夫の職業

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	夫の職種	農業	3	2.7%	5.6%	5.6%
		単純労働者、工場	23	20.7%	42.6%	48.2%
		自営業	12	10.8%	22.2%	70.4%
		専門職	11	9.9%	20.4%	90.8%
		その他	5	4.5%	9.2%	100%
		合計	54	100%	100%	
	夫の職種	不明	57	51.5%		
		合計	111	100.0%		
		農業	25	24.5%	50.0%	50.0%
		単純労働者、工場	9	8.8%	18.0%	68.0%
羅州	夫の職種	自営業	8	7.8%	16.0%	84.0%
		専門職	7	6.9%	14.0%	98.0%
		その他	1	1.0%	2.0%	100.0%
		合計	50	100%	100%	
		不明	52	51.0%		
		合計	102	100.0%		

(問19－1) 夫の家事参与度

光州		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	0～20%	40	36.0	36.0	36.0
	20～40%	40	36.0	36.0	72.1
	40～60%	12	10.8	10.8	82.9
	60～80%	9	8.1	8.1	91.0
	80～100%	10	9.0	9.0	100.0
	合計	111	100.0	100.0	
羅州		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	0～20%	43	42.2	42.2	42.2
	20～40%	24	23.5	23.5	65.7
	40～60%	19	18.6	18.6	84.3
	60～80%	10	9.8	9.8	94.1
	80～100%	6	5.9	5.9	100.0
	合計	102	100.0	100.0	

(問19－2) 夫の育児参与度

光州		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	0～20%	66	59.5	59.5	59.5
	20～40%	15	13.5	13.5	73.0
	40～60%	15	13.5	13.5	86.5
	60～80%	8	7.2	7.2	93.7
	80～100%	7	6.3	6.3	100.0
	合計	111	100.0	100.0	
羅州		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	0～20%	54	52.9	52.9	52.9
	20～40%	14	13.7	13.7	66.7
	40～60%	16	15.7	15.7	82.4
	60～80%	11	10.8	10.8	93.1
	80～100%	7	6.9	6.9	100.0
	合計	102	100.0	100.0	

(問20) 夫とけんかした経験

光州		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	ある	86	77.5	77.5	77.5
	ない	25	22.5	22.5	100.0
	合計	111	100.0	100.0	
羅州		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	ある	64	62.7	62.7	62.7
	ない	38	37.3	37.3	100.0
	合計	102	100.0	100.0	

(問21) けんかの原因（複数回答）

居住地域			応答数		ケースのパーセント
			N	パーセント	
光州	夫婦ケンカの原因 ^a	性格の差異	23	19.3%	26.1%
		文化の差異	25	21.0%	28.4%
		意思疎通の困難	39	32.8%	44.3%
		経済(金銭)的問題	21	17.6%	23.9%
		その他	11	9.2%	12.5%
		合計	119	100.0%	135.2%
羅州	夫婦ケンカの原因 ^a	性格の差異	21	21.6%	32.3%
		文化の差異	24	24.7%	36.9%
		意思疎通の困難	24	24.7%	36.9%
		経済(金銭)的問題	24	24.7%	36.9%
		その他	4	4.1%	6.2%
		合計	97	100.0%	149.2%
a. グループ					

(問22) 対処方法（複数回答）

居住地域			応答数		ケースのパーセント
			N	パーセント	
光州	ケンカに対する対処方法 ^a	話し合う	51	44.0%	53.1%
		怒る	15	12.9%	15.6%
		泣く	10	8.6%	10.4%
		我慢する	17	14.7%	17.7%
		誰かに(家族、友人、知人)助けを求める	23	19.8%	24.0%
		合計	116	100.0%	120.8%
羅州	ケンカに対する対処方法 ^a	話し合う	26	38.8%	40.0%
		怒る	9	13.4%	13.8%
		泣く	9	13.4%	13.8%
		我慢する	11	16.4%	16.9%
		誰かに(家族、友人、知人)助けを求める	12	17.9%	18.5%
		合計	67	100.0%	103.1%
a. グループ					

(問23) 効果の可否

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	あり	32	28.8	34.0	34.0
	なし	62	55.9	66.0	100.0
	合計	94	84.7	100.0	
欠損有効	無回答	17	15.3		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	あり	29	28.4	44.6	44.6
	なし	36	35.3	55.4	100.0
	合計	65	63.7	100.0	
欠損有効	無回答	37	36.3		
合計		102	100.0		

(問24) 家庭内暴力の経験有無

光州		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	ある	42	37.8	39.6	39.6
	ない	64	57.7	60.4	100.0
	合計	106	95.5	100.0	
欠損値	不明	5	4.5		
合計		111	100.0		
羅州		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	ある	29	28.4	29.0	29.0
	ない	71	69.6	71.0	100.0
	合計	100	98.0	100.0	
欠損値	不明	2	2.0		
合計		102	100.0		

(問25) 具体的にどんな暴力を経験したか（複数回答）

光州 ^a	ケース					
	有効数		欠損値		合計	
	N	パーセント	N	パーセント	N	パーセント
	40	36.0%	71	64.0%	111	100.0%
a. グループ						
羅州 ^a	ケース					
	有効数		欠損値		合計	
	N	パーセント	N	パーセント	N	パーセント
	25	24.5%	77	75.5%	102	100.0%
a. グループ						

光州		応答数		ケースのパーセント
		N	パーセント	
DVの種類 ^a	言語的なもの	26	65.0%	65.0%
	身体的なもの	4	10.0%	10.0%
	精神的・間接的なもの	10	25.0%	25.0%
合計		40	100.0%	100.0%
a. グループ				
羅州		応答数		ケースのパーセント
		N	パーセント	
DVの種類 ^a	言語的なもの	11	39.3%	44.0%
	身体的なもの	8	28.6%	32.0%
	性的なもの	4	14.3%	16.0%
	精神的・間接的なもの	5	17.9%	20.0%
合計		28	100.0%	112.0%
a. グループ				

(問26) 家庭内暴力をされた時、私の対処方法（複数回答）

居住地域		応答数		ケースの パーセント	
		N	パーセント		
光州	対処方法 ^a	我慢した	22	39.3%	
		抵抗した	8	14.3%	
		逃げ出した	3	5.4%	
		一緒に住んでいる家族に助けてもらった	1	1.8%	
		近所に住む母国の友人に助けてもらつた	6	10.7%	
		支援センターに助けてもらった	12	21.4%	
		警察に助けてもらった	4	7.1%	
合計		56	100.0%	107.7%	
羅州	対処方法 ^a	我慢した	8	32.0%	
		抵抗した	6	24.0%	
		逃げ出した	2	8.0%	
		一緒に住んでいる家族に助けてもらった	3	12.0%	
		近所に住む母国の友人に助けてもらつた	2	8.0%	
		支援センターに助けてもらった	3	12.0%	
		警察に助けてもらった	1	4.0%	
合計		25	100.0%	108.7%	
a. グループ					

(問27) 家庭内暴力をされた場合の対処を知っているか

光州		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	はい	55	49.5	50.9	50.9
	いいえ	53	47.7	49.1	100.0
	合計	108	97.3	100.0	
欠損値	不明	3	2.7		
合計		111	100.0		
羅州		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	はい	54	52.9	54.5	54.5
	いいえ	45	44.1	45.5	100.0
	合計	99	97.1	100.0	
欠損値	不明	3	2.9		
合計		102	100.0		

(問28) 母国出身の知人、(問29) 外国出身の知人、(問30) 韓国人の知人

母国出身知人				
居住地域		度数	パーセント	有効パーセント
光州	いない	12	10.8	10.8
	1~3人	42	37.8	37.8
	4~7人	25	22.5	22.5
	8人以上	32	28.8	28.8
	合計	111	100.0	100.0
羅州	いない	17	16.7	16.7
	1~3人	29	28.4	28.4
	4~7人	18	17.6	17.6
	8人以上	38	37.3	37.3
	合計	102	100.0	100.0
外国人知人				
居住地域		度数	パーセント	有効パーセント
光州	いない	34	30.6	30.9
	1~3人	47	42.3	42.7
	4~7人	19	17.1	17.3
	8人以上	10	9.0	9.1
	有効合計	110	99.1	100.0
	不明	1	.9	
	合計	111	100.0	
羅州	いない	47	46.1	46.5
	1~3人	27	26.5	26.7
	4~7人	8	7.8	7.9
	8人以上	19	18.6	18.8
	有効合計	101	99.0	100.0
	不明	1	1.0	
	合計	102	100.0	

韓国人知人				
居住地域		度数	パーセント	有効パーセント
光州	いない	38	34.2	34.9
	1~3人	43	38.7	39.4
	4~7人	11	9.9	10.1
	8人以上	17	15.3	15.6
	有効合計	109	98.2	100.0
	不明	2	1.8	
	合計	111	100.0	
羅州	いない	45	44.1	44.6
	1~3人	21	20.6	20.8
	4~7人	17	16.7	16.8
	8人以上	18	17.6	17.8
	有効合計	101	99.0	100.0
	不明	1	1.0	
	合計	102	100.0	

(問31) センターのイベント参加率

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	0~20%	34	30.6	31.5
		20~50%	33	29.7	62.0
		50~80%	30	27.0	89.8
		80%以上参加	11	9.9	100.0
		合計	108	97.3	100.0
	欠損値	不明	3	2.7	
	合計		111	100.0	
羅州	有効	0~20%	21	20.6	20.8
		20~50%	38	37.3	58.4
		50~80%	31	30.4	89.1
		80%以上参加	11	10.8	100.0
		合計	101	99.0	100.0
	欠損値	不明	1	1.0	
	合計		102	100.0	

(問32) 参加が難しい理由（複数回答）

居住地域			応答数		ケースのパーセント
			N	パーセント	
光州	支援センターのプログラムへの不参加理由 ^a	センターが遠い	24	21.2%	23.5%
		夫の反対	19	16.8%	18.6%
		費用がない	13	11.5%	12.7%
		忙しい	44	38.9%	43.1%
		その他	13	11.5%	12.7%
	合計		113	100.0%	110.8%
羅州	支援センターのプログラムへの不参加理由 ^a	センターが遠い	28	29.5%	29.5%
		夫の反対	2	2.1%	2.1%
		費用がない	15	15.8%	15.8%
		忙しい	40	42.1%	42.1%
		その他	10	10.5%	10.5%
	合計		95	100.0%	100.0%

a. グループ

(問33) 同国出身友人との会っている、ない（集いがある、ない）

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	ある	88	79.3	79.3	79.3
	ない	23	20.7	20.7	100.0
	合計	111	100.0	100.0	
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	ある	76	74.5	74.5	74.5
	ない	26	25.5	25.5	100.0
	合計	102	100.0	100.0	

(問33-a) 同国出身友人と会う頻度

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	1週2回以上	22	19.8	26.8	26.8
	1ヵ月に2~4回	31	27.9	37.8	64.6
	1ヵ月に1回	16	14.4	19.5	84.1
	2~3ヶ月に1回未満	13	11.7	15.9	100.0
	合計	82	73.9	100.0	
欠損有効	無応答	29	26.1		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	1週2回以上	22	21.6	29.3	29.3
	1ヵ月に2~4回	26	25.5	34.7	64.0
	1ヵ月に1回	22	21.6	29.3	93.3
	2~3ヶ月に1回未満	5	4.9	6.7	100.0
	合計	75	73.5	100.0	
欠損有効	無応答	27	26.5		
合計		102	100.0		

(問3 3-b, c) 同国出身友人との集いに関して (複数回答)

居住地域			応答数		ケースのパーセント	
			N	パーセント		
光州	友達と会う場所 ^a	センター	23	21.7%	28.0%	
		私の家	24	22.6%	29.3%	
		友達の家	24	22.6%	29.3%	
		外で	35	33.0%	42.7%	
		合計	106	100.0%	129.3%	
羅州	友達と会う場所 ^a	センター	36	40.9%	48.0%	
		私の家	14	15.9%	18.7%	
		友達の家	20	22.7%	26.7%	
		外で	18	20.5%	24.0%	
		合計	88	100.0%	117.3%	
a. グループ						
居住地域			応答数		ケースのパーセント	
			N	パーセント		
光州	友達との話題 ^a	夫問題	41	31.1%	50.0%	
		子女問題	35	26.5%	42.7%	
		経済問題	30	22.7%	36.6%	
		その他	26	19.7%	31.7%	
		合計	132	100.0%	161.0%	
羅州	友達との話題 ^a	夫問題	24	27.3%	32.0%	
		子女問題	17	19.3%	22.7%	
		経済問題	25	28.4%	33.3%	
		その他	22	25.0%	29.3%	
		合計	88	100.0%	117.3%	
a. グループ						

(問3 4) 現在の就労、(問3 5) 仕事の種類

職種					
居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	農業	2	1.8	3.7
		単純労働、工場	17	15.3	31.5
		専門職	9	8.1	16.7
		サービス業	16	14.4	29.6
		その他	10	9.0	18.5
		合計	54	48.6	100.0
	主婦	57	51.4		
羅州	有効	合計	111	100.0	
		農業	8	7.8	25.8
		単純労働、工場	6	5.9	19.4
		専門職	6	5.9	19.4
		サービス業	3	2.9	9.7
		その他	8	7.8	25.8
		合計	31	30.4	100.0
	主婦	71	69.6		
	合計	102	100.0		

(問36) 現在の仕事に満足するか

職業満足度						
居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	はい	37	33.3	64.9	64.9
		いいえ	20	18.0	35.1	100.0
		合計	57	51.4	100.0	
	欠損値	不明	54	48.6		
	合計		111	100.0		
羅州	有効	はい	21	20.6	70.0	70.0
		いいえ	9	8.8	30.0	100.0
		合計	30	29.4	100.0	
	欠損値	不明	72	70.6		
	合計		102	100.0		

(問37) 就労の希望（転職を含む）

今後就職希望有無						
居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	はい	85	76.6	84.2	84.2
		いいえ	16	14.4	15.8	100.0
		合計	101	91.0	100.0	
	欠損値	不明	10	9.0		
	合計		111	100.0		
羅州	有効	はい	82	80.4	83.7	83.7
		いいえ	16	15.7	16.3	100.0
		合計	98	96.1	100.0	
	欠損値	不明	4	3.9		
	合計		102	100.0		

(問38) 希望する職種（複数回答）

居住地域			応答数		ケースの パーセント
			N	パーセント	
光州	今後、希望する職種 ^a	単純労働、工場	38	39.6%	40.4%
		専門職、事務職	18	18.8%	19.1%
		サービス業	17	17.7%	18.1%
		その他	23	24.0%	24.5%
	合計		96	100.0%	102.1%
羅州	今後、希望する職種 ^a	単純労働、工場	36	41.9%	42.9%
		専門職、事務職	27	31.4%	32.1%
		サービス業	15	17.4%	17.9%
		その他	8	9.3%	9.5%
	合計		86	100.0%	102.4%

a. グループ

(問39) 記述項目のため省略。

(問40) 夫の給料管理者（複数回答）

居住地域			応答数		ケースのパーセント
			N	パーセント	
光州	給料管理者 ^a	私	36	31.6%	32.7%
		夫	68	59.6%	61.8%
		姑	5	4.4%	4.5%
		その他	5	4.4%	4.5%
		合計	114	100.0%	103.6%
羅州	給料管理者 ^a	私	15	15.0%	15.0%
		夫	70	70.0%	70.0%
		姑	11	11.0%	11.0%
		その他	4	4.0%	4.0%
		合計	100	100.0%	100.0%
a. グループ					

(問41) — (問46) 記述項目のため省略。

(問47—1) 言語教育プログラムに対する満足度

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	非常に不満	4	3.6	3.8
		不満	4	3.6	3.8
		普通	20	18.0	18.9
		満足	45	40.5	42.5
		非常に満足	33	29.7	31.1
		合計	106	95.5	100.0
	欠損値	不明	5	4.5	
合計		111	111	100.0	
羅州	有効	非常に不満	2	2.0	2.0
		不満	2	2.0	2.0
		普通	17	16.7	17.0
		満足	45	44.1	45.0
		非常に満足	34	33.3	34.0
		合計	100	98.0	100.0
	欠損値	不明	2	2.0	
合計		102	102	100.0	

(問47－2) 多文化理解プログラムに対する満足度

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	非常に不満	8	7.2	7.9
		不満	2	1.8	9.9
		普通	29	26.1	38.6
		満足	44	39.6	82.2
		非常に満足	18	16.2	100.0
		合計	101	91.0	100.0
	欠損値	不明	10	9.0	
	合計		111	111	100.0
羅州	有効	非常に不満	2	2.0	2.7
		不満	4	3.9	8.0
		普通	24	23.5	40.0
		満足	35	34.3	86.7
		非常に満足	10	9.8	100.0
		合計	75	73.5	100.0
	欠損値	不明	27	26.5	
	合計		102	102	100.0

(問47－3) 就労支援プログラムに対する満足度

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	非常に不満	16	14.4	17.8
		不満	5	4.5	23.3
		普通	28	25.2	54.4
		満足	31	27.9	88.9
		非常に満足	10	9.0	100.0
		合計	90	81.1	100.0
	欠損値	不明	21	18.9	
	合計		111	111	100.0
羅州	有効	非常に不満	3	2.9	4.8
		不満	1	1.0	6.3
		普通	29	28.4	52.4
		満足	18	17.6	81.0
		非常に満足	12	11.8	100.0
		合計	63	61.8	100.0
	欠損値	不明	39	38.2	
	合計		102	102	100.0

(問47－4) 育児情報プログラムに対する満足度

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	非常に不満	16	14.4	16.8
		不満	1	.9	1.1
		普通	33	29.7	34.7
		満足	29	26.1	30.5
		非常に満足	16	14.4	16.8
		合計	95	85.6	100.0
	欠損値	不明	16	14.4	
		合計	111	100.0	
羅州	有効	非常に不満	3	2.9	4.2
		不満	2	2.0	2.8
		普通	25	24.5	35.2
		満足	29	28.4	40.8
		非常に満足	12	11.8	16.9
		合計	71	69.6	100.0
	欠損値	不明	31	30.4	
		合計	102	100.0	

(問47－5) 多文化家族集い支援プログラムに対する満足度

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	非常に不満	15	13.5	16.3
		不満	7	6.3	7.6
		普通	27	24.3	29.3
		満足	29	26.1	31.5
		非常に満足	14	12.6	15.2
		合計	92	82.9	100.0
	欠損値	不明	19	17.1	
		合計	111	111	100.0
羅州	有効	非常に不満	1	1.0	1.5
		不満	3	2.9	4.4
		普通	27	26.5	39.7
		満足	28	27.5	41.2
		非常に満足	9	8.8	13.2
		合計	68	66.7	100.0
	欠損値	不明	34	33.3	
		合計	102	102	100.0

(問47－6) 二重言語プログラムに対する満足度

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	非常に不満	20	18.0	22.0
		不満	3	2.7	25.3
		普通	31	27.9	59.3
		満足	26	23.4	87.9
		非常に満足	11	9.9	100.0
		合計	91	82.0	100.0
	欠損値	不明	20	18.0	
		合計	111	111	100.0
羅州	有効	非常に不満	1	1.0	1.7
		不満	3	2.9	6.8
		普通	25	24.5	49.2
		満足	21	20.6	84.7
		非常に満足	9	8.8	100.0
		合計	59	57.8	100.0
	欠損値	不明	43	42.2	
		合計	102	102	100.0

(問47－7) 医療支援プログラムに対する満足度

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	非常に不満	7	6.3	7.5
		不満	4	3.6	11.8
		普通	28	25.2	41.9
		満足	32	28.8	76.3
		非常に満足	22	19.8	100.0
		合計	93	83.8	100.0
	欠損値	不明	18	16.2	
		合計	111	111	100.0
羅州	有効	非常に不満	3	2.9	4.5
		不満	1	1.0	6.1
		普通	27	26.5	47.0
		満足	26	25.5	86.4
		非常に満足	9	8.8	100.0
		合計	66	64.7	100.0
	欠損値	不明	36	35.3	
		合計	102	102	100.0

(問48) 授業中最も邪魔になる要因 (複数回答)

光州		応答		ケースパーセント
		N	パーセント	
\$要因 ^a	乳児の子	16	17.2%	17.2%
	母国語の雑談	17	18.3%	18.3%
	眠気	12	12.9%	12.9%
	授業内容の難しさ	28	30.1%	30.1%
	その他	20	21.5%	21.5%
合計		93	100.0%	100.0%
a. 光州のグループ				
羅州		応答		ケースパーセント
		N	パーセント	
\$要因 ^a	乳児の子	33	40.2%	40.2%
	母国語の雑談	20	24.4%	24.4%
	眠気	2	2.4%	2.4%
	授業内容の難しさ	23	28.0%	28.0%
	その他	4	4.9%	4.9%
合計		82	100.0%	100.0%
a. 羅州のグループ				

(問49) 邪魔要因の解決策

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	ボランティアなどに頼む	35	31.5	46.7	46.7
	寝かせる	4	3.6	5.3	52.0
	放置する	10	9.0	13.3	65.3
	一緒に教室から出る	4	3.6	5.3	70.7
	その他	22	19.8	29.3	100.0
	合計	75	67.6	100.0	
欠損有効	無回答	36	32.4		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	ボランティアなどに頼む	23	22.5	54.8	54.8
	寝かせる	8	7.8	19.0	73.8
	放置する	2	2.0	4.8	78.6
	一緒に教室から出る	3	2.9	7.1	85.7
	その他	6	5.9	14.3	100.0
	合計	42	41.2	100.0	
欠損有効	無回答	60	58.8		
合計		102	100.0		

(問50) 家族問題についての相談の経験

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	1	38	34.2	38.8	38.8
	2	60	54.1	61.2	100.0
	合計	98	88.3	100.0	
欠損有効	無応答	13	11.7		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	1	44	43.1	43.1	43.1
	2	58	56.9	56.9	100.0
	合計	102	100.0	100.0	

(問51) 家族相談の場所（複数回答）

居住地域	家族問題について相談を受けた場所 ^a	応答数		ケースのパーセント
		N	パーセント	
光州	現在通っているセンター	25	37.9%	41.0%
		6	9.1%	9.8%
		15	22.7%	24.6%
		4	6.1%	6.6%
		4	6.1%	6.6%
		1	1.5%	1.6%
		11	16.7%	18.0%
	合計	66	100.0%	108.2%
羅州	移住女性緊急支援センター	22	46.8%	47.8%
		8	17.0%	17.4%
		8	17.0%	17.4%
		4	8.5%	8.7%
		2	4.3%	4.3%
		1	2.1%	2.2%
		2	4.3%	4.3%
	合計	47	100.0%	102.2%

a. グループ

(問52) 家族相談者（機関）を知った経緯

居住地域	応答数	ケースのパーセント	
光州	母国出身の友人の紹介	21	34.4%
	韓国人友人の紹介	9	14.8%
	今通っているセンターの紹介	19	31.1%
	他の支援センターの紹介	6	9.8%
	その他	6	9.8%
	合計	61	100.0%
羅州	母国出身の友人の紹介	16	35.6%
	韓国人友人の紹介	5	11.1%
	今通っているセンターの紹介	21	46.7%
	その他	3	6.7%
	合計	45	100.0%
	a. グループ		

(問53) 家族相談の役立った程度

居住地域	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	とても役に立った	34	30.6	54.0
	少し役に立った	20	18.0	31.7
	あまり役に立たなかった	4	3.6	6.3
	全く役に立たなかった	5	4.5	7.9
	合計	63	56.8	100.0
	不明	48	43.2	
羅州	合計	111	100.0	
	とても役に立った	18	17.6	40.0
	少し役に立った	24	23.5	53.3
	あまり役に立たなかった	1	1.0	2.2
	全く役に立たなかった	2	2.0	4.4
	合計	45	44.1	100.0
	不明	57	55.9	
	合計	102	100.0	

(問54) 家庭訪問サービスを受けた経験

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	ある	37	33.3	36.6	36.6
		ない	64	57.7	63.4	100.0
		合計	101	91.0	100.0	
	無回答		10	9.0		
	合計		111	100.0		
羅州	有効	ある	45	44.1	45.0	45.0
		ない	55	53.9	55.0	100.0
		合計	100	98.0	100.0	
	無回答		2	2.0		
	合計		102	100.0		

(問55) 家庭訪問サービスを知った経緯

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	センターの紹介	37	33.3	56.9	56.9
		市、区役所の紹介	4	3.6	6.2	63.1
		知人の紹介	11	9.9	16.9	80.0
		自分で調べて申し込んだ	5	4.5	7.7	87.7
		その他	8	7.2	12.3	100.0
		合計	65	58.6	100.0	
	不明		46	41.4		
合計			111	100.0		
羅州	有効	センターの紹介	34	33.3	70.8	70.8
		市、区役所の紹介	4	3.9	8.3	79.2
		知人の紹介	7	6.9	14.6	93.8
		自分で調べて申し込んだ	1	1.0	2.1	95.8
		その他	2	2.0	4.2	100.0
		合計	48	47.1	100.0	
	不明		54	52.9		
合計			102	100.0		

(問56) 家庭訪問サービスの内容（複数回答）

居住地域			応答数		ケースのパーセント
			N	パーセント	
光州	訪問サービスの内容 ^a	韓国語教育サービス	46	63.0%	68.7%
		父母教育サービス	2	2.7%	3.0%
		子女生活サービス	17	23.3%	25.4%
		訪問相談サービス	8	11.0%	11.9%
		合計	73	100.0%	109.0%
羅州	訪問サービスの内容 ^a	韓国語教育サービス	29	61.7%	61.7%
		父母教育サービス	2	4.3%	4.3%
		子女生活サービス	13	27.7%	27.7%
		訪問相談サービス	3	6.4%	6.4%
		合計	47	100.0%	100.0%

(問57) 家庭訪問サービスを再度受けたいか

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	はい	45	40.5	64.3	64.3
		いいえ	25	22.5	35.7	100.0
		合計	70	63.1	100.0	
	無回答		41	36.9		
	合計		111	100.0		
羅州	有効	はい	44	43.1	91.7	91.7
		いいえ	4	3.9	8.3	100.0
		合計	48	47.1	100.0	
	無回答		54	52.9		
	合計		102	100.0		

(問58) 経済的支援を受けた経験

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	受けている	16	14.4	16.0	16.0
		今は受けていないが、今後受ける予定	16	14.4	16.0	32.0
		今は受けていないが、今後申請を考えている	40	36.0	40.0	72.0
		今も受けていないし、今後も受けたくない	28	25.2	28.0	100.0
		合計	100	90.1	100.0	
	無回答		11	9.9		
	合計		111	100.0		

羅州	有効	受けている	18	17.6	18.4	18.4
		今は受けていないが、今後受ける予定	17	16.7	17.3	35.7
		今は受けていないが、今後申請を考えている	50	49.0	51.0	86.7
		今も受けていないし、今後も受けたくない	13	12.7	13.3	100.0
		合計	98	96.1	100.0	
		無回答	4	3.9		
		合計	102	100.0		

(問59) 経済的支援の機関について

		居住地域	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	韓国政府	23	20.7	40.4	40.4
		市・区役所	8	7.2	14.0	54.4
		現在通っているセンター	14	12.6	24.6	78.9
		その他、市民団体など	12	10.8	21.1	100.0
		合計	57	51.4	100.0	
	不明	不明	54	48.6		
		合計	111	100.0		
羅州	有効	韓国政府	9	8.8	22.5	22.5
		市・区役所	12	11.8	30.0	52.5
		現在通っているセンター	16	15.7	40.0	92.5
		その他、市民団体など	3	2.9	7.5	100.0
		合計	40	39.2	100.0	
	不明	不明	62	60.8		
		合計	102	100.0		

(問60) 経済的支援を受けなかった場合の理由について

光州		頻度	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	他の支援金をもらっていたから	9	8.1	13.2	13.2
	家族の反対	9	8.1	13.2	26.5
	該当条件などの情報不足（良く分からなくて断った、または放置した）	29	26.1	42.6	69.1
	申請期限を越えてしまった	4	3.6	5.9	75.0
	その他	17	15.3	25.0	100.0
	合計	68	61.3	100.0	
欠損有効	無回答	43	38.7		
合計		111	100.0		

羅州		頻度	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	他の支援金をもらっていたから	5	4.9	6.8	6.8
	家族の反対	3	2.9	4.1	11.0
	該当条件などの情報不足（良く分からなくて断った、または放置した）	44	43.1	60.3	71.2
	申請期限を越えてしまった	14	13.7	19.2	90.4
	その他	7	6.9	9.6	100.0
	合計	73	71.6	100.0	
欠損有効	無回答	29	28.4		
合計		102	100.0		

(問61) 最も受けたい経済的支援（複数回答）

光州		応答数		ケースのパーセント
		N	パーセント	
複数回答_A	医療費	24	17.9%	24.2%
	就職関連教育費用支援	25	18.7%	25.3%
	育児教育費用（保育施設費、学費など）	55	41.0%	55.6%
	生活費補助	20	14.9%	20.2%
	趣味活動費支援	10	7.5%	10.1%
合計		134	100.0%	135.4%
羅州		応答数		ケースのパーセント
		N	パーセント	
複数回答_A	医療費	16	15.2%	16.0%
	就職関連教育費用支援	19	18.1%	19.0%
	育児教育費用（保育施設費、学費など）	35	33.3%	35.0%
	生活費補助	34	32.4%	34.0%
	趣味活動費支援	1	1.0%	1.0%
合計		105	100.0%	105.0%
a. グループ				

(問62) 居住地域における営農教育の実施について

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	されている	8	7.2	7.7	7.7
		されていない	23	20.7	22.1	29.8
		分からない	73	65.8	70.2	100.0
		合計	104	93.7	100.0	
	不明		7	6.3		
	合計		111	100.0		
羅州	有効	されている	31	30.4	30.7	30.7
		されていない	18	17.6	17.8	48.5
		分からない	52	51.0	51.5	100.0
		合計	101	99.0	100.0	
	不明		1	1.0		
	合計		102	100.0		

(問63) 営農教育に参加した経験

居住地域			度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	している	9	8.1	10.8	10.8
		していない	56	50.5	67.5	78.3
		農業と関係ない	18	16.2	21.7	100.0
		合計	83	74.8	100.0	
	不明		28	25.2		
	合計		111	100.0		
羅州	有効	している	18	17.6	36.0	36.0
		していない	19	18.6	38.0	74.0
		農業と関係ない	13	12.7	26.0	100.0
		合計	50	49.0	100.0	
	不明		52	51.0		
	合計		102	100.0		

(問64) 営農教育の満足度：回答者数が極端に少ないと省略。

(問65) 居住地において営農教育の必要度

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	0~20%	24	21.6	33.8	34.7
	40%	13	11.7	18.3	52.1
	60%	16	14.4	22.5	74.6
	80%	12	10.8	16.9	91.5
	100%	6	5.4	8.5	100.0
	合計	71	63.9	100.0	
欠損有効	無回答	40	36.0		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	0~20%	7	6.9	7.1	7.1
	40%	10	9.8	10.1	17.2
	60%	45	44.1	45.5	62.6
	80%	22	21.6	22.2	84.8
	100%	15	14.7	15.2	100.0
	合計	99	97.1	100.0	
欠損有効	無回答	3	2.9		
合計		102	100.0		

(問66) — (問68) 記述項目のため省略。

(問69-1) センターに通う際の邪魔要因(1位)

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	距離的問題、家から遠すぎる	32	28.8	32.3	32.3
	交通機関の不便さ	14	12.6	14.1	46.5
	時間がない	38	34.2	38.4	84.8
	家族の反対	5	4.5	5.1	89.9
	お金がない	3	2.7	3.0	92.9
	その他	7	6.3	7.1	100.0
	合計	99	89.2	100.0	
欠損有効	無回答	12	10.8		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	距離的問題、家から遠すぎる	29	28.4	29.6	29.6
	交通機関の不便さ	25	24.5	25.5	55.1
	時間がない	27	26.5	27.6	82.7
	家族の反対	2	2.0	2.0	84.7
	お金がない	14	13.7	14.3	99.0
	その他	1	1.0	1.0	100.0
	合計	98	96.1	100.0	
欠損有効	無回答	4	3.9		
合計		102	100.0		

(問69-1) センターに通う際の邪魔要因(2位)

光州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	距離的問題、家から遠すぎる	0	0.0	0.0	0.0
	交通機関の不便さ	10	9.0	29.4	29.4
	時間がない	5	4.5	14.7	44.1
	家族の反対	3	2.7	8.8	52.9
	お金がない	15	13.5	44.1	97.1
	その他	1	.9	2.9	100.0
	合計	34	30.6	100.0	
欠損有効	無回答	77	69.4		
合計		111	100.0		
羅州		頻度	パーセント	有効 パーセント	累積パーセント
有効	距離的問題、家から遠すぎる	13	12.7	19.1	19.1
	交通機関の不便さ	10	9.8	14.7	33.8
	時間がない	13	12.7	19.1	52.9
	家族の反対	2	2.0	2.9	55.9
	お金がない	27	26.5	39.7	95.6
	その他	3	2.9	4.4	100.0
	合計	68	66.7	100.0	
欠損有効	無回答	34	33.3		
合計		102	100.0		

(問70) 多文化家族に対する地域市民の差別意識

居住地域		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
光州	有効	強く感じる	19	17.1	20.2
		少々感じる	22	19.8	23.4
		あまり感じない	36	32.4	38.3
		全く感じない	12	10.8	94.7
		その他	5	4.5	5.3
		合計	94	84.7	100.0
	不明	17	15.3		
合計		111	100.0		
羅州	有効	強く感じる	18	17.6	17.6
		少々感じる	57	55.9	55.9
		あまり感じない	19	18.6	18.6
		全く感じない	7	6.9	6.9
		その他	1	1.0	1.0
		合計	102	100.0	100.0

(問71) — (問72) 記述項目のため省略。